

業 務 概 況

平成18年度

福島県県南保健福祉事務所

「安心して暮らし ともに生きる 健康福祉社会の実現」に向けて

急速な少子化の進行により、かつて経験したことのない人口減少社会を迎える一方、県南地域では65歳以上の人口が総人口の20%を超えるなど高齢化も進行しております。

また、生活様式や価値観の多様化に伴い、生活習慣病の増加や新型インフルエンザ等による健康危機管理の対応、障害者自立支援法の本格的な施行、介護保険制度の改正、さらには、医療制度改革など、社会を取り巻く環境は大きく変化し、サービス利用者である県民の視点に立った保健・医療・福祉の一体的かつ総合的なサービス提供体制やシステムの再構築が求められております。

このような中、県南保健福祉事務所におきましては、「いのち、人格、人権の尊重」の基本理念のもと、第四次福島県保健医療計画「うつくしま保健医療福祉プラン21」及び第4次福島県社会福祉計画「うつくしま福祉プラン21」に基づき、県南地域の「安心して暮らし ともに生きる 健康福祉社会の実現」に向けて、市町村をはじめ関係機関・団体と緊密に連携しながら施策・事業の執行に努めているところであります。

特に、今年度は小児科研修事業など地域医療の充実対策やこころの健康・自殺予防対策、障がい者の地域生活移行の支援などについて、地域の特性を踏まえて重点的に取り組むことにしております。

本書は、当事務所の平成17年度事業実績及び平成18年度事業計画等を中心に、県南地域における保健・医療・福祉の現状、課題及び施策等について取りまとめたものであります。関係者のみならず、多くの方々に御利用いただき、県南地域の保健医療福祉行政の推進につかまして、なお一層の御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

平成18年9月

福島県県南保健福祉事務所長 遠藤 幸男

目	次	頁
第1章 概況		
県南地域の概況		
地域の特性 -----		1
 県南保健福祉事務所の概況		
1 沿革 -----		3
2 組織機構図 -----		4
3 職員の配置状況 -----		5
 人口動態		
1 人口動態の推移 -----		6
2 県南地域の死因の推移 -----		9
3 市町村別標準化死亡比（SMR） -----		10
4 市町村別選択死因一覧 -----		11
5 市町村別悪性新生物部位別死亡率（人口10万対） -----		12
6 病類別生活習慣病死亡率（人口10万対）及び割合（%） 県南・県・国比較 -----		13
第2章 平成18年度事業計画		
平成18年度県南保健福祉事務所の基本方針及び重点施策 -----		14
 平成18年度県南保健福祉事務所事業体系 -----		18
 平成18年度主要事業計画 -----		22
第3章 平成17年度事業実績（担当グループ・チーム）		
快適で健やかな生活の実現		
- 1) 安全な水の確保（環境衛生チーム） -----		34
- 2) 食品等の安全性の確保（食品衛生チーム） -----		35
- 3) 安全で衛生的な環境の確保（環境衛生チーム） -----		37
- 4) 人にやさしいまちづくりの推進（高齢者支援チーム） -----		41
- 5) 安心して暮らせる住環境の整備促進（高齢者支援チーム） -----		41
- 6) 人と動物の共生の推進（食品衛生チーム） -----		42
 生涯にわたる健康づくりの推進		
- 1) 健康ふくしま21県民健康づくり運動の 推進（健康増進グループ） -----		45
- 2) 生活習慣病予防の推進（健康増進グループ） -----		47
- 3) 成人保健・職域保健の推進（高齢者支援チーム） -----		48
- 4) こころの健康づくり普及啓発事業（障がい者支援チーム） -----		48
- 5) 歯科保健対策（健康増進グループ） -----		49
- 6) 難病対策の推進（健康増進グループ） -----		50
- 7) 感染症対策の推進（感染症予防チーム） -----		53
- 8) 結核対策の推進（感染症予防チーム） -----		57
- 9) 薬物乱用の防止（医事薬事チーム） -----		62
 健康を支える医療の充実		

- 1)	医療提供体制の整備（医事薬事チーム）	65
- 2)	救急医療体制の整備（医事薬事チーム）	66
- 3)	災害時医療体制の充実（医事薬事チーム）	67
- 4)	移植医療の推進（医事薬事チーム）	67
- 5)	医薬分業の適正な推進（医事薬事チーム）	68
- 6)	医薬品等の適切な使用、安全性の確保（医事薬事チーム）	68
- 7)	献血者の確保（医事薬事チーム）	70
- 8)	国民健康保険制度及び老人医療制度の安定的な運営の 推進（高齢者支援チーム）	71

誰もが安心して暮らせる福祉社会の推進

- 1)	地域福祉の総合的・計画的推進（地域支援グループ）	73
- 2)	県民の福祉活動への支援・参加促進（地域支援グループ）	73
- 3)	保護援助を必要とする女性への支援（児童家庭支援チーム）	74
- 4)	生活援助を必要とする人への支援（地域支援・生活保護グループ）	74
- 5)	人権擁護の推進（児童家庭支援チーム）	81

妊娠・出産・子育て・子育てを支える社会の推進

- 1)	母子保健医療施策の推進（児童家庭支援チーム）	83
- 2)	子育て支援環境づくりの推進（児童家庭支援チーム）	90
- 3)	子育て家庭の支援（児童家庭支援チーム）	91
- 4)	子育てと仕事の両立支援（児童家庭支援チーム）	91
- 5)	子どもの健全育成の推進（児童家庭支援チーム）	92
- 6)	子どもの豊かな心づくり（児童家庭支援チーム）	92
- 7)	子どもの権利擁護の推進（児童家庭支援チーム）	92

高齢者が心豊かに暮らせる社会の推進

- 1)	介護保険事業支援計画等の策定（高齢者支援チーム）	93
- 2)	生きがいづくりと社会参加の促進（高齢者支援チーム）	93
- 3)	健康づくりと介護予防の推進（高齢者支援チーム）	94
- 4)	在宅医療・介護の充実（高齢者支援チーム）	97
- 5)	施設医療・介護の充実（高齢者支援チーム）	98
- 6)	介護保険制度の円滑な運営（高齢者支援チーム）	98

障がい者が自立し社会参加できる社会の推進

- 1)	ノーマライゼーション理念の普及・啓発の促進 （障がい者支援チーム）	102
- 2)	総合療育体制の推進（障がい者支援チーム）	102
- 3)	雇用と就労の促進（障がい者支援チーム）	103
- 4)	自立の支援と社会参加の促進（障がい者支援チーム）	103
- 5)	人権への配慮と医療の確保（障がい者支援チーム）	106
- 6)	在宅福祉サービスの充実（障がい者支援チーム）	107
- 7)	施設福祉サービスの充実（障がい者支援チーム）	116
- 8)	障がい者の地域生活移行の促進（障がい者支援チーム）	117

保健・医療・福祉のさらなる推進

- 1)	健康危機管理の体制整備（医事薬事チーム）	119
- 2)	情報ネットワークの構築（地域支援グループ）	119
- 3)	サービス総合化のシステムの確保（地域支援グループ）	119
- 4)	保健・医療・福祉における研修の推進（地域支援グループ）	120

- 5) 保健・医療・福祉の人材の確保と資質 の向上(地域支援グループ)	-----	120
--	-------	-----

第4章 資料編

各種参照表		
参照表目次	-----	122
各種参照表	-----	124
平成17年度学会等研究発表状況	-----	170

所在地

第 1 章

概 況

県南地域の概況

地域の特性

(1) 地勢

県南地域は、福島県中通り地方の最南端で栃木、茨城の両県に接し、白河市（平成17年11月7日、白河市、表郷村、東村、大信村が合併）、西白河郡及び東白川郡の1市4町4村からなり、その面積は1,233.24km²と県土の8.9%を占めています。

東部に阿武隈山系、西部に奥羽山系、南部に八溝山系があり、地域のほぼ中央を北に流れる阿武隈川と、南東に流れる久慈川の各流域に沿って田園が広がり、清流と緑豊かな美しい源流の郷であります。

気候は、西白河地方では比較的冷涼で気温が低く、降雨量が多いのに対し、東白川地方は温暖で積雪も極めて少ないのが特徴です。

東北自動車道、国道4号、東北新幹線、東北本線という東日本の大動脈上に位置し、さらに、福島空港・あぶくま南道路（あぶくま高原道路）等、高速交通体系が充実されつつあります。

(2) 人口

人口は、平成17年9月1日現在で154,563人と県全体の7.3%を占めています。年齢別では、年少人口比率が15.4%と県平均より高く、また、老年人口比率は21.9%と県平均より低くなっています。

人口の推移を平成17年と平成12年の国勢調査の比較で見ると、県全体では1.7%減少しているのに対し県南地域では1.1%の減少となっています。

(3) 産業

産業は、白河市及び西白河郡では、電気、機械等の製造業を中心とした企業の立地や各種サービス産業の拡大により、第2次産業や第3次産業の占める割合が高くなっています。一方、東白川郡では、米、畜産、こんにゃく、久慈スギなどの特産物を中心とした農業や林業及び関連地場産業を基幹として発展してきましたが、今日では製造業が地域経済を牽引しています。

県南地域は、みちのくの玄関口として首都圏に隣接するという地理的優位性を有しており、幹線交通網の整備伸展に伴い、「栃木・福島地域」の一部として首都機能移転先候補地に選定されるなど、その優位性が高く評価されています。



管内市町村の概況

区 分	面積 (Km ²)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	人口密度 (人/Km ²)	年齢別人口構成比(%)				
					年少人口 0～14歳	生産年齢 人口 15～64歳	老年人口		
							65歳以上	75歳以上	
白河市	117.67	17,879	48,021	408.1	15.8	64.6	19.6	9.1	
西 白 河 郡	西郷村	192.32	6,060	19,380	100.8	16.8	66.6	16.5	8.0
	表郷村	66.48	1,898	7,317	110.1	14.8	60.0	25.2	13.0
	東村	40.38	1,557	6,001	148.6	16.1	61.7	22.2	12.1
	泉崎村	35.40	1,864	6,874	194.2	15.2	63.3	21.5	10.7
	中島村	18.91	1,324	5,313	281	17.1	62.2	20.7	10.1
	矢吹町	60.37	5,829	18,847	312.2	13.8	64.2	22.0	10.2
	大信村	80.77	1,204	4,780	59.2	15.6	60.5	24.0	12.8
	計	494.63	19,736	68,512	138.8	15.5	63.7	20.8	10.3
東 白 川 郡	棚倉町	159.82	4,862	15,948	99.8	15.9	60.6	23.4	11.8
	矢祭町	118.22	1,963	6,841	57.9	13.3	56.3	30.3	16.3
	埴町	211.60	3,224	10,789	51	14.1	56.5	29.4	15.5
	鮫川村	131.30	1,108	4,452	33.9	14.3	55.9	29.8	15.9
	計	620.94	11,157	38,030	61.2	14.8	58.2	27.1	14.1
県南地域計	1,233.24	48,772	154,563	125.3	15.4	62.6	21.9	10.8	
福島県	13,782.75	713,939	2,104,850	152.7	14.7	62.7	22.5	11.0	

注 調査期日は、「面積」がH16.10.1 その他の項目がH17.9.1である。
(出典:全国都道府県市区町別村面積調、福島県の推計人口)

県南保健福祉事務所の概況

1 沿革

県では、平成14年4月1日から、保健と福祉の連携を強化し、より良い行政サービスを提供するため、従来の保健所と社会福祉事務所を統合し、3部7グループと棚倉支所(旧県南保健所棚倉支所)で構成する県南保健福祉事務所として再編しました。さらに、児童相談体制の充実を図るため、各児童相談所の「相談室」を事務所内に設置しました。

なお、保健福祉事務所は、地域保健法による保健所を兼ねています。

県南社会福祉事務所

- 昭和26年 3月 社会事業法制定
- 昭和26年10月 東白川福祉事務所が東白川郡4町村を福祉地区として、また、西白河福祉事務所が西白河郡7町村を福祉地区として設置されました。
- 昭和44年 4月 行政機構改革に伴い従来の福祉地区が統合され、白河社会福祉事務所が設置されるとともに、出張所として東白川福祉事務所が置かれました。
- 昭和48年 4月 機構改革により、東白川福祉事務所の生活保護現業員が白河社会福祉事務所に配置替えされ、東白川福祉事務所は福祉相談を主たる業務とする事務所となりました。
- 平成 6年 4月 機構改革により、事務所の名称が白河社会福祉事務所から県南社会福祉事務所に変更されました。また、東白川福祉事務所は廃止され、東白川福祉相談コーナーとなりました。

県南保健所

(旧白河保健所)

- 昭和19年 9月 白河市新蔵に元逓信省簡易保険相談所の施設の譲渡を受け、西白河郡一円を所管区域として白河保健所が設置されました。
- 昭和30年 8月 白河市字郭内127番地に新築移転しました。
- 昭和53年 7月 庁舎改築着工に伴い、白河市中町郵便局舎に仮移転しました。
- 昭和54年 7月 RC造3階建て庁舎が落成、移転しました。
- 平成 9年 3月 地域保健法の施行に伴う保健所の再編統合により廃止されました。

(旧棚倉保健所)

- 昭和19年 9月 棚倉町大字棚倉字北町142番地に東白川郡及び石川郡一円を所轄地区として棚倉保健所が設置されました。
- 昭和23年 5月 石川保健所の設置に伴い、所管区域が東白川郡棚倉町外9町村となりました。
- 昭和29年 3月 棚倉町北町甲149番地に新築移転しました。
- 昭和58年 3月 棚倉町棚倉字城跡34番地1にRC造2階建て庁舎を新築、移転しました。
- 平成 9年 3月 地域保健法の施行に伴う保健所の再編統合により廃止されました。

(県南保健所)

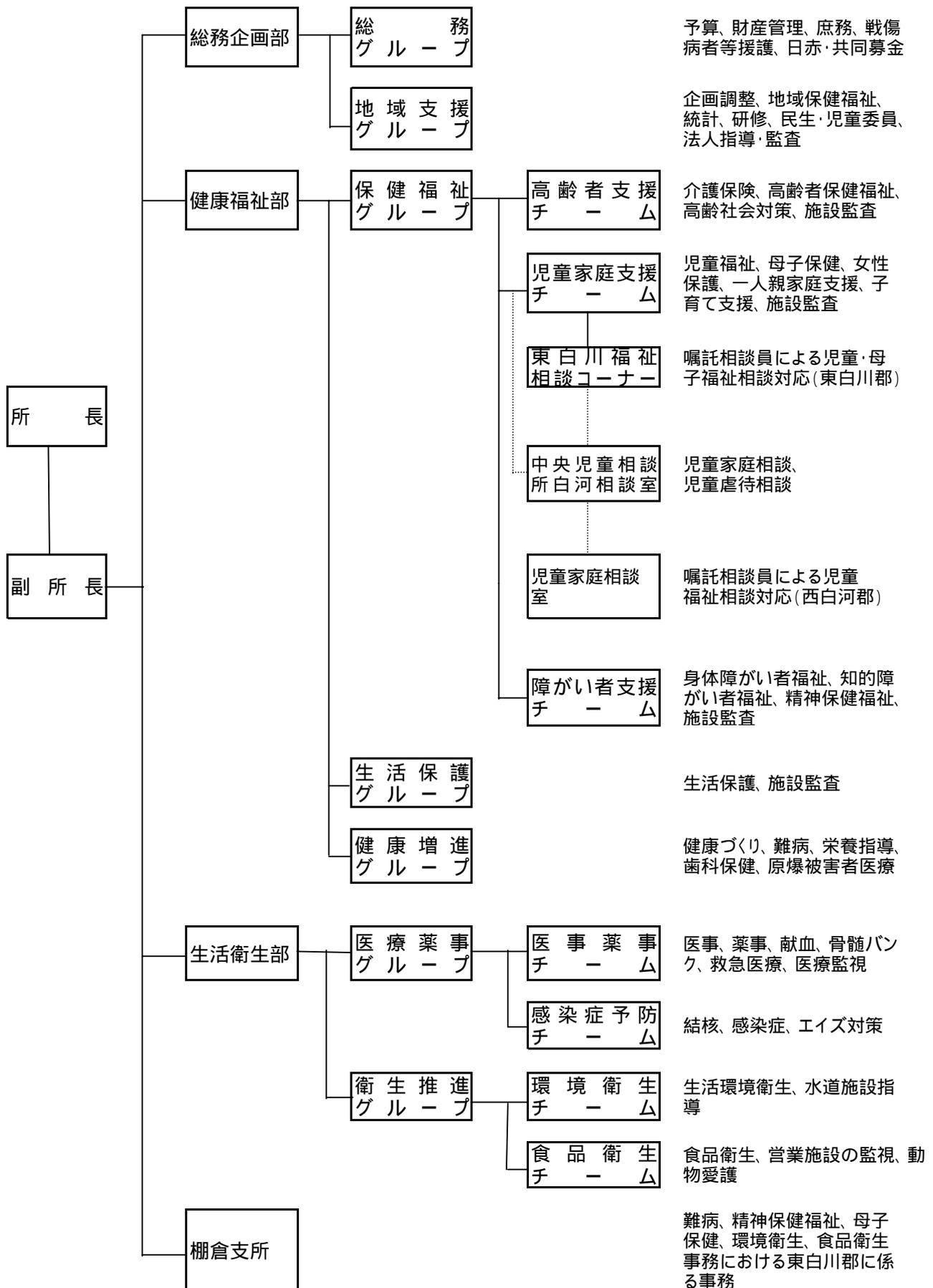
- 平成 9年 4月 地域保健法施行に伴う保健所の再編統合により、白河・棚倉両保健所が統合され、白河市字郭内127番地に新たに県南保健所が、棚倉町棚倉字城跡34番地1に県南保健所棚倉支所が置かれました。

県南保健福祉事務所

- 平成14年 4月 社会福祉事務所と保健所の組織統合により、県南保健福祉事務所となりました。
- 平成15年 4月 旧県南保健所庁舎の改修完了に伴い、現在の同一庁舎内組織における執行体制となりました。
- 平成16年 4月 衛生検査体制の再編により、検査部門が衛生研究所県中支所に統合され、衛生推進グループ検査チームが廃止となりました。
- 平成18年 4月 家庭児童相談室は、中央児童相談所白河相談室に統合されました。

2 組織機構図

平成18年4月1日現在



3 職員の配置状況

(平成18年4月1日)

職種別	事務 吏員	技 術 吏 員									技 能 員	計	兼 務 嘱 託						
		医 師	獣 医 師	薬 劑 師	栄 養 士	技 工 士	エ ク ス 線 技 師	土 歯 科 衛 生 士	保 健 師	技 師			福 主 任 社 司 童	判 定 員	主 任 心 理 士	力 員 ・ 支 援 協 手	相 談 員 ・ 支 援 協 手	運 転 手	
所 長		1										1							
副 所 長	1											1							
総務企画部	部 長	1										1							
	総務課 長	1										1							
	グループ員	4										5						2	
	地域支援課 長	1										1							
	グループ員	2									1	4							
健康福祉部	部 長											1							
	副部長(兼健康増進G課長)											1							
	保健課	課 長	1																
		支援者																	
		グループ員	1										1						
	福祉課	支援者																	
		グループ員	1										1						
		グループ員	2										1						3
	福祉G	支援者																	
		グループ員	1																
		グループ員	1									2							
	福祉社	課 長	1																
		グループ員	2																
		グループ員	4																1
課長(副部長と兼務)																			
健康増進G	グループ員											1							
	グループ員					2			1										
	課長																		
生活衛生部	部 長											1							
	医療薬事G	課 長				1													
		薬事					1												
		予防											1						
		感染症																	
	衛生推進G	課 長			1														
		環境											1						
食品						1													
衛生推進G					2						1						2		
本 所 計		26	1	4	5	2	0	1	11	5	2	57						4	2
棚倉支所	支 所 長											1							
	支 所 員									1		2							
	計									1		2	1						
東白川福祉相談コーナー																			3
中相河中央児童白室	室 長											(1)							
	室 員	(4)										(2)							
	計	(4)										(3)							
合 計		(4)										(3)							
		26	1	4	5	2	1	1	13	6	2	61	1	1			8	2	

東白川福祉相談コーナーには、中央児相白河相談室の家庭相談員2人と県南保健福祉事務所の母子自立支援員兼女性相談員1人が配置されています。()内の数字は、県南保健福祉事務所の兼務職員数を表示しています。

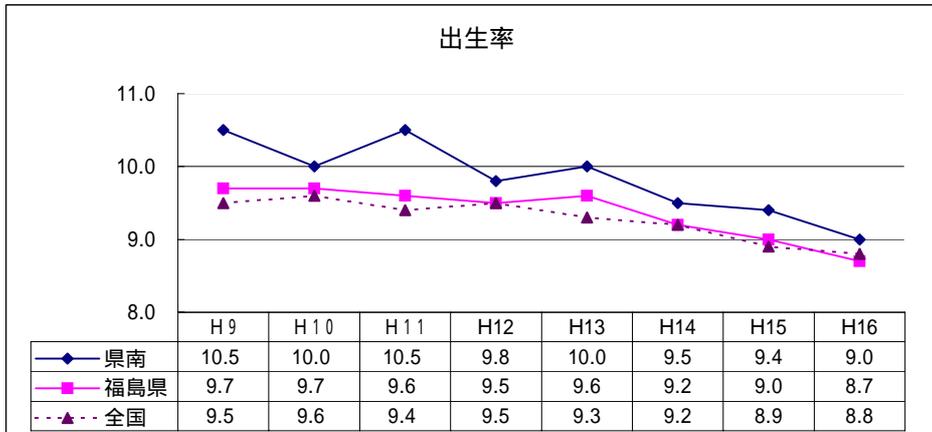
人口動態

1 人口動態の推移

(1) 出生

平成16年の出生率（人口千対）は、9.0で前年より0.4ポイント低下したが、県平均、全国平均と比較すると、0.3及び0.2ポイント上回っています。

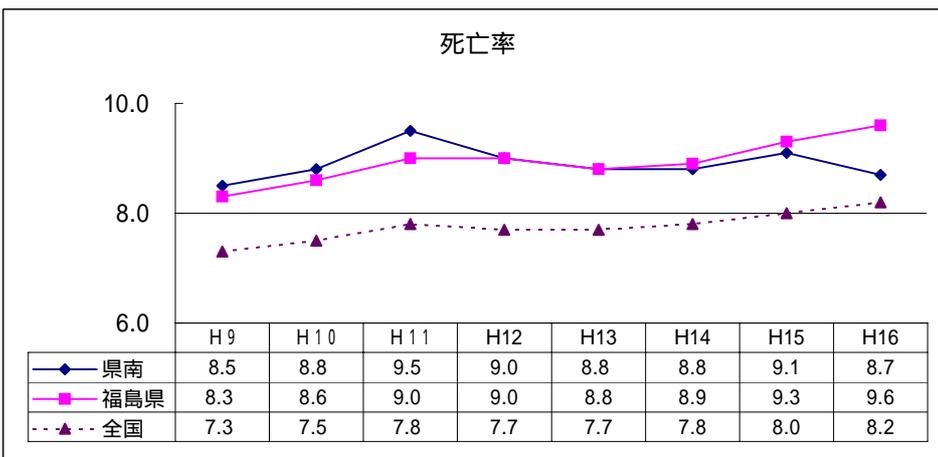
平成9年以降の年次推移をみると、県平均、全国平均に比べ高い数値にありますが、低下傾向にあり、平成9年では、10.5でしたが、平成16年は、平成9年より1.5ポイント低下しています。



(2) 死亡

平成16年の死亡率（人口千対）は、8.7で前年より0.4ポイント下がり、県平均、全国平均と比較すると、県平均より0.9ポイント下回っていますが、全国より0.5ポイント上回っています。

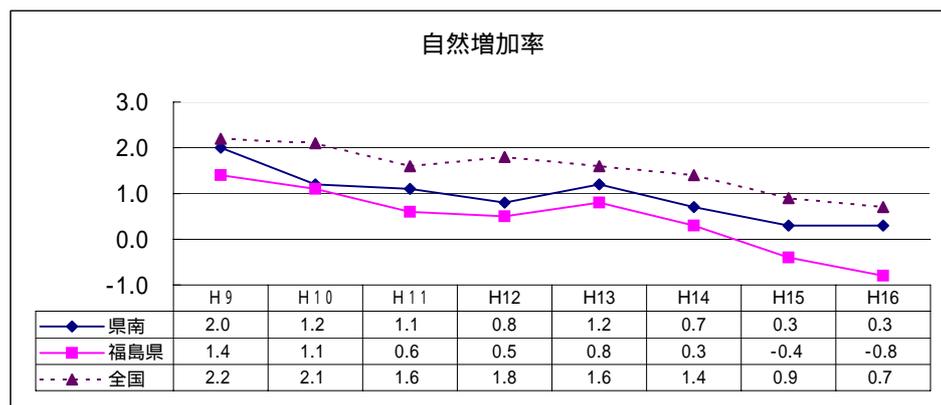
平成9年以降の年次推移をみると、県平均、全国平均は増加傾向にありますが、県南地域では横ばい傾向がみられ、平成9年では、8.5でしたが、平成16年は、平成9年より0.2ポイント増加しています。



(3) 自然増加

平成16年の自然増加率（人口千対）は、0.3で、前年と同率ですが、県平均、全国平均と比較すると、県平均より1.1ポイント上回り、全国平均より0.4ポイント下回っています。

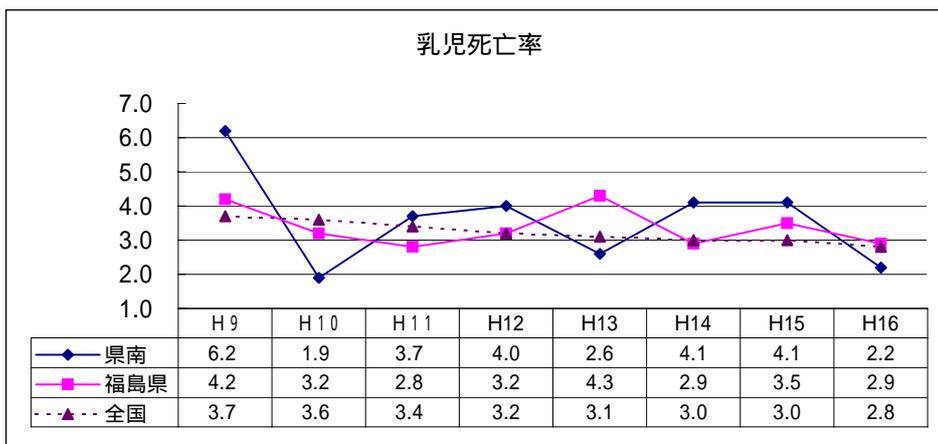
平成9年以降の年次推移をみると、県平均、全国平均と同様に、低下傾向にあり、平成9年では2.0でしたが、平成16年は、平成9年より1.7ポイント低下しています。



(4) 乳児死亡

平成16年の乳児死亡率(出生千対)は、前年より1.9ポイント低下し、県平均、全国平均と比較すると、大幅に下回っています。

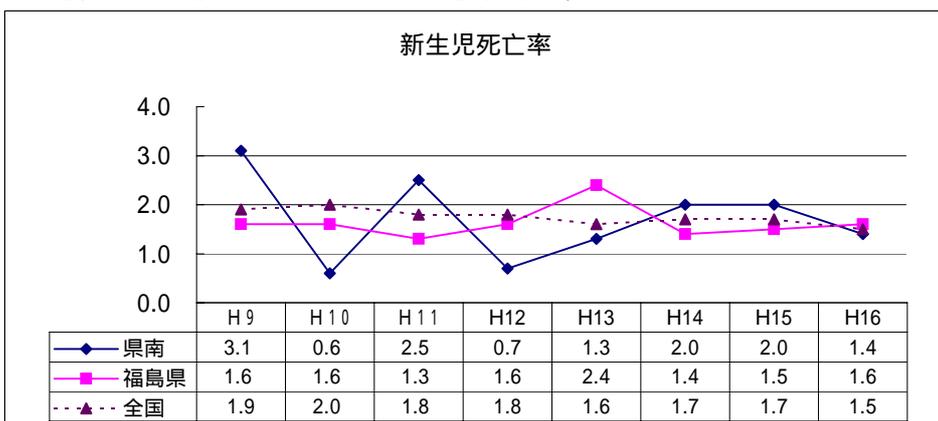
平成9年以降の年次推移をみると、全国平均は徐々に低下傾向にあり、県平均と同様に年次により上下の変動が大きく県平均を上回って変動推移しており、平成9年には6.2でしたが、平成16年は、平成9年より4.0ポイント低下しています。



(5) 新生児死亡

平成16年の新生児死亡率(出生千対)は、前年より0.6ポイント低下した1.4で、県平均、全国平均より下回っています。

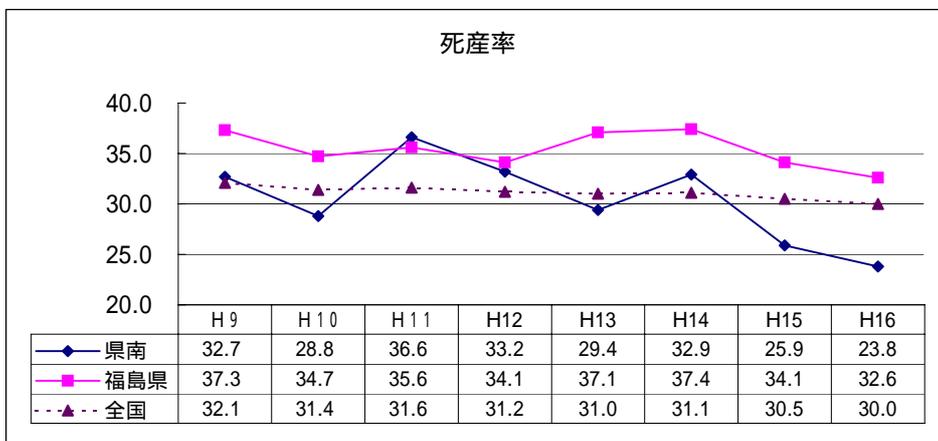
平成9年以降の年次推移をみると、県平均、全国平均を上回った年もあれば、下回った年もあるなど上下の変動幅が大きくなっています。平成9年には3.1でしたが、平成16年は、平成9年より1.7ポイント低下しています。



(6) 死産

平成16年の死産率(出産千対)は、23.8で前年より2.1ポイント低下し、県平均、全国平均より下回っています。

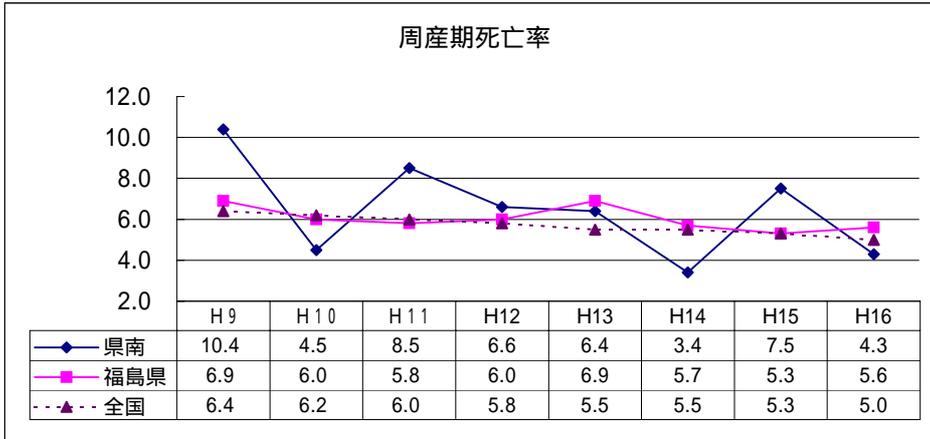
平成9年以降の年次推移をみると、県平均、全国平均と同様に、低下傾向にあり、平成9年には32.7でしたが、平成16年は、平成9年より8.9ポイント低下しています。



(7) 周産期死亡

平成16年の周産期死亡率（出産千対）は、4.3で前年より3.2ポイント低下し、県平均、全国平均を下回っています。

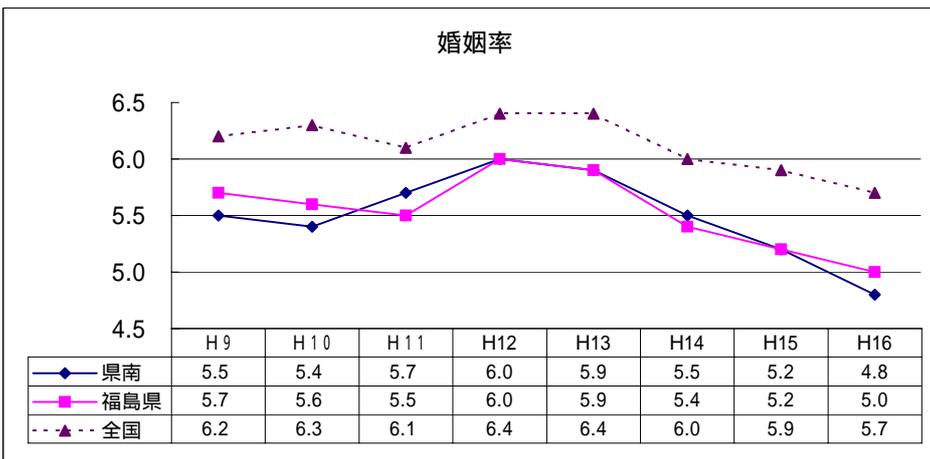
平成9年以降の年次推移をみると、県平均、全国平均と同様に、低下傾向にあり、平成9年では10.4でしたが、平成16年は、平成9年より6.1ポイントも低下しています。



(8) 婚姻

平成16年の婚姻率（人口千対）は、4.8で前年より0.4ポイント低下し、県平均、全国平均を下回っています。

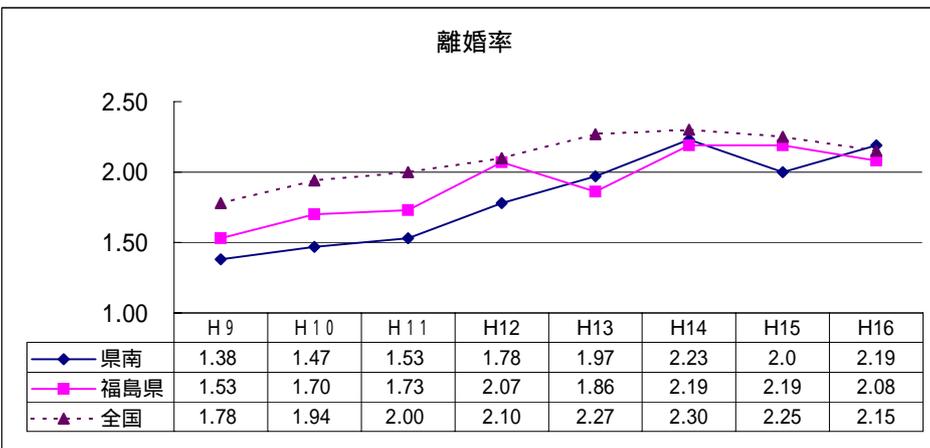
平成9年以降の年次推移をみると、県平均、全国平均と同様に、低下傾向にあり、平成9年から前年までは5ポイント台でしたが、平成16年は、平成9年より0.7ポイント低下しています。



(9) 離婚

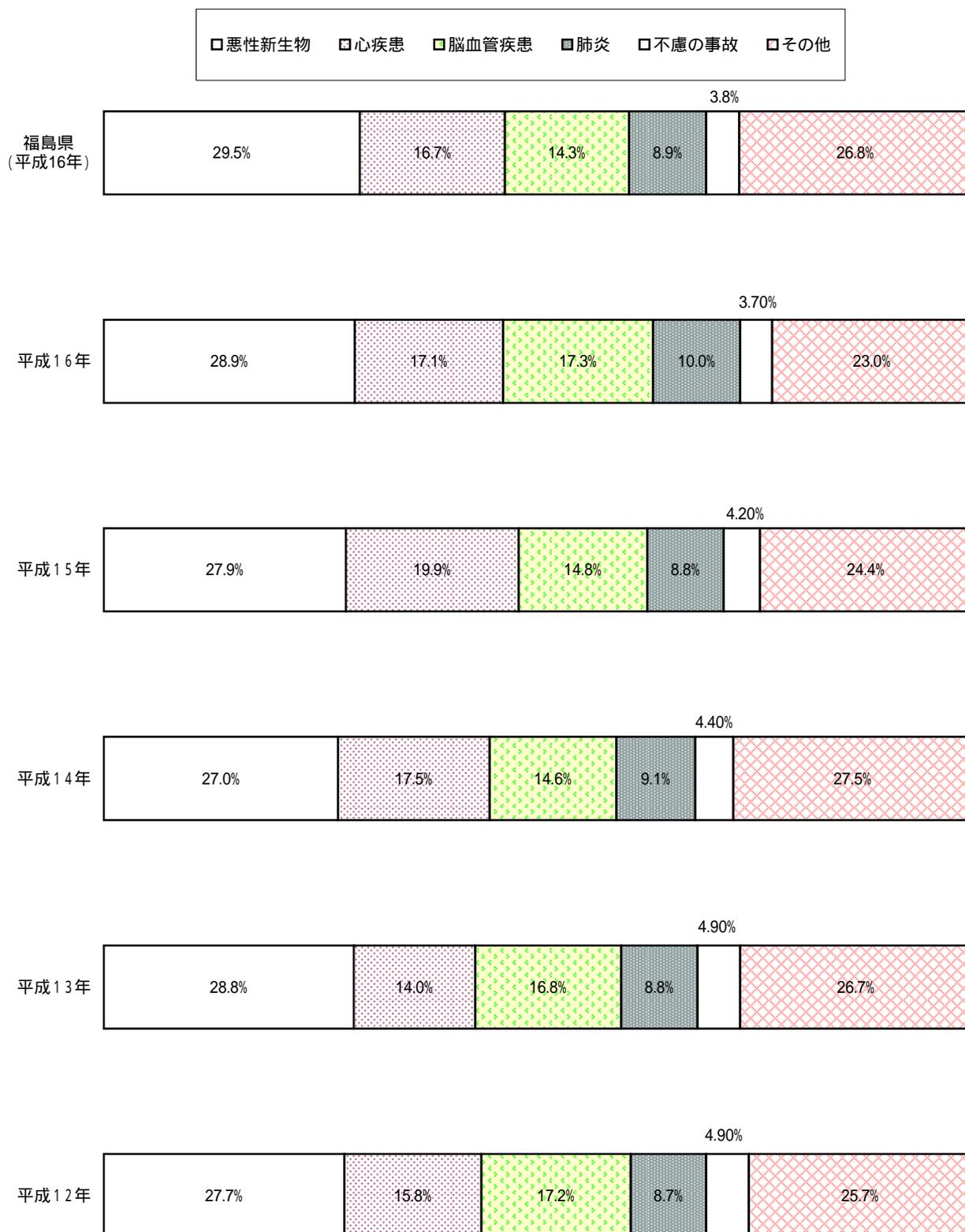
平成16年の離婚率（人口千対）は、2.19で前年より0.19ポイント増加し、県平均、全国平均を上回っています。

平成9年以降の年次推移をみると、県平均、全国平均と同様に、増加傾向にあり、平成9年から平成13年までは1ポイント台でしたが、平成14年以降は、2ポイント台で推移し、平成16年は、平成9年より0.81ポイント増加しています。



(出典：保健統計の概況・福島県保健福祉部)

2 県南地域の死因の推移



(出典: 保健統計の概況 <平成13～17年版>・福島県保健福祉部)

3 市町村別標準化死亡比（SMR）（平成16年）

市町村等名	総死亡数	結核	悪性 新生物	糖尿病	高血圧 性疾患	心疾患 (高血圧症 を除く)	脳血管 疾患	脳血管疾患		大動脈瘤 及び解離	肺炎	慢性閉塞 性肺疾患	喘息	肝疾患	腎不全	老衰	不慮の 事故	自殺	
								脳内出血	脳梗塞										
福島県	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
県南保健所	93.9	0.0	91.6	84.2	110.3	95.8	115.1	113.0	131.0	49.7	105.8	99.1	132.4	20.6	64.6	81.4	89.9	97.6	
白河市	91.7		97.4	101.3	171.3	85.4	102.0	113.2	108.9	136.3	102.5	158.1			96.9	37.1	95.1	53.6	
西郷村	112.7		101.4	141.4		136.5	97.2	103.9	108.8		192.1	278.3	195.7	64.8	89.5	49.8	119.0	57.4	
表郷村	80.2		56.7	85.2		72.2	110.2	75.8	143.1		117.1				73.2	35.4	133.3	150.3	
東村	99.9		135.3			113.0	120.8		189.9	153.2			460.2		105.0		134.8	62.3	
泉崎村	100.3		80.2	105.9		93.2	143.5	46.9	209.5		192.2	116.1				50.7	40.4	53.9	
中島村	83.8		66.8			55.1	147.4	132.3	160.3		132.9					267.2	56.7	215.1	
矢吹町	86.1		86.1	116.7		112.5	96.3	34.8	134.8		60.6	89.4	483.6		36.3	79.6	119.0	95.3	
大信村	80.7		79.6		659.6	113.8	134.1	127.2	140.7	187.3			560.3			69.6	166.9	77.9	
棚倉町	105.4		106.6	42.8	201.8	88.3	149.6	231.3	136.2		157.9		172.3			42.4	67.1	140.3	
矢祭町	107.1		83.5	77.3	329.8	119.9	124.9	69.5	155.7		96.2	79.9				509.4	63.2	105.1	
塙町	84.9		93.3	50.4		89.6	104.8	135.6	113.9		68.8	51.8		79.8	128.8	41.1	20.3	304.0	
鮫川村	77.7		52.3	128.0		46.2	149.0	290.2	106.2		85.0	135.6		201.6	117.2		52.7		

$$SMR = \frac{\text{当該市町村死亡数}}{\text{当該市町村年齢階級別人口} \times \text{基準年齢階級別死亡率}} \times 100$$

当該市町村死亡数（平成16年のみ）：市町村別（死因別）死亡数

当該市町村5年階層別人口：市町村5歳階級別人口（資料：福島県現住人口調査 年齢5歳階級別人口 平成16年10月1日現在）

基準年齢階級別死亡率（平成16年のみ）：福島県5歳階級別死亡数 / 福島県5歳階級別人口（資料：福島県現住人口調査 年齢5歳階級別人口平成16年10月1日現在）×100,000

4 市町村別選択死因一覧 【人数】 (平成16年)

(単位：人)

市町村等名	総死亡数	結核	悪性 新生物	糖尿病	高血圧 性疾患	心疾患 (高血圧症を 除く)	脳血管 疾患	脳血管疾患		大動脈瘤 及び解離	肺 炎	慢性閉塞 性肺疾患	喘 息	肝疾患	腎不全	老 衰	不慮の 事 故	自 殺
								脳内出血	脳梗塞									
福 島 県	20,015	32	5,909	300	64	3,354	2,829	668	1,783	226	1,782	269	74	204	327	609	775	579
県南保健所	1,341	0	387	18	5	229	232	54	166	8	134	19	7	3	15	35	50	41
白 河 市	358		115	6	2	55	55	15	36	6	34	8			6	4	15	7
西 郷 村	160		43	3		32	19	5	13		23	5	1	1	2	2	7	3
表 郷 村	65		13	1		10	13	2	11		9				1	1	4	3
東 村	58		23			11	10		10	1			1		1		3	1
泉 崎 村	64		15	1		10	13	1	12		11	1				1	1	1
中 島 村	37		9			4	9	2	6		5					3	1	3
矢 吹 町	147		44	3		32	23	2	20		9	2	3		1	4	8	5
大 信 村	38		11		1	9	9	2	6	1			1			1	3	1
棚 倉 町	164		49	1	1	23	33	12	19		22		1			2	4	6
矢 祭 町	94		21	1	1	18	16	2	13		8	1				15	2	2
塙 町	116		36	1		21	21	6	15		9	1		1	3	2	1	9
鮫 川 村	40		8	1		4	11	5	5		4	1		1	1		1	

(出典：福島県保健福祉部「保健統計の概況 平成17年版」)

5 市町村別悪性新生物部位別死亡率(人口10万対)

(平成16年)

区 分	悪性新生物 (全体)	食 道	胃	結 腸	直腸S状結腸 移行及び直腸	肝及び肝内 胆	胆のう及び その他胆道	膵	気管、気管 支及び肺	乳 房	子 宮	白 血 病
県南地域	250.4	9.7	53.1	20.1	12.9	19.4	16.8	16.2	37.5	5.2	10.2	8.4
白 河 市	239.5	12.5	47.9	20.8	16.7	12.5	12.5	14.6	37.5	2.1	16.4	6.2
西 郷 村	221.9	10.3	67.1	15.5	5.2	10.3	5.2	5.2	25.8	10.3	10.4	5.2
表 郷 村	177.7	13.7	68.3	27.3	-	13.7	13.7	-	-	13.7	-	-
東 村	383.3	16.7	66.7	16.7	-	66.7	50.0	50.0	50.0	16.7	-	16.7
泉 崎 村	218.2	-	58.2	29.1	-	29.1	14.5	-	14.5	-	-	-
中 島 村	169.4	-	37.6	18.8	-	-	18.8	37.6	18.8	-	37.3	-
矢 吹 町	233.5	5.3	26.5	31.8	15.9	21.2	5.3	15.9	69.0	-	-	15.9
大 信 村	230.1	-	83.7	-	-	20.9	20.9	20.9	41.8	20.9	-	-
棚 倉 町	307.2	18.8	43.9	6.3	18.8	6.3	50.2	6.3	50.2	-	12.4	18.8
矢 祭 町	307.0	-	58.5	29.2	14.6	58.5	14.6	29.2	58.5	14.6	-	14.6
塙 町	333.7	9.3	74.1	18.5	18.5	46.3	18.5	37.1	27.8	9.3	18.0	9.3
鮫 川 村	179.7	-	67.4	22.5	44.9	-	-	22.5	-	-	-	-

(出典：平成17年版保健統計の概況・福島県保健福祉部)

6 病類別生活習慣病死亡率(人口10万対)及び割合(%)県南・県・国比較

	平成14年						平成15年						平成16年					
	死亡率			割合(%)			死亡率			割合(%)			死亡率			割合(%)		
	県南	県	国															
合 計	538.3	550.7	480.6	100.0	100.0	100.0	579.3	583.3	491.2	100.0	100.0	100.0	563.5	594.6	497.2	100.0	100.0	100.0
脳血管疾患	128.8	129.8	103.4	23.9	23.5	21.5	135.3	143.9	104.7	23.3	24.6	21.4	150.1	135.0	102.3	26.7	22.7	20.6
(脳出血)	32.8	27.9	24.8	6.0	5.0	5.0	29.8	31.0	25.7	5.0	5.3	5.1	34.9	31.9	25.4	6.2	5.4	5.1
(脳梗塞)	83.7	87.6	63.9	15.5	15.9	13.2	90.2	94.9	64.2	15.6	16.2	13.1	107.4	85.1	62.4	19.1	14.3	12.6
(その他)	12.3	14.3	14.7	2.4	2.6	3.3	16.1	18.0	14.8	2.7	3.1	3.2	7.8	18.0	14.5	1.4	3.0	2.9
悪性新生物	237.6	259.3	241.7	44.2	47.2	50.3	246.2	262.9	245.4	42.6	45.1	50.1	250.4	282.1	253.9	44.4	47.4	51.1
(食道)	10.9	9.9	8.5	1.9	1.6	1.7	9.7	10.1	8.8	1.6	1.7	1.8	9.7	9.9	8.9	1.7	1.7	1.8
(胃)	52.8	46.7	39.1	9.7	8.4	8.1	48.3	47.2	39.3	8.3	8.1	8.0	53.1	50.0	40.1	9.4	8.4	8.1
(結腸)	20.0	21.6	19.8	3.7	3.8	3.9	25.8	22.6	20.5	4.3	3.8	4.1	20.1	22.8	21.0	3.6	3.8	4.2
(直腸及びS字結腸)	7.7	12.8	10.1	1.3	2.2	2.1	13.5	13.1	10.4	2.2	2.2	2.1	12.9	12.7	10.8	2.3	2.1	2.2
(肝臓)	16.7	21.5	27.5	3.0	3.8	5.6	18.0	22.7	27.0	3.1	3.8	5.5	19.4	25.3	27.4	3.4	4.3	5.5
(胆のう)	14.2	15.9	12.5	2.6	2.8	2.5	16.1	16.0	12.6	2.8	2.7	2.7	16.8	18.7	13.0	3.0	3.1	2.6
(膵臓)	19.3	19.0	16.0	3.6	3.4	3.4	16.8	19.3	16.8	2.8	3.3	3.5	16.2	19.5	17.6	2.9	3.3	3.5
(気管・気管支・肺)	36.1	45.4	44.8	6.7	8.2	9.2	42.5	48.5	45.0	7.2	8.2	9.2	37.5	48.7	47.5	6.7	8.2	9.6
(乳房)	7.7	7.3	7.7	1.3	1.3	1.5	7.1	6.8	7.8	1.2	1.1	1.6	5.2	8.3	8.4	0.9	1.4	1.7
(子宮)	12.7	8.7	8.3	2.2	1.5	1.7	5.1	5.6	8.2	0.9	0.9	0.8	10.2	7.0	0.0	1.9	1.2	0.0
(白血病)	5.2	5.7	5.5	0.9	0.9	1.0	4.5	5.8	5.6	0.7	0.9	1.2	8.4	5.8	5.6	1.5	1.0	1.1
(その他)	34.3	50.5	41.9	7.3	9.3	9.6	43.3	45.2	43.3	7.5	8.4	9.6	39.9	53.4	53.6	7.1	8.9	10.8
心疾患	147.9	147.5	121.0	28.5	26.7	25.2	181.7	159.2	126.5	31.3	27.4	25.7	148.2	160.1	126.5	26.3	27.0	25.4
(急性心筋梗塞)	45.1	49.5	36.2	8.4	9.0	7.5	44.5	52.0	36.9	7.6	9.0	7.5	29.8	52.7	35.2	5.3	8.9	7.1
(心不全)	67.0	47.2	38.4	12.5	8.5	7.9	81.2	51.6	40.4	14.0	8.8	8.2	53.1	49.2	40.9	9.4	8.3	8.2
(その他)	35.8	50.8	46.4	7.6	9.2	9.8	56.0	55.6	49.2	9.7	9.6	10.0	65.3	58.2	50.4	11.6	9.8	10.1
高血圧疾患	3.2	2.1	4.5	0.5	0.4	0.9	5.8	5.2	4.4	0.8	0.9	0.8	3.2	3.1	4.5	0.6	0.5	0.9
糖尿病	14.8	12.0	10.0	2.6	2.2	2.1	10.3	12.1	10.2	1.7	2.0	2.0	11.6	14.3	10.0	2.0	2.4	2.0

(出典:国民衛生の動向・財団法人厚生統計協会及び保健統計の概況・福島県保健福祉部)

第 2 章

平成18年度事業計画

平成18年度県南保健福祉事務所の基本方針及び重点施策

(基本方針)

少子高齢化が急速に進展することにより、かつて経験したことの無い人口減少社会が到来する中、生活様式や価値観の多様化、さらには生活習慣病の増加、新型インフルエンザ出現の危惧、家庭の虐待の発生などに伴い、保健・医療・福祉に寄せる県民の期待は大きく、しかも複雑化・多様化・高度化してきております。

このような中で、誰もが健康で生きがいを持ち、ともに支え合いながら生涯を過ごすことのできる県南地域を築くため、第四次福島県保健医療計画「うつくしま保健医療福祉プラン21」及び平成17年度に見直しされた第4次福島県社会福祉計画「うつくしま福祉プラン21」の着実な推進を基本とし、特に、人権尊重、子育て支援環境づくりの推進や障がい者の地域生活移行支援に努めながら、積極的かつ効果的な事業の展開を図ります。

なお、厳しい財政状況ではありますが、地方分権の一層の進展を踏まえ、市町村、関係団体等との密接な連携を図りながら、次にあげる重点施策を効果的に取り組んでまいります。

(重点施策)

1 快適で健やかな生活の実現

(1) 食品等の安全性の確保の推進

健康食品等による健康被害の発生や指定外添加物の使用、残留農薬不適正表示など食品の安全に係る問題に迅速かつ適切に対応するため、関係機関と連携し、食品の生産から消費に至るまで一貫した食品安全確保対策を「食品衛生監視指導計画」に基づき実施するとともに、食品等事業者及び消費者に対して食品衛生知識の普及啓発を図り、食の安全、安心の確保に取り組みます。

(2) 安全で快適な生活環境の整備促進

生活衛生関係営業施設に対する個別的・重点的な監視指導を実施するとともに、自主管理体制の確立を支援しながら衛生水準の維持向上に努めます。また、安全に安心して利用できる営業施設を確保するため、公衆浴場や旅館の浴槽水レジオネラ属菌検査や理美容所内使用器具の消毒効果確認検査を実施して、適切な指導と情報の提供に努めます。

さらに、県民が安心して飲める「おいしい水」の安定的供給を図るため、水道事業の計画的な整備に対する支援を行うとともに、適切な維持管理状況の把握に努めます。

(3) 人と動物の共生の推進

飼い犬のしつけ方教室や小学校への獣医師派遣事業等を通じて、広く県民の間に動物の愛護と適正飼養に関する理解と関心を深めるとともに、県民が快適で健やかな生活を送るため、動物による危害発生の防止対策に努め、人と動物の調和ある共生を推進します。

また、動物取扱業者に対しては、定期的な監視指導や動物取扱責任者研修等を実施し、展示動物等の健康及び安全の保持を図るとともに、取扱業者全体の資質の向上に努めます。

2 生涯にわたる健康づくりの推進

(1) 生活習慣病予防の推進

生活習慣病の発症に影響のある「たばこ対策」を進めるとともに、一次予防対策として、「メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）」の考え方を取り入れた生活習慣病予防について普及啓発を図ります。

また、食生活からの健康づくりを支援するため、特定給食施設や外食店への働きかけにより、健康づくりを支援する食環境整備に努めます。

(2) 感染症対策の推進

感染症の発生予防やまん延防止など、予防知識の普及啓発を行うとともに、情報の迅速な収集と提供を図り、新興感染症等の発生時に適応できる体制整備に努めます。

また、社会福祉施設等における感染症の発生予防・拡大防止対策や若年層を対象としたエイズ・性感染症予防対策を推進します。

(3) こころの健康・自殺予防対策の推進

中高年の自殺者が増加していることから、モデル市町村を選定し住民に対するスクリーニング調査等を行い、市町村の自殺予防対策の定着化を図るとともに、自殺予防に関する普及啓発セミナーを実施し、こころの健康に関する具体的な支援に努めます。

3 健康を支える医療の充実

(1) 医療安全対策の推進

医療機関に対する立入検査の実施や研修会等の開催を通し、医療事故防止や院内感染の防止等について適切な指導を行い、安全で良質な医療を提供する体制が確保されるよう努めます。

4 誰もが安心して暮らせる福祉社会の推進

(1) 家庭の虐待防止対策の推進

関係機関による連携会議、講演会等を開催し、児童虐待、DV（配偶者等暴力）、高齢者虐待、障がい者虐待など家庭における虐待の防止に努めるとともに、地域における相談体制の整備の促進など、市町村の取組みを支援します。

(2) 生活保護の適正実施

市町村や関係機関と連携して、要保護世帯の実情やニーズに即した支援と円滑な自立を促進します。

また、新規申請者に対しては適切な助言を行うとともに、保護の要否を迅速に決定します。

(3) 市町村地域福祉計画策定の支援

平成17年度に「福島県地域福祉支援計画」が策定されたことから、市町村における地域福祉のあるべき姿を明らかにする地域福祉計画の策定取組みを促進する助言、支援の強化に努めます。

(4) ボランティア・NPO等との連携の推進

市町村ボランティアセンター未設置町村に対して、設置への助言、支援を行うとともに、県南地域のボランティア・NPO等のネットワークの強化を支援し、地域福祉の向上・充実に努めます。

5 妊娠・出産・子育て・子育てを支える社会の推進

(1) 思春期保健対策の推進

10代の望まない妊娠や人工妊娠中絶の減少に向けて、保健、医療、教育などの関係機関との連携を図るとともに、学校での思春期保健教育への支援、地域関係者への研修、思春期ほっとラインによる相談等により、思春期の性に関する正しい知識の普及啓発に努めます。

(2) 子育て支援県民運動の推進

5月の子育て週間内に子育て支援のための講演会を開催し、「子育て支援を進める県民運動」を盛り上げることなどを通して、うつくしま子ども夢プランの推進を図ります。

(3) 次世代育成支援対策市町村行動計画の具体化の支援

市町村、関係団体等へ各種情報を提供し、各種の保育対策等促進事業などの補助事業及び延長保育をはじめとした交付金事業を実施し、次世代育成支援対策市町村行動計画の取組みを支援します。

(4) 子どもの虐待予防サポートの推進

市町村との連携を図りながら、育児に対する負担や不安等により虐待に至る恐れのある家庭等を早期に発見するとともに、グループミーティングの活用により育児負担の軽減や虐待予防の支援に努めます。

(5) 小児初期救急医療体制の確保

小児科医不足が深刻化している県南地域における小児初期救急医療体制の充実に図るため、管内の医師を対象とした小児診療研修を実施します。

6 高齢者が心豊かに暮らせる社会の推進

(1) 認知症予防対策の推進

認知症の「予防・早期発見・早期対応」体制の整備を図るため、関係機関との連携を深めるとともに、モデル市町村に対する技術支援を行います。

7 障がい者が自立し社会参加できる社会の推進

(1) 障がい者の地域生活移行の支援

ノーマライゼーションの理念のもと、障がい者本人が暮らしたいと望む地域で、自らの意志で選択、決定し、地域で安心して生活できる地域生活移行を促進し、その生活を支援する体制の強化と基盤の整備を図ります。

また、社会的入院を余儀なくされている精神障がい者の地域生活移行を促進するため、活動の場の提供や退院訓練等の支援を行います。

8 保健・医療・福祉のさらなる推進

(1) 健康危機管理体制の整備充実

県民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止、治療等に関して、各関係機関との連携・連絡体制の整備を行うとともに、平常時に対応能力の向上を図り、発生時には迅速かつ適切な対応に努めます。

(2) 医師臨床研修地域保健・医療研修の充実

指定臨床研修病院との緊密な連携を図るとともに、県南地域の保健医療の実情に即した医師臨床研修地域保健・医療研修の一層の充実に努めます。

大項目	中項目	事業名
快適で健やかな生活の実現		
	(1) 安全な水の確保	水道施設等の整備に関する指導 水道施設等の衛生指導 飲用井戸水の衛生対策指導
	(2) 食品等の安全性の確保	食品営業許可施設等の指導 食品の安全対策事業
	(3) 安全で衛生的な環境の確保	生活衛生関係営業施設等の衛生指導事業 環境衛生確保対策事業 家庭用品安全対策試買検査 ねずみ・衛生害虫等の駆除相談 衛生講習会の実施 温泉保護対策事業
	(4) 人にやさしいまちづくりの推進	「福島県やさしさマーク」交付事業
	(5) 安心して暮らせる住環境の整備促進	高齢者にやさしい住まいづくり助成事業
	(6) 人と動物の共生の推進	飼い犬の適正飼養の推進 犬に関する苦情処理 飼い犬のしつけ方教室の実施 動物の譲渡事業 小学校への獣医師派遣事業 動物取扱業に対する動物適正管理の指導
生涯にわたる健康づくりの推進		
	(1) 健康ふくしま21県民健康づくり運動の推進	健康づくり・栄養改善対策 栄養表示基準・誇大表示の禁止の指導事業 特定給食施設管理事業 「健康ふくしま21計画」推進地区組織育成支援事業 「健康ふくしま21計画」食環境整備事業
	(2) 生活習慣病予防の推進	喫煙対策事業 生活習慣病予防普及啓発事業
	(3) 成人保健・職域保健の推進	老人保健事業市町村事務支援事業
	(4) こころの健康づくりの推進	ひきこもり・心の健康相談事業 ひきこもり家族教室の開催 新 こころの健康・自殺予防対策事業
	(5) 歯科保健対策の推進	市町村歯科保健強化事業 ヘル歯-ケア推進事業
	(6) 難病対策の推進	特定疾患治療研究事業 遷延性意識障害者治療研究事業 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業 難病在宅療養者支援体制整備事業 原子爆弾被爆者対策事業
	(7) 感染症対策の推進	感染症予防対策事業 感染症発生動向調査事業 エイズ等予防対策事業 予防接種普及事業

大項目	中項目	事業名
	(8) 結核対策の推進	結核健康診断・予防接種 結核医療事業 結核患者管理事業 結核対策特別促進事業
	(9) 薬物乱用の防止	薬物乱用防止事業 指導取締事業
健康を支える医療の充実		
	(1) 医療提供体制の整備	医療安全対策 医療機関監視指導事業 医療法等に基づく許認可事務
	(2) 救急医療体制の充実	
	(3) 災害時医療体制の充実	災害時の救急連絡網の作成・配布 救急災害時の資器材の保管管理 災害時医薬品等備蓄供給体制の整備
	(4) 移植医療の推進	骨髄バンク登録推進事業
	(5) 医薬分業の適正な推進	医薬分業の推進
	(6) 医薬品等の適切な使用、安全性の確保	薬事監視 薬事法等許認可事務 毒物劇物による危害の防止
	(7) 献血者の確保	献血推進事業
	(8) 国民健康保険制度及び老人医療制度の安定的な運営の推進	老人医療事務市町村技術的助言等
誰もが安心して暮らせる福祉社会の推進		
	(1) 地域福祉の総合的・計画的推進	市町村地域福祉計画の策定支援 市町村社会福祉協議会指導監査
	(2) 県民の福祉活動への支援・参加促進	福祉ボランティア活動強化支援事業
	(3) 保護援助を必要とする女性への支援	女性相談支援事業 配偶者暴力相談支援事業
	(4) 生活援護を必要とする人への支援	生活保護の適正実施 民生委員・児童委員の活動支援
	(5) 人権擁護の推進	家庭の虐待防止対策事業
妊娠・出産・子育て・子育てを支える社会の推進		
	(1) 母子保健医療施策の推進	のびゆく子ども支援事業 新 子どもの虐待予防サポート推進事業 豊かに「いのち」を育む支援事業 特定不妊治療費助成事業 医療援護事業 小児慢性特定疾患治療研究事業 不妊総合相談事業 先天性代謝異常検査事業 新生児聴覚検査事業 一部新 県南地域思春期保健対策推進事業・10代の性のいのち 生きいきプロジェクト事業

大項目	中項目	事業名	
	(2)	小児医療体制の充実 新 小児初期救急医療体制の確保	
	(3)	子育て支援環境づくりの推進 児童手当の支給 新 子育て支援を進める県民運動事業 新 次世代育成支援対策市町村行動計画の具体化の支援 保育所指導監査、認可外保育施設調査指導	
	(4)	子育て家庭の支援 家庭児童相談室における相談事業 母子・寡婦福祉事業	
	(5)	子育てと仕事の両立支援 保育対策等促進事業等	
	(6)	子どもの健全育成の推進 放課後児童健全育成事業 わくわく放課後支援事業 障がい児受入支援事業	
	(7)	子どもの豊かな心づくり 家庭児童相談室における相談事業	
	(8)	子どもの権利擁護の推進 要保護対策の推進	
	高齢者が心豊かに暮らせる社会の推進		
	(1)	介護保険事業支援計画等の推進	
	(2)	生きがいづくりと社会参加の促進 百歳高齢者知事賀寿事業 高齢社会対策推進事業 老人クラブ活動等事業	
(3)	健康づくりと介護予防の推進 一部新 認知症予防対策事業・認知症の安心ネットワーク推進事業		
(4)	在宅医療・介護の充実 新 市町村実地指導及び技術的助言 在宅介護支援センター運営事業		
(5)	施設医療・介護の充実 新 老人福祉施設等整備事業 老人福祉施設の運営指導及び監査事業		
(6)	介護保険制度の円滑な運営 介護保険認定事業の支援 介護保険法事業者指定事業 介護保険施設等実地指導		
障がい者が自立し社会参加できる社会の推進			
(1)	ノーマライゼーション理念の普及・啓発の促進 精神保健福祉研修会の開催		
(2)	総合療育体制の推進 障がい児(者)地域療育等支援事業 県南圏域地域療育支援事業連絡調整会議の開催		
(3)	雇用と就労の促進 精神障がい者社会適応訓練事業 障がい者小規模作業所運営事業 知的障がい者通勤寮施設支援費等補助事業		
(4)	自立の支援と社会参加の促進 新 障がい福祉計画の策定 市町村障がい者社会参加促進事業 障がい児・者情報バリアフリー化支援事業 精神障がい者保健福祉手帳交付事業 精神障がい者地域生活支援センター運営事業 精神障がい者福祉ホーム運営事業 身体障がい者相談員の配置 知的障がい者相談員の配置		

大 項 目	中 項 目	事 業 名	
	(5) 人権への配慮と医療の確保	精神障がい者の措置入院等に関すること 精神病院実地指導及び入院者の実地審査事業 自立支援医療（精神通院医療）認定手続き関係事務 精神障がい者家族教室の開催	
	(6) 在宅福祉サービスの充実	精神障がい者居宅生活支援事業 重度障がい者支援事業 特別障害者手当等の支給事業 身体障がい者居宅介護等事業 身体障がい者デイサービス事業 身体障がい者訪問入浴事業 身体障がい者短期入所事業 知的障がい者・児童居宅介護等事業 知的障がい者・児童デイサービス事業 知的障がい者・児童短期入所事業 知的障がい者地域生活援助事業 身体障がい者補装具交付・修理事業 身体障がい者更生医療給付事業 身体障がい者訪問審査事業 身体障がい者日常生活用具給付等事業 身体障がい児補装具交付・修理事業 重度障がい児・者日常生活用具給付等事業	
	(7) 施設福祉サービスの充実	身体障がい者施設訓練等支援費事業 社会事業授産施設等運営費補助事業 身体障がい者更生訓練等給付事業 進行性筋萎縮症療養等給付事業 知的障がい者施設訓練等支援費事業 新 社会福祉施設等指導監査	
	(8) 障がい者の地域生活移行の促進	県南障がい保健福祉圏域プランの実施 障がい者地域生活移行支援事業 新 知的障がい者支援施設の整備 精神障がい者地域生活移行促進事業	
	保健・医療・福祉のさらなる推進		
	(1) 健康危機管理の体制整備		
	(2) 情報ネットワークの構築	ホームページ管理運営事業 社会関係及び保健衛生統計調査事業	
	(3) サービス総合化のシステムの確保	県南地域保健医療福祉推進会議の開催 地域ケアフロンティア事業	
(4) 保健・医療・福祉における研修の推進	地域保健福祉活動推進研修事業		
(5) 保健・医療・福祉の人材の確保と資質の向上	医師臨床研修地域保健・医療研修 実習生に対する教育・実習指導		

平成 18 年度主要事業計画

1 【快適で健やかな生活の実現】

(1) 水道施設等の衛生指導事業

概	要	担当 G
	<p>水道水の安定的供給及び水道施設の計画的整備に関する指導及び支援を行うとともに、水道施設の適切な維持管理状況の把握に努めます。</p> <p>(1) 水道施設への立入指導 (書類検査及び現場検査)</p> <p>水道施設の立入検査の実施 立入検査結果に基づく水道施設データベースの整備</p> <p>(2) 水道国庫・県費補助事業の指導及び助言</p> <p>平成18年度水道施設整備費国庫補助金交付要綱等に基づく施設整備事業体への支援</p> <p>(3) 緊急時対応マニュアルの策定指導</p>	衛生推進 G

(2) 食品等の安全性の確保事業

概	要	担当 G
	<p>「平成 18 年度福島県食品衛生監視指導計画」に基づき食品製造施設の効率的かつ効果的な監視指導を実施し食品の安全性の確保を図ります。</p> <p>また、食品の表示や食の安全確保に関する苦情や相談の総合的窓口として設置されている「食品安全 110 番」について、関係機関と連携して円滑な運営を行います。</p> <p>(1) 食品製造施設の監視指導</p> <p>(2) 大規模調理施設や大型量販店の衛生指導</p> <p>(3) 食品の収去検査</p> <p>(4) 食品衛生知識の普及啓発</p>	衛生推進 G

(3) 生活衛生関係営業施設の衛生確保事業

概	要	担当 G
	<p>生活衛生関係営業施設に対して個別的・重点的な監視指導を実施するとともに、自主管理体制の確立を支援しながら衛生水準の維持向上に努めます。</p> <p>また、安心して利用できる営業施設を確保するため、公衆浴場や旅館の浴槽水のレジオネラ属菌検査や理美容所内使用器具の消毒効果確認検査を実施するなど、適切な指導と情報の提供に努めます。</p>	衛生推進 G

概	要	担当 G
	(1) 理容所・美容所・クリーニング所等営業施設への立入指導 各種営業施設衛生管理要領等の遵守状況について、年間実施計画に基づく立入指導の実施 平成18年度理美容所衛生確保対策事業実施要領に基づく検査の実施 (2) 旅館及び公衆浴場浴槽水のレジオネラ属菌検査 平成18年度レジオネラ属菌検査事業実施要領に基づく検査の実施 (3) 業種別衛生講習会の開催 外部依頼又は保健所主催で効果的な講習会の実施	

(4) 人と動物の共生の推進事業

概	要	担当 G
	動物による危害の発生防止に努めるとともに、動物の愛護と適正飼養に対する関心と理解を深めるための施策を実施します。 (1) 動物の適正飼養に関する啓発 (2) 「飼い犬のしつけ方教室」、「小学校への獣医師派遣事業」の実施 (3) 動物取扱者に対する立入指導	衛生推進 G

2 【生涯にわたる健康づくりの推進】

(1) 健康ふくしま21推進事業

「健康ふくしま21県民運動づくり運動の推進」及び「生活習慣病予防の推進」の各事業

概	要	担当 G
	県民の生涯にわたる健康の保持増進を図るため、「健康ふくしま21計画」に基づき生活習慣病予防対策及び食環境整備を中心とした健康づくり関係事業の推進を図ります。 (1) 生活習慣病予防の推進 (2) 市町村健康増進計画策定支援 (3) 特定給食施設管理事業 健康増進法に基づき、栄養指導員が給食施設の栄養管理に対して必要な助言を行います。 (4) 「うつくしま健康応援店」事業 健康応援店として登録された飲食店営業者が提供するメニューに、栄養成分表示や健康情報の提供を行います。	健康増進 G

(2) こころの健康・自殺予防対策事業

概 要	担当 G
<p>中高年の自殺者が増加していることから、モデル市町村を選定し、市町村の自殺予防対策の定着化を図るとともに、こころの健康に関する具体的支援に努めます。</p> <p>(1) 自殺予防対策検討会の開催</p> <p>(2) 実態調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1次スクリーニング ・ 2次スクリーニング <p>(3) 高リスク者への支援</p> <p>(4) 自殺予防対策キャンペーンの実施</p>	<p>保健福祉 G</p>

(3) 市町村歯科保健強化事業

概 要	担当 G
<p>生涯を通じた歯の健康づくりを推進するために、市町村等関係機関と連携した体制整備を図るとともに、地域歯科保健従事者に対する研修会等を開催します。</p> <p>(1) 歯科保健情報システム</p> <p>(2) 市町村の歯科保健支援体制検討会</p> <p>(3) 地域歯科保健推進研修会</p>	<p>健康増進 G</p>

(4) 特定疾患治療研究事業

概 要	担当 G
<p>特定疾患治療研究対象疾患として指定されている45疾患について、公費負担により医療費の自己負担の軽減を図るとともに、長期にわたって医療や介護が必要な在宅療養者に必要な保健福祉サービスの提供を行うための支援体制の整備を行います。</p> <p>(1) 特定疾患治療研究事業</p> <p>(2) 難病患者地域支援連絡会議</p> <p>(3) 医療相談会の開催</p> <p>(4) 難病ボランティア育成支援</p> <p>(5) 患者会の育成支援</p>	<p>健康増進 G</p>

(5) 感染症予防対策事業

概	要	担当 G
	<p>「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定められた各疾病の発生時には、必要な措置をとるとともに、疫学調査を実施し、感染経路の究明を図ります。</p> <p>さらに、正しい知識の普及啓発活動を行うとともに、基盤体制整備の充実を図り、感染症予防に努めます。</p> <p>(1) 平常時対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マニュアル等所内体制整備 ・職員研修 <p>(2) 発生時対応</p> <p>(3) 社会福祉施設等における感染症予防対策事業</p>	医療薬事 G

(6) エイズ等予防対策

概	要	担当 G
	<p>エイズのまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消のため、エイズの正しい知識の普及啓発活動を行うとともに、エイズに関する相談及びHIV（ヒト免疫不全ウイルス）抗体検査事業を実施します。</p> <p>(1) 普及啓発活動事業</p> <p>(2) HIV抗体検査（予約制）</p> <p>毎週水曜日 9:00～11:30</p> <p>第2・4火曜日 17:15～20:00</p> <p>(3) エイズ相談 随時</p>	医療薬事 G

(7) 結核対策特別促進事業

概	要	担当 G
	<p>(1) 結核患者療養支援事業</p> <p>医療機関及び保健所で把握している患者等に関する情報をお互いに共有し、患者の完全治癒を目指すための連携の基盤整備を行います。</p> <p>また、喀痰塗抹陽性患者の院内DOTS（直接服薬確認療法）の全数実施を支援します。</p> <p>学習会</p> <p>ケアカンファレンス</p> <p>コホート検討会</p> <p>(2) モデル診査会</p>	医療薬事 G

概	要	担当 G
<p>地域で実際に治療を行っている結核患者の症例を検討することにより、結核診断技術の向上、標準治療の普及、治療技術の向上を図ります。</p> <p>(3) 高齢者の結核予防対策事業</p> <p>高齢者の結核対策を強化することで、高齢者から家族内への二次感染予防及び高齢者施設内等での集団感染予防を行い、次世代への結核感染を防ぎます</p> <p>結核ミニ出前講座（高齢者施設の職員対象）</p> <p>一般住民向け結核予防普及啓発事業</p>		

3 【健康を支える医療の充実】

(1) 医療安全対策の推進

概	要	担当 G
<p>適正な医療が提供されるよう医療事故防止等医療安全対策の推進、充実強化を図ります。</p> <p>(1) 病院立入検査、診療所立入検査の実施</p> <p>福島県医療監視要綱に基づき立入検査を行い、医療安全対策の徹底を図ります。</p> <p>(2) 医療安全対策研修会の開催</p> <p>医療機関の医療従事者を対象とした研修会を開催し、医療従事者一人ひとりの医療安全に対する意識の向上を図ります。</p> <p>(3) 医療の窓口相談（通年）の充実を図ります。</p>		医療薬事 G

(2) 救急医療体制の充実

概	要	担当 G
<p>救急医療体制の充実を図るため、協議会を開催し、救急医療の質的向上について協議を行います。さらに、搬送途上の救命効果の向上を図るため、メディカルコントロール協議会において、救急救命士の救急活動の事後検証システムの構築等の協議を行います。</p> <p>(1) 県南地域救急医療対策協議会の開催</p> <p>(2) 県中県南地域メディカルコントロール協議会の開催</p> <p>(事務局：県中保健福祉事務所)</p>		医療薬事 G

(3) 献血者の確保

概	要	担当 G
	<p>「平成 1 8 年度福島県献血推進計画」及び「県南地域献血推進行動計画」に基づき効果的事業の推進を図ります。</p> <p>若年層対策、新規協力事業所開拓、住民献血の推進など</p> <p>(1) 白河市と連携し、高校生・日赤奉仕団等団体の協力による街頭キャンペーン(愛の血液助け合い運動)を実施します。</p> <p>(2) ふれあい伝言板事業の実施(新規)</p> <p>高校生等又はその家族を対象にした献血等に関するショートメッセージを募集します。</p> <p>(3) ジュニア献血ポスターコンクール事業の実施(新規)</p> <p>県内のすべての中学生に対して献血の基礎知識に関するチラシを配布し、献血の必要性・重要性を啓発するとともに、ポスターコンクールを実施します。</p>	医療薬事 G

4 【誰もが安心して暮らせる福祉社会の推進】

(1) 市町村地域福祉計画策定の支援

概	要	担当 G
	<p>平成 1 7 年度に「福島県地域福祉支援計画」が策定されたことから、管内市町村が地域福祉計画を住民参加のもと自発的かつ積極的に策定着手するよう助言・支援に努めます。</p> <p>(1) 地域福祉計画策定アドバイザー派遣事業の活用推進</p> <p>(2) 各種行政情報等の提供</p>	地域支援 G

(2) 福祉ボランティア活動強化支援事業

概	要	担当 G
	<p>地域福祉の推進には、住民の積極的参加が不可欠であり、ボランティア・NPOへの期待が益々高まっていることから、ボランティア、NPO、市町村社会福祉協議会等と行政の連携によって、地域課題を共有し、それぞれの機能を十分に発揮しながら相互補完・協力・支援する仕組み・体制の構築を支援します。</p> <p>(1) 市町村ボランティアセンター整備促進の支援</p> <p>(2) 県南ボランティア・NPOの保健・医療・福祉ネットワーク基盤づくりへの支援・連携</p>	地域支援 G

(3) 生活保護の適正実施

概	要	担当 G
	生活保護の適正な実施のため、計画的現業活動の実施に努めるとともに、役場・民生委員・医療機関等関係機関との連携強化を推進します。 (1) 生活保護町村担当者会議 (2) 医療審査会 (毎月開催) (3) 生活保護法施行事務監査	生活保護 G

(4) 家庭の虐待防止対策事業

概	要	担当 G
	児童虐待、DV、高齢者虐待、障がい者虐待などの家庭の虐待を防止し、被害の軽減、被害者の早期保護を図るために、保健福祉事務所ごとに横断的ネットワークを構築するとともに、市町村等の虐待防止活動を支援します。 (1) 県南地域家庭の虐待防止対策連携会議 (代表者会議) の開催 (2) 家庭の虐待防止対策検討会 (ワーキンググループ) の開催 (3) 講演会の開催	保健福祉 G

5 【妊娠・出産・子育て・子育てを支える社会の推進】

(1) 子どもの虐待予防サポート推進事業

概	要	担当 G
	育児に対する負担や不安等により虐待に至る恐れのある家庭を早期に発見するとともに、グループミーティングの活用により育児負担の軽減や虐待予防の支援を行います。 (1) 育児不安を持つ親のグループミーティング事業 ・事例検討会 1 回 ・グループミーティング 5 回 ・事後検討会 1 回	保健福祉 G

(2) 豊かに「いのち」を育む支援事業

概	要	担当 G
	思春期、子育て予備軍にある若者に対して、生命・お互いの性・人権を尊重する人間教育としての性教育を進め、望まない妊娠と人工妊娠中絶を減少させるため、「いのち」を豊かに育めるよう支援します。 (1) 思春期相談ほっとライン (電話・面接・メール相談)	保健福祉 G

(3) 県南地域思春期保健対策推進事業・10代の性いのち生きいきプロジェクト事業

概	要	担当G
	<p>10代の望まない妊娠や人工妊娠中絶の減少に向けて、保健、医療、教育などの関係機関と連携を図るとともに、学校での思春期保健教育への支援や地域関係者への研修等により、思春期保健対策を推進します。</p> <p>(1) 県南地域思春期保健対策推進会議の開催 (10代の性いのち生きいきプロジェクト推進会議と同時開催)</p> <p>(2) 思春期保健教育等の実施状況調査</p> <p>(3) 思春期保健教育への医師等派遣事業</p> <p>(4) 思春期対策推進研修会</p>	保健福祉G

(4) 子育て支援を進める県民運動事業

概	要	担当G
	<p>各種機関・団体やさまざまな世代の県民が幅広く連携しながら子育てしやすい県づくりの気運の盛り上げを図る「子育て支援を進める県民運動」の一環として、5月の子育て週間内に講演会を開催し、社会全体での子育て・子育て支援を推進する環境整備に努めます。</p> <p>(1) ヘネシー・澄子氏講演会の開催</p>	保健福祉G

(5) 次世代育成支援対策市町村行動計画の具体化の支援

概	要	担当G
	<p>市町村、関係団体等へ各種情報を提供し、保育対策等促進事業、放課後児童健全育成事業等の補助事業及び交付金事業の実施を促進し、次世代育成支援市町村行動計画の取組みを支援することを通して「うつくしま子ども夢プラン」の推進を図ります。</p> <p>(1) 市町村、保育所等への情報提供 (随時)</p> <p>(2) 実状把握及び助言 (市町村、保育所への調査・監査時等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童福祉 (保育関係) 行政指導調査 9 市町村予定 ・ 保育所指導監査 2 1 か所予定 	保健福祉G

(6) 小児初期救急医療体制の確保

概	要	担当 G
	小児科医不足が深刻化している県南地域における小児初期救急医療体制の充実を図るため、管内の医師を対象とした小児診療研修を実施します。 (1) 小児科初期研修の実施 9月11日外4回	医療薬事 G

6 【高齢者が心豊かに暮らせる社会の推進】

(1) 認知症予防対策事業・認知症の安心ネットワーク構築事業

概	要	担当 G
	認知症高齢者対策の促進を図るため、県の市町村等への支援内容を盛り込んだ「福島県認知症予防対策推進計画」により、地域における認知症の予防・早期発見・早期対応体制の整備を重点的に行っていきます。 ・かかりつけ医の医療機関における早期発見・早期対応体制の整備 ・市町村等における早期発見の定着化及び早期対応メニュー創設の支援 ・県民に対する認知症の正しい知識等の普及啓発活動の強化 (1) 認知症予防対策推進事業 認知症予防対策推進会議の開催 (2) 認知症の安心ネットワーク構築事業 モデル市町村等に対する技術支援	保健福祉 G

(2) 市町村実地指導及び技術的助言

概	要	担当 G
	市町村が行う業務の適正かつ効率的な運営の確保を目的として、各根拠法令等に基づき、各市町村等の事業実施状況等について、指導・助言等を実施します。 (1) 実地指導・助言の対象 ・高齢者福祉行政 3市町村予定 ・介護保険業務 5市町村予定 ・老人保健事業 3町村予定 ・老人医療事務 9市町村予定	保健福祉 G

(3) 介護保険施設等実地指導

概	要	担当 G
<p>介護保険法に規定する指定居宅サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、介護保険施設等におけるサービスの質を確保し、併せて、保険給付等に係る費用の請求の適正な運用の徹底を図るため、実地指導を実施します。</p> <p>(1) 実地指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険施設 <ul style="list-style-type: none"> 老人福祉施設 2 か所予定 老人保健施設 1 か所予定 療養型医療施設 2 か所予定 ・居宅サービス事業所 1 1 か所予定 ・居宅介護支援事業所 3 か所予定 		保健福祉 G

7 【障がい者が自立し社会参加できる社会の推進】

(1) 障がい福祉計画の策定

概	要	担当 G
<p>障がい福祉計画は、平成 1 8 年度から平成 2 0 年度までの 3 年間の指定障がい福祉サービスの量の見込み等について定めるものであり、今年度において福島県障がい福祉計画を策定するとともに、市町村の障がい福祉計画が、円滑に策定されるよう支援します。</p> <p>(1) 福島県障がい福祉計画の策定</p> <p>(2) 市町村障がい福祉計画の策定支援</p>		保健福祉 G

(2) 障がい者地域生活移行支援事業

概	要	担当 G
<p>ノーマライゼーションの理念のもと、障がい者本人が暮らしたいと望む地域での地域生活移行を促進し、その生活を支援する体制の強化と基盤の整備を図ります。</p> <p>(1) 障がい者地域生活移行支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・圏域別地域生活支援調整事業 <ul style="list-style-type: none"> 地域生活支援調整会議の開催 ・地域生活移行支援事業 <ul style="list-style-type: none"> アドバイザーの登録及び活用 		保健福祉 G

(3) 精神障がい者地域生活移行促進事業

概	要	担当 G
	<p>社会的入院を余儀なくされている精神障がい者の地域生活移行を促進するため、精神障がい者の活動の場の提供や退院訓練等の支援を行います。</p> <p>(1) 出張講座の実施</p> <p>(2) 自立促進支援協議会の開催</p>	保健福祉 G

8 【保健・医療・福祉のさらなる推進】

(1) 健康危機管理体制整備事業

概	要	担当 G
	<p>原因が特定できない健康被害の発生や、大規模な健康被害が発生した時などの健康危機管理対策に万全を期すため、関係機関との連携体制整備や平常時から模擬訓練等による対応能力の向上を図り、マニュアルに基づく迅速かつ適切な対応に努めます。</p> <p>(1) 平常時対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マニュアル等所内体制整備 ・ 模擬訓練 ・ 職員研修 <p>(2) 発生時対応 (24時間体制)</p>	医療薬事 G

(2) 地域保健医療福祉の推進

「サービス総合化のシステムの確保」及び「保健・医療・福祉における研修の推進」の各事業

概	要	担当 G
	<p>県南地域における「安心して暮らしともに生きる健康福祉社会の実現」に向け、地域の実情に即した保健・医療・福祉施策を推進する必要がある、「県南地域保健医療福祉圏計画」に基づき、地域における保健・医療・福祉が連携し、総合的・一体的な施策を推進します。</p> <p>また、保健・医療分野と福祉分野に携わる人材の養成・研修等の充実を図ります。</p> <p>(1) 県南地域保健医療福祉推進会議の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の見直し及び進行管理等の検討・協議 ・ 地域の実情に即した施策の提言等 <p>(2) 地域保健福祉関係職員研修事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新任研修 	地域支援 G

概 要	担当 G
<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理・監督者研修 (3) 保健・医療・福祉の人材の確保と資質の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師・保健師・看護師等実習の指導 ・ 福祉専門職員、栄養士等の実習受け入れ 	

(3) 医師臨床研修地域保健・医療研修

概 要	担当 G
<p>医師臨床研修制度において、「地域保健・医療」研修が必修であり、研修を通して県南地域の保健医療の現状・課題が理解されるとともに医師の確保・定着に帰するよう、臨床研修病院である白河厚生総合病院と緊密な連携を図りながら、医師臨床研修地域保健・医療研修事業を実施します。</p> <p>(1) 医師臨床研修地域保健・医療研修事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修医数 2 人 ・ 研修期間 2 週間 	<p>地域支援 G</p>

第 3 章

平成17年度事業実績

快適で健やかな生活の実現

- 1) 安全な水の確保

水道施設等の衛生管理指導

(根拠) 水道法

(1) 水道施設

平成17年3月末現在の管内の水道普及率は91.2%と県平均91.6%と同レベルにあります。しかし、山間部を抱える東白川郡3町村においては投資効率の観点等から普及率が低い状況にあります。(参照資料編 表1)

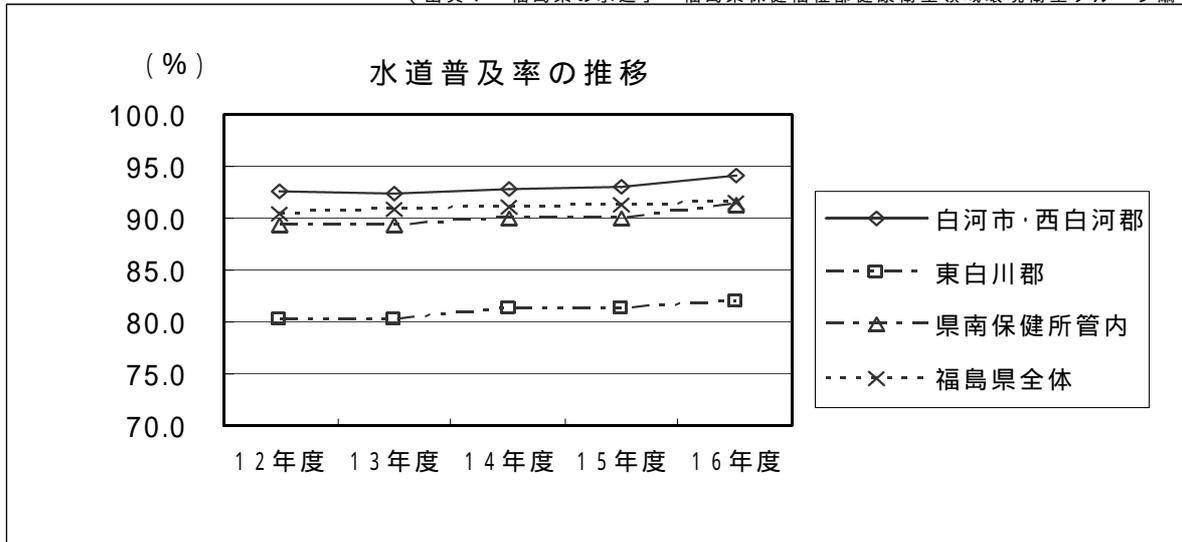
安心して飲める「おいしい水」が安定的に供給されるよう、また市町村等の水道施設の整備が計画的かつ効率的に進められるよう、水道事業者の立入指導を実施しました。

市町村別水道普及状況

(H17.3.31現在)

市町村	行政区域内総人口	給水人口				年度末現在水道普及率(%)				
		上水道	簡易水道	専用水道	合計	16年度	15年度	14年度	13年度	12年度
白河市	48,050	40,242	6,140		46,382	96.5	96.2	95.4	96.0	96.3
西郷村	19,390	17,354		492	17,846	92.0	89.8	90.0	87.2	86.7
表郷村	7,252	6,878		55	6,933	95.6	95.4	94.2	93.9	93.8
東村	5,996	5,794			5,794	96.6	95.1	93.4	93.8	93.7
泉崎村	6,889	5,896			5,896	85.6	85.5	85.6	85.6	85.0
中島村	5,323		4,958		4,958	93.1	93.6	93.2	93.3	93.4
矢吹町	18,704	14,979	2,291		17,270	92.3	89.3	90.2	88.7	89.5
大信村	4,798		4,614		4,614	96.2	93.7	97.0	95.5	96.6
小計	116,402	91,143	18,003	547	109,693	94.2	93.0	92.9	92.4	92.6
棚倉町	15,882	14,813	825		15,638	98.5	96.6	98.0	98.0	98.8
矢祭町	6,783		5,881		5,881	86.7	86.6	86.4	85.9	85.3
塙町	10,696		7,692	507	8,199	76.7	77.1	75.4	72.9	72.0
鮫川村	4,397		1,156	102	1,258	28.6	27.8	27.8	25.2	25.9
小計	37,758	14,813	15,554	609	30,976	82.0	81.2	81.3	80.2	80.2
合計	154,160	105,956	33,557	1,156	140,669	91.2	90.1	90.0	89.3	89.4
福島県	2,096,574	1,747,612	165,012	7,385	1,920,009	91.6	91.3	91.1	90.8	90.5

(出典:「福島県の水道」・福島県保健福祉部健康衛生領域環境衛生グループ編)



(2) 飲用井戸等の衛生対策指導

有害物質等による汚染が判明した飲用井戸の利用者に対しては水道水への転換を指導するとともに、水質検査の実施を指導しました。また、地下水環境基準を超過した井戸について、県南地方振興局と連携して飲用指導を行いました。

- 2) 食品等の安全性の確保

1 食品営業許可施設等の指導

(根拠) 食品衛生法、食品安全基本法

「福島県食品安全確保に関する基本方針」及び「食品安全確保対策プログラム」に基づき農産物の残留農薬、食品中の添加物等の収去検査を実施するなど、生産から消費に至る全ての段階で一貫した食品の安全性を確保し、さらに県が策定した「平成17年度食品衛生監視指導計画」により製造施設等の監視指導を実施し、食中毒等、食品に起因する健康被害の未然防止を図りました。

また、食品取扱者や消費者を対象とした衛生講習会、小学校の児童を対象とした食品衛生教室など各種講習会を開催し、広く食品衛生思想の普及啓発を行いました。

(1) 食品衛生関係施設の指導状況

平成17年度末現在の食品営業許可施設数は、3,578施設で、最も多いのは飲食店営業の1,686施設で全体の47%を占めており、次いで喫茶店営業、乳類販売業の順となっています。(参照資料編 表2)

また、営業許可を要しない施設数は、3,351施設で、最も多いのは菓子販売業で全体の47%を占めており、次いで食品販売業、野菜果物販売業の順となっています。(参照資料編 表3)

(2) 食品関係施設の監視・指導

食品の製造加工、調理・販売施設など食品取扱施設に対し、定期的に立入検査を行い衛生確保の徹底を図るとともに、夏期一斉及び年末一斉取り締まりなどにより食中毒等の事故防止を指導しました。

平成17年度において、監視指導総数は3,871件で、その内許可施設の延べ監視件数は2,309件、許可を要しない施設の延べ監視件数は、1,562件となっています。

2 食品の安全対策事業

(根拠) 食品衛生法

(1) 食品の収去検査

違反又は不良食品の流通を防止するため、食品製造施設や販売施設等から食品等(416検体)を収去、検査し、その結果に基づいて衛生確保の指導を行いました。検査結果が不良であったものは、アイスクリーム類の規格基準違反でした。

食品種別	検査した収去検体数 (実数)	不良検体数 (実数)	不良理由(延べ数)				
			大腸菌群	異物	添加物 使用基準	法定外 添加物	その他
魚介類	20						
冷凍食品							
無加熱摂取冷凍食品							
凍結前加熱冷凍食品	7						
凍結前未加熱冷凍食品	3						
魚介類加工品	41						
肉卵類加工品	54						
乳製品	2						
乳類加工品							
アイスクリーム類・氷菓	9	1	1				
穀類及びその加工品	30						
野菜類・果物及びその加工品	172						
菓子類	60						
清涼飲料水	6						
酒類							
氷雪							
水	1						
かん詰びん詰食品							
その他の食品	11						
添加物							
器具・容器包装・おもちゃ							
合計	416	1	1				

(2) 食品衛生思想の普及啓発

食品関係業者や集団給食施設従事者などを対象に、衛生管理の向上や食中毒防止などの衛生教育を行うとともに、一般消費者からの依頼に対し、講師を派遣して食品衛生思想の普及啓発に努めました。

また、小学校の児童を対象に食品衛生教室を開催し、手洗い実習等の体験学習を通じて幼少期からの食中毒予防の普及啓発に努めました。

衛生教育の実施状況は、講習会を113回開催し、受講者数は3,952名で、出前講座については、49回、受講者2,133名でした。

衛生教育講習実施状況 単位：回又は人

区分	実施回数	受講者数
食品関係業者等講習会	40	1016
食品衛生責任者養成講習会	3	71
食品衛生責任者再教育講習会	12	111
集団給食施設関係者講習会	2	39
消費者等食品衛生講習会	6	169
小(中)学校の食品衛生教室	24	1027
その他	26	1519
計	113	3952

出前講座

区分	実施回数	受講者数
業者等	10	425
集団給食施設	2	39
消費者等	30	1196
その他	7	473
計	49	2133

出前講座：保健所職員が出向いて講習等を実施するもの

(3) 『食品安全110番』の状況

食品の安全に関する苦情、相談、問い合わせ等の総合窓口として、保健所に『食品安全110番』を設置するとともに、違反や事件の疑いのあるものについては、食品衛生関係法令を所管する関係機関と連携し、立入調査を行うなど違反等の再発防止に努めました。

苦情・相談の件数は、4件(期限切れ食品、カビ発生、表示不良、鳥肉の無許可処理・販売)でした。

受付件数	処 理 件 数	
	当 所	他保健所へ通報
	4	0

(4) 食中毒の発生状況

平成17年度、管内においては、食中毒の発生はありませんでした。

食中毒の発生件数

年 度	13	14	15	16	17
発生件数	2	4	1	2	0

- 3) 安全で衛生的な環境の確保

1 生活衛生関係施設等の衛生指導

(根拠) 興行場法、旅館業法、公衆浴場法、理容師法、美容師法、クリーニング業法、墓地埋葬等に関する法律、温泉法他

(1) 生活衛生関係営業施設

生活衛生関係営業施設は、微減傾向にあり、中でも施設の老朽化や営業形態の変化による旅館やクリーニング取次所の廃止が大きく影響しています。

営業施設に対しては定期的な監視指導を実施し、衛生管理基準の遵守に向けた指導を行いました。(参照資料編 表4)

市町村別環境衛生関係営業施設数

平成18年3月31日現在

市町村	旅 館 業				興行場	公衆浴場		理容所	美容所	クリーニング所		合 計	
	ホテル	旅館	簡易宿所	下宿		普通	その他			一般	取次所		
白 河 市	10	37	5		4		17	102	126	16	45	362	
西 郷 村	7	17	5				11	23	24	2	5	94	
泉 崎 村	1	3	2		1		3	8	9		5	32	
中 島 村		1					1	8	7	1	2	20	
矢 吹 町	2	10	2	1	1		5	28	37	4	14	104	
小 計	20	68	14	1	6	0	37	169	203	23	71	612	
棚 倉 町	5	21	1		1		8	27	34	3	20	120	
矢 祭 町		8	4				3	8	14	2	3	42	
塙 町	1	10					3	16	26	5	10	71	
鮫 川 村		4	5				3	7	4		3	26	
小 計	6	43	10	0	1	0	17	58	78	10	36	259	
合 計	26	111	24	1	7	0	54	227	281	33	107	871	
施 設	16年度	26	115	24	1	7	0	55	229	281	33	117	888
	15年度	24	116	24	1	7	0	54	225	284	36	129	900
	14年度	24	121	25	1	7	0	52	224	283	36	142	915
	13年度	24	122	23	1	6	0	54	227	281	37	153	928
	12年度	21	123	24	1	6	0	52	232	282	36	161	938

ア ホテル営業、旅館営業及び簡易宿所の内訳

	総数	公的 宿泊 施設	民間 企業 保養 所	ホテ ル	ビジ ネス ホテ ル	モー テル 類似 施設	観光 旅館	普通旅 館又は 簡易宿 所	ペン ション	山小屋 バンガ ロー	農林漁 業体験 民宿	その他
ホテル営業	26	1	1	10	13							1
旅館営業	111	2	4	1	4	20	6	70	2			2
簡易宿 所営業 (通年)	15							12	1		2	
(季節)	9							2		7		

イ 興行場の内訳

総数	スポーツ施設等	公会堂・市民会館等
7	2	5

ウ 公衆浴場の内訳

総数	普通公 衆浴場	サウナ風 呂	老人福祉セ ンター	デイサー ビス	ヘルスセン ター等	旅館	温泉	その他
54	0	1	8	3	8	10	2	22

エ クリーニング所の内訳

総数	一般	特定洗濯物取扱 施設(再掲)	リネン (再掲)	パーク使 用施設	エタン使 用施設	取次所
140	33	2	3	0	0	107

オ 理容・美容所及びクリーニング所従業員数の内訳

理 容 所			美 容 所			ク リ ー ニ ン グ 所		
理容師数	その他	小 計	美容師数	その他	小 計	クリーニング師数	その他	小 計
435	6	441	452	21	473	46	215	261

(2) 生活衛生関係その他の施設

平成18年3月31日現在

市町村	火葬場	墓地・ 納骨堂	特定建築 物	建築物環 境衛生登 録業	コイン ランド リー	一般 プール	温 泉		合 計	
							源泉	利用施設		
白 河 市	1	177	22	5	8	6	6	4	229	
西 郷 村		57	7		1	4	28	23	120	
泉 崎 村		10			1	1	3	4	20	
中 島 村		14				0	1	1	16	
矢 吹 町	1	49	6		3	2	7	8	76	
小 計	2	307	35	6	13	13	45	40	461	
棚 倉 町	1	93	4	1	2	2	2	3	108	
矢 祭 町		68	1			1	3	3	76	
埴 町		88	1	2	1	1	9	11	113	
鮫 川 村		46				1	5	3	55	
小 計	1	295	6	3	3	5	19	20	352	
合 計	3	602	41	9	16	18	64	60	813	
施 設 数	16年度	3	606	41	8	17	19	65	65	824
	15年度	3	607	41	9	16	20	67	64	827
	14年度	4	607	38	8	13	19	67	61	817
	13年度	4	607	39	7	13	19	69	62	820
	12年度	4	606	37	6	12	19	68	60	812

ア 火葬場等施設内訳調べ

火葬場			墓 地					納 骨 堂		
公 営	その他	小 計	公 営	法 人	共 同	個 人	小 計	公 営	法 人	小 計
3		3	373	125	59	44	601		1	1

イ 特定建築物の内訳

	興行場	店 舗	事務所	専ら事務所 (再掲)	学 校	旅 館	その他	計
特定建築物数	(4)		(5)	(1)	(3)			(12)
	4	15	6	1	5	9	2	41
管理技術者選任数	4	15	6	1	5	9	2	41

()内は公用公共施設数

ウ 建築物環境衛生に係る登録業者の内訳

建築物 清掃業	空気環 境測定 業	空調ダ クト清 掃業	飲料水 水質検 査業	飲料水 貯水槽 清掃業	排水管 清掃業	ねずみ 昆虫等 防除業	環境衛 生一般 管理業	総合管 理業	計
2				6	1				9

エ 遊泳用プール施設の内訳

公 営	民 営	計
14	4	18

2 環境衛生確保対策事業

(1) レジオネラ属菌水質検査事業

(根拠) レジオネラ属菌水質検査事業実施要領

旅館及び公衆浴場浴槽水のレジオネラ属菌行政検査を実施し、関連設備の衛生管理指導を行いました。

レジオネラ属菌が検出された施設に対しては、直ちに立入検査を行うとともに、改善対策実施後の確認のために自主検査の実施を指導しました。検査の結果全ての施設において指針値以下となったことを確認しました。

レジオネラ属菌水質検査結果

検査施設数	検査結果		備 考 (指針値)
	不検出	検 出	
15	10	5	10cfu/100ml

(2) 理容・美容所衛生確保対策事業

(根拠) 理容・美容所衛生対策確保対策事業実施要領

皮膚に接する器具の消毒効果確認のため、フードスタンプを用いてブドウ球菌及び一般細菌の検査を実施し、その結果に基づき消毒方法について適切な指導、啓発を行いました。

陽性となった施設に対しては、立入等により適切な消毒方法を指導しました。

フードスタンプ検査結果

	理容所（15施設）			美容所（11施設）		
	ブドウ球菌 検出数	一般細菌検 出数	いずれも 不検出	ブドウ球菌 検出数	一般細菌 検出数	いずれも 不検出
カミソリ	6	13	2	2	5	6
はさみ	3	8	7	1	3	8
くし	8	11	4	0	3	8

3 家庭用品安全対策試買検査

（根拠）家庭用品試買検査実施要領

乳幼児用衣服や繊維製品、エアゾール製品等の家庭用品について試買検査を実施しました。検査の結果、全て基準に適合していることを確認しました。

家庭用品安全対策試買検査状況

	ホルムアルデヒド （生後24ヶ月以 内の乳幼児のも の）	ホルムアルデヒド （生後24ヶ月以 内の乳幼児のものを除 く）	ディルドリン	トリアキフェン トリカクシリン	計
検体数	4	4	2	3	13
不適数	0	0	0	0	0

4 ねずみ・衛生害虫等の駆除相談状況

住民からの相談に対して害虫等の同定、駆除相談に応じるとともに、内容によっては現地確認又は専門業者の紹介を行いました。

	トゾミ	クモ	ネズミ	ハチ	シアリ	ノミ	ヤスデ	ゴキブリ	カドマ	その他	合計
苦情・相談数	1	2	3	14	2	1	1	1	1	3	29
被害者数	1			1							2

5 衛生講習実施状況

営業者の衛生管理意識の向上を図るため、関係組合からの依頼に対して職員を派遣し衛生講習を実施したほか、保健所主催の講習会も実施しました。

開催日	内 容	開催場所	出席者数	主催者
平成17年4月4日	美容組合総会時衛生講話	白河市	117名	美容組合白河支部
平成17年4月4日	〃	矢吹町	13名	美容組合矢吹支部
平成17年4月11日	理容組合総会時衛生講話	矢吹町	40名	理容組合矢吹支部
平成17年4月25日	〃	棚倉町	23名	東白川理容師会
平成17年4月25日	美容組合総会時衛生講話	棚倉町	36名	美容組合棚倉支部
平成17年10月24日	理容業衛生消毒講習会	矢吹町	38名	理容組合矢吹支部
平成17年11月7日	〃	白河市	77名	理容組合白河支部
平成17年11月14日	〃	棚倉町	25名	東白川理容師会
平成17年9月21日	旅館営業者衛生講習	白河市	17名	旅館組合白河支部
平成17年4月21日	温泉法改正説明会・入浴 施設衛生管理講習会	白河市	37名	県南保健所
平成17年5月18日	水道施設維持管理講習会	白河市	24名	県南保健所
平成17年6月24日	プール衛生管理者養成講習会	白河市	50名	県南保健所

6 温泉保護対策事業

(根拠) 福島県温泉保護利用対策要綱等

福島県温泉保護利用対策要綱及び関連通知に基づき、温泉資源の枯渇防止、安定供給及び有効利用を図るため、源泉の管理状況、湧出量及び揚湯量の変化を監視しました。

また、温泉を公共の浴用に利用している施設に対して監視指導を行い、温泉の適正利用を図りました。

温泉源泉数及び監視指導状況

平成18年3月31日現在

利用源泉		未利用源泉		総源泉数	湧出量(1/分)		監視指導源泉数
自噴	動力装置	自噴	動力装置		自噴	動力	
7	22	8	27	64	276	4,579	20

温泉利用施設数及び監視指導状況

温泉利用施設数		合計	監視指導施設数
浴用	飲用		
60	0	60	44

- 4) 人にやさしいまちづくりの推進

「福島県やさしさマーク」交付事業

(根拠) 福島県やさしさマーク交付要綱

商店、飲食店、理美容所、金融機関、病院など不特定多数の人が利用する施設で、お年寄りや身体の不自由な人をはじめ、すべての人が安心して利用できるよう段差、通路幅の確保、車いす用トイレの整備など「人にやさしいまちづくり条例」の整備基準を満たしている建物に「やさしさマーク」を交付しています。

(参照資料編 表5)

- 5) 安心して暮らせる住環境の整備促進

高齢者にやさしい住まいづくり助成事業

(根拠) 福島県高齢者にやさしい住まいづくり助成事業実施要綱

高齢者が自宅における転倒等により要介護(要支援)状態とならないよう、住宅改修を実施する者へ改修資金を助成することにより介護状態に陥ることを予防し、併せて自立した在宅生活の継続を図ることを目的に市町村へ補助金を交付しました。

高齢者にやさしい住まいづくり助成事業実施市町村及び件数

市町村	実施有無	補助件数	市町村	実施有無	補助件数
白河市		18	棚倉町		1
西郷村		7	矢祭町		1
泉崎村		2	塙町		2
中島村		0	鮫川村		3
矢吹町		12	計	8	46

－ 6) 人と動物の共生の推進

人と動物の共通感染症である狂犬病の発生防止を目的とした「狂犬病予防法」及び「犬による危害の防止に関する条例」に基づき畜犬登録及び狂犬病予防注射事業の推進指導、放置犬等に対する指導取り締まりを実施しました。

また、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、動物愛護ボランティア養成事業、小学校への獣医師派遣事業、飼い犬のしつけ方教室及び動物の譲渡事業を実施し、動物の愛護、適正飼養の普及啓発を実施しました。

1 管内の畜犬登録及び狂犬病予防注射の実施状況

(根拠) 狂犬病予防法

平成17年度における管内の畜犬登録及び狂犬病予防注射の実施状況は、下表の通りです。(参照資料編 表6)

市町村	畜犬登録及び狂犬病予防注射実施頭数			平成18年3月31日現在	
	総登録頭数	新規登録頭数	死亡届出頭数	注射頭数	注射実施率
白河市	4,387	374	311	3,377	77.0%
西郷村	1,485	102	89	1,175	79.1%
泉崎村	604	58	36	449	74.3%
中島村	483	30	23	349	72.3%
矢吹町	1,519	97	49	1,084	71.4%
棚倉町	945	84	69	772	81.7%
矢祭町	524	41	45	497	94.8%
塙町	704	60	63	456	64.8%
鮫川村	455	54	26	311	68.4%
合計	11,106	900	711	8,470	76.3%

2 犬に関する苦情処理状況等

(根拠) 犬による危害の防止に関する条例

平成17年度の犬に関する苦情件数は271件で、ここ数年間は、わずかではありますが減少しています。苦情の内容は、迷い犬・放浪犬・放し飼いが一番多く185件と苦情全体の約68%を占めています。(参照資料編 表7、8)

犬苦情処理件数

区分	放し飼い	捨て犬	迷い犬	放浪犬	野犬	家畜・田畑等の被害
件数	49	30	68	68	6	7
区分	咬傷等の危険性	臭気・はえ	鳴き声	脱糞	その他	計
件数	11	0	6	4	22	271

3 飼い犬のしつけ方教室

(根拠) 飼い犬のしつけ方教室実施要領

動物愛護ボランティア登録者の協力を得ながらが教室受講希望者を対象に飼い犬のしつけ方教室を実施しています。内容は、動物関係法令、犬の生理・行動・健康管理

やしつけ方法等の講義と実技講習の2部構成で、飼い主と飼い犬に対し人と動物とが共生できるよう社会生活に必要な基本的マナーを取得してもらうことに主眼を置いて実施しています。

なお、実施状況は次のとおりです。

区分	回数	受講者数
講義	2	24名
実技	2	24名

4 動物の譲渡事業

(根拠) 動物愛護管理対策事務取扱要領

動物の愛護と適正飼養を目的に、抑留犬及び引き取り依頼動物の譲渡事業を実施しました。

譲渡の内訳

成犬	2頭
子犬	8頭
子猫	1頭

5 小学校への獣医師派遣事業

(根拠) 学校への獣医師派遣事業実施要領

動物を愛護する気風を醸成し、生命の尊重や友愛など情操面での涵養を目的として開催要望のあった小学校へ獣医師を派遣し、動物愛護ボランティア登録者等の協力のもと、小学校で飼養している哺乳類や鳥類等の飼育方法を重点とした体験型の動物愛護教室を実施しました。

獣医師派遣実施状況

派遣学校数	受講者数	協力者数
12校	303名	16名

動物愛護ボランティア及び獣医師

6 動物愛護フェスティバル

- ・趣旨：動物の虐待防止、適正な飼養管理について啓発活動を行うことにより県民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操を育成する目的で動物愛護フェスティバルを開催しました。
- ・開催日：平成17年9月25日(日)
- ・開催場所：白河関の森公園(白河市旗宿白河内)
- ・来場者数：約200人
- ・内容：動物愛護児童画コンクール表彰式、(財)日本動物愛護協会功労動物表彰式、盲導犬の紹介、飼い犬のしつけ方教室

7 動物取扱業における動物適正管理対策

(根拠) 動物愛護管理対策事務取扱要領

動物の適正な飼育・管理の徹底を図るため、動物取扱業者の立入指導を実施しました。

動物取扱業施設状況

平成18年3月31日現在

市町村	販売	保管	貸出	訓練	展示	計	主な取扱動物等
白河市	6	2				8	<販売> 犬、猫、ウサギ、ハムスター、 インコ、ハト、水鳥、 カメ <保管> 犬、猫 <展示> 馬
西郷村	2	1			1	4	
泉崎村	2					2	
中島村						0	
矢吹町	4					4	
棚倉町	2					2	
矢祭町						0	
埴町	2					2	
鮫川村						0	
計	18	3	0	0	1	22	

生涯にわたる健康づくりの推進

- 1) 健康ふくしま 2 1 県民健康づくり運動の推進

1 健康づくり・栄養改善対策

(1) 健康づくり・栄養改善指導

(根拠) 健康増進法

健康づくり及び栄養に関する指導について、特に栄養面からの面接指導・集団指導・電話等で指導を行いました。(参照資料編 表 9)

個別指導 延人員 2 5 4 人

集団指導 3 5 回 延人員 1、2 6 2 人

(2) 市町村栄養改善事業の支援事業

市町村の栄養担当者会議を開催するとともに、子ども時代からの生活習慣病予防対策のため、市町村事業ワーキングのメンバー及び推進委員として参加しました。

- ・管内市町村栄養担当者会議 1 回
- ・矢吹町 3 回 (矢吹っ子の健康を考える連絡会・ワーキング)
- ・西郷村 6 回 (西郷村食育推進事業)
- ・中島村 1 回 (元気中島ワーキング)
- ・東白川地域保健業務連絡会 1 回
- ・矢吹中学校 保健委員会 1 回

(3) 管理栄養士・栄養士指導事業

(根拠) 栄養士法第 2 条

免許の申請、名簿訂正及び書換え、再交付等の事務を実施しました。

- ・管理栄養士申請書等進達事務 1 4 件
- ・栄養士申請書等進達事務 2 9 件
- ・管理栄養士国家試験等の事務指導 1 1 件
- ・窓口相談等 4 件

2 栄養表示基準・誇大表示の禁止の指導事業

(根拠) 健康増進法第 3 1 条及び 3 2 条の 2

販売する食品の栄養表示及び販売する物に関する広告、その他の表示について指導を実施しました。

- ・栄養表示等相談および指導 3 6 件

3 特定給食施設管理事業

(根拠) 健康増進法第 2 0 条

継続的に食事を提供する施設のうち、栄養管理が必要な施設に対し指導を実施しました。

管内の特定給食施設数、管理栄養士、栄養士の配置状況は(参照資料編 表10、11)のとおりです。

特定給食施設数

特定給食施設	72施設
小規模特定給食施設	44施設
計	116施設

(1) 集団指導(特定給食施設講習会)

(根拠) 健康増進法第18条第1項第2号外

健康増進に果たす給食の役割について理解を深めるとともに、給食運営に関する必要事項及び健康に関する各種情報の取得を促すことを目的に実施しました。

講習会は、「食事摂取基準」の概要及び各施設別における実践(基準量の算定方法)の内容について重点的に実施しました。

実施状況

・開催回数 8回 ・参加者数 延370人 ・参加施設数 延321施設

(2) 特定給食施設等に対する個別指導の実施結果

(根拠) 健康増進法第18条第1項第2号外

健康増進法第18条第1項第2号及び第22条による指導助言を116施設に実施しました。(参照資料編 表12)

4 「健康ふくしま21計画」推進地区組織育成支援事業

健康づくり対策においては、地域ボランティアの積極的な地域活動への参画が重要であるため、市町村が行う食生活改善推進員の育成及び地区組織活動を支援しました。

地区食生活改善推進員連絡協議会支援(管内食生活改善推進員数192人)

県南地区活動: 総会1回・理事会4回・研修会3回・相談9回

計17回 参加延数305人

5 「健康ふくしま21計画」食環境整備事業

(根拠) 「健康ふくしま21計画」推進食環境整備事業実施要綱

管内の飲食店等が外食を通じた健康づくりの必要性を認識し、食事の栄養成分表示や健康に配慮した食事の提供に取り組んでもらうことにより、住民が安心して外食を楽しめる食環境の整備(うつくしま健康応援店)を図りました。

今後とも、各市町村に「うつくしま健康応援店」登録店舗数の拡大を図ります。

(1) 事業内容: メニューの栄養成分表示 栄養・健康情報の提供

ヘルシーメニューの提供

(強調メニュー、体にやさしいオーダーメニュー)

禁煙・分煙の実施

(2) 「うつくしま健康応援店」登録店舗数

平成15年度 3店舗

平成16年度 9店舗

平成17年度 11店舗

計23店舗

- 2) 生活習慣病予防の推進

1 喫煙対策事業

(根拠) 健康増進法第25条

「健康ふくしま21計画」では、生活習慣病予防のため、「喫煙対策」の取り組みを重要課題としているから、成人の喫煙率の減少、未成年者の防煙に重点を置いた対策を推進しました。

事業内容

- (1) たばこに関する健康被害の情報提供、普及啓発
 - ・管内のJR東日本の駅構内5ヶ所及びスーパーストア内にポスター掲示
 - ・世界禁煙デー及び禁煙週間におけるチラシ等での啓発
- (2) 禁煙支援
 - 禁煙支援を実施している医療機関等を把握するため、医師会、歯科医師会、薬剤師会の会員にアンケートを実施しました。
 - アンケートの結果、禁煙支援を実施していることについて、公表して良いとの回答のあった施設については、関係機関に対して情報を提供しました。
 - (内容)
 - 回答結果：回収率 74.4% (145箇所中 / 195箇所回答)
 - 禁煙支援を実施している医療機関等は65箇所あり、「公表して良い」との回答は53箇所でした。
- (3) 分煙推進
 - ・年2回(5月・11月)公共施設分煙化実態調査を実施しました。
 - ・管内の入通所者数51人以上の18保健福祉施設、22保育所に受動喫煙防止に関する普及啓発を行いました。
 - ・鮫川村は防煙分煙推進計画を策定し、村全体で公共施設の分煙に取り組んでおり、当事務所も策定協議会委員として参加しました。(参照資料編表13)
- (4) 喫煙防止教育支援
 - 出前講座で講師派遣：小・中学校：15回 743人
 - 事業所等：5回 116人

2 生活習慣病予防普及啓発事業

一次予防に重点を置いた生活習慣病予防について啓発活動を行いました。

- (1) 講演会「働き盛りの健康づくり(糖尿病予防)」
 - ・日 時 平成17年11月4日(月)
 - ・場 所 ホテルサンルート白河
 - ・参加者数 150人
- (2) 講演会「メタボリックシンドローム・食事バランスガイド」
 - ・日 時 平成18年2月6日(月)
 - ・場 所 サンフレッシュ白河
 - ・参加者数 114人
- (3) 健康たよりの発行 2回 3,300枚
- (4) 健康教育 38回 1,626人

- 3) 成人保健・職域保健の推進

老人保健事業市町村事務支援

住民の老後における健康の保持と適切な医療の確保を図るため、市町村において、老人保健法に基づく保健事業が実施されています。

保健事業は、健康手帳の交付 健康教育 健康相談 健康診査 機能訓練 訪問指導からなっており、その他、がん検診や肝炎ウィルス検診等も実施されています。(参照資料編 表14)

これらの各事業の「保健事業平成17年度計画」に基づく円滑な実施と、市町村保健福祉計画の達成を図るため、市町村に対し助言及び支援を行いました。

(1) 老人保健事業市町村事務技術的助言

(根拠) 老人保健事業(医療等以外)市町村事務技術的助言実施方針

生活習慣改善等を通じた疾病予防対策の推進、要介護状態予防対策の推進、健康度評価の実施及び適切な事務執行のため、市町村に対し事務技術的助言を行いました。

・実施市町村：旧表郷村、中島村、矢吹町、塙町(管内の1/3程度)

- 4) こころの健康づくり普及啓発事業

1 ひきこもり・心の健康相談事業

(根拠) 福島県精神保健相談・訪問指導要領

心の悩みや不安、アルコールに関することなど様々な心の問題に対して、心の健康相談窓口を設置し、精神科嘱託医が相談に応じるとともに、精神疾患の早期治療の促進、精神障がい者の福祉的援助を行いました。

ひきこもりの状態にある本人または家族の相談窓口を、心の健康相談窓口併せて設置し、疾患と社会的ひきこもりを判別し、対応のあり方についての指導と早期回復に向けての継続的な支援を行うとともに、家族等を必要に応じてひきこもり家族教室に紹介しました。

相談区分	開催回数	相談人数 (人)			
		実人数		うちひきこもり相談	
		実人数	延人数	実人数	延人数
心の健康相談	12	24	24	9	9
その他来所相談	随時	51	94	5	9
電話相談	随時	75	196	13	16
家庭訪問		28	101	2	4
計		178	415	29	38

2 ひきこもり家族教室

(根拠) 福島県心の健康サポート事業実施要綱

ひきこもりの状態にある者の家族等が、ひきこもりに関する基本的な知識や対応の心構えを学んだり、家族の悩み等を共有できる場を設け、家族の精神的安定を図るとともに、家族の相互援助的な力を回復・強化し、家族と本人の関係を築き直す

機会につなげました。

- ・開催回数 6回
- ・参加実人数 9人
- ・参加延人数 23人

- 5) 歯科保健対策

1 市町村歯科保健強化事業

(根拠) 市町村歯科保健強化事業実施要綱

市町村の地域特性に応じた支援を行うために、歯科保健情報システムの活用により市町村歯科保健支援体制検討会及び地域歯科保健推進研修会を開催し、歯科保健情報体制の構築を図りました。

(1) 歯科保健情報システム

市町村の歯科保健に関する情報について、集計、分析を行い、市町村歯科事業評価及び計画を支援しました。(参照資料編 表15)

(2) 市町村歯科保健支援体制検討会

- ・日時：平成17年10月6日(木)
- ・場所：県南保健福祉事務所会議室
- ・出席者：管内市町村歯科保健担当者、管内歯科医師会代表、福島県立西郷養護学校養護教諭等 17人
- ・内容：平成16年度歯科保健情報システムの結果報告
障がい児者の歯科における地域・学校・医療の連携方法について

(3) 地域歯科保健推進研修会

- ・日時：平成17年12月8日(木)
- ・場所：サンフレッシュ白河
- ・出席者：市町村保健師、市町村協力歯科衛生士、歯科医師、通所リハビリテーション及び通所介護施設職員等 34人
- ・内容：講演
「高齢者が生き生きした生活を送るために」
- 口腔のケアから食べる力を取り戻す -
奥羽大学 口腔衛生学教授
講義・演習
「高齢者の口腔機能向上について」

2 ヘルシーケア推進事業

(根拠) ヘルシーケア推進事業実施要領

生涯を通して歯の健康づくりを推進するため、在宅療養者・高齢者に対し口腔保健指導を行うとともに、介護施設保健担当者の口腔ケア支援、口腔ケアの助言指導を行い、口腔状態の改善を図りました。

在宅療養者口腔保健指導状況

		所内相談	所外相談
指導件数		8人	0人
内訳	難病	6人	0人
	心身障がい	0人	0人
	その他	2人	0人

施設入・通所者口腔保健指導

訪問施設名	指導実施者数	指導内容等
福島県からまつ荘	184人	施設入所者への口腔ケア指導 施設職員への口腔ケア指導
大信「聖・虹の郷」	31人	施設入所者への口腔ケア指導 施設職員への口腔ケア指導
福島県立西郷養護学校	63人	施設職員への口腔ケア指導

- 6) 難病対策の推進

(根拠) 難病対策要綱

難病対策は、昭和47年に定められた「難病対策要綱」に基づいて行われており、対象となる疾病は、原因不明で治療法が未確立であり、かつ後遺症を残す恐れが少なくない疾病であって、経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要する疾病としています。

また、対策の推進方法として、調査研究の推進 医療施設の整備 医療費自己負担の軽減 地域における保健医療福祉の充実・連携 QOL(生活の質)の向上を目指した福祉施策の推進を5本柱とし、総合的な難病対策の推進を図っています。

1 特定疾患治療研究事業

(根拠) 福島県特定疾患治療研究事業実施要綱

国は、「原因不明、治療方法が未確立で、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病」として調査研究を進めている疾患のうち、診断基準が一応確立し、重症度が高く患者数が少ないために公費負担の方法をとらないと原因究明、治療方法の開発等に困難をきたすおそれのある45疾患を「特定疾患治療研究事業」の対象として医療費の助成をしています。

新規申請と継続申請があり、申請時に相談に応じています。経年的申請件数は、下表のとおりです。管内の承認状況を疾患別に多い順でみると、574件中、潰瘍性大腸炎82件、パーキンソン病74件、全身性エリテマトーデス50件の順となっております。市町村別承認状況は(参照資料編 表16)のとおりです。

特定疾患治療研究事業承認件数

年度	13	14	15	16	17
件数	504	569	545	556	574

2 遷延性意識障害者治療研究事業

(根拠) 遷延性意識障害者治療研究事業実施要綱

事故や疾病等により3ヵ月以上にわたり意識障害が認められる患者を対象として、医療の確立と普及、医療費の自己負担の軽減を図ることを目的に実施しています。

遷延性意識障害治療研究事業認定患者数

年度	14	15	16	17
人数	5	6	4	4

3 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業

(根拠) 福島県先天性血液凝固因子障害等治療研究事業実施要綱

患者の医療費の自己負担分を公費負担とすることにより、患者の医療負担の軽減を図り、患者の精神的・身体的不安を解消することを目的に、本事業を実施しています。

先天性血液凝固因子障害等治療研究事業認定患者

年度	13	14	15	16	17
人数	-	-	1	-	-

4 難病在宅療養者支援体制整備事業

(根拠) 福島県難病在宅療養者支援体制整備事業実施要綱

(1) 難病患者地域支援連絡会議

地域において難病患者に関わっている医師、保健師、訪問看護ステーション看護師、在宅介護支援センタ職員、ホームヘルパ等が一堂に会し、具体的な取り組みの中から地域における課題を検討し連携を図っております。

- ・日 時：平成18年2月28日(火) 13:30～15:30
- ・場 所：県南保健所 会議室
- ・参加者：41人
- ・内 容
 - ・保健所における難病対策
 - ・管内の特定疾患患者の現状について
 - ・在宅における難病患者支援ネットワーク事例紹介

(2) 医療相談事業

疾病別医療相談会を4回実施し、そのうち3回は専門医を中心とした相談班による個別相談会を実施しました。

平成17年度難病患者医療相談会事業実施結果

(日時、場所、対象者、内容、参加者)

平成年月日時・場所	対 象	内 容
17年10月7日(金) (14時～16時) 県南保健所(会議室)	管内の神経筋難病の患者・家族	<全体交流会・相談会> 医療相談 パーキンソン病の患者(1ケース) 後縦靭帯骨化症 (2ケース) 食事相談 後縦靭帯骨化症 (1ケース) 口腔ケア相談 (4ケース)

平成年月日時・場所	対 象	内 容
17年10月26日（水） （14時～16時） 県南保健所（会議室）	管内の膠原病の患者・家族	<個別相談・交流会> 医療相談 ベーチエイト病の患者・家族（2ケース） 全身性エリテマトーデスの患者（3ケース） 交流会 口腔衛生の話 膠原病友の会の紹介 「ゆいの会」の活動紹介
17年11月15日（火） （14時～16時） 県南保健所（会議室）	管内のモヤモヤ病の患者・家族	<個別相談> 医療相談 モヤモヤ病の患者・家族（3ケース） 口腔ケア相談 モヤモヤ病の患者・家族（1ケース）
17年11月19日（土） （9時30分～12時） 郡山労働福祉会館	管内の炎症性腸疾患の患者・家族	<講話>（IBDふくしまと共催） 「炎症性腸疾患の食生活について」 講師 社会保険中央総合病院 管理栄養士 参加者数 約45名
17年12月3日（土） （13時30分～16時） 県南保健所（会議室）	管内の難病の患者・家族	<全体交流会>（ゆいの会と共催） 「歌って、踊って、日ごろのストレスを 発散しましょう」 講師 音楽療法士 （参加者数）患者・家族 27名

* 難病ボランティア「ゆいの会」のメンバーが第1回～第5回まで全て参加協力

(3) 難病ボランティア育成および「難病ボランティアグループ」の自主活動への支援

ア 難病育成ボランティア育成

難病ボランティアフォローアップ研修会を開催し、学習や交流を通して会員の拡大を図るよう努めました。

- ・日 時：平成18年6月18日（土） 13：00～
- ・場 所：県南保健所 会議室
- ・参加者：6人
- ・内 容：講話 「ボランティアをするとき心がけていること」
講師 新白河 高山ライフヘルプの会代表
「ボランティアと傾聴技法」
講師 福島県立医科大学看護学部教授

(4) 「患者会」の自主活動への支援

ア 「IBDふくしま（クローン病・潰瘍性大腸炎患者会）」支援

患者会 が主催で実施した医療相談会・講演会に開催に協力しました。

イ 全県的な支部活動への参加

県膠原病患者会主催による「総会・医療相談会」に参加しました。

5 原子爆弾被爆者対策事業

(根拠) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律

「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき、健康診断の実施、認定疾病及び一般疾病に対する医療の給付、各種手当等の支給並びに介護保険等利用の際の助成を行い、被爆者の健康保持と福祉の向上を図るとともに、被爆者二世を対象とする健康診断を実施しました。

(1) 原子爆弾被爆者健康手帳保持者

11人(白河市・西白河郡7人、東白川郡4人)

(2) 原子爆弾被爆者健康診断事業

健康診断の実施状況

第1回定期健康診断			第2回定期健康診断		
受診者数	結果		受診者数	結果	
6人	異常無	0人	3人	異常無	0人
	要精検	3人		要精検	2人
	治療中	3人		治療中	1人
	経過観察	-		経過観察	-

希望によるがん検査の実施状況 (実人員 3人)

	胃がん	肺がん	大腸がん	多発性骨髄腫
受診者数	1人	3人	1人	1人
異常なし	1人	3人	1人	1人
要精検	-	-	-	-

(3) 原子爆弾被爆者各種手当支給事業

・健康管理手当支給者 10人

- 7) 感染症対策の推進

1 平常時対策

(根拠) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)

感染症に関する正しい知識の普及、情報の収集・分析や公表、人材の養成・資質の向上、感染症発生時の医療提供体制の整備等を行いました。

(1) 感染症発生に対応する標準予防策に関する研修

新感染症・1類感染症の患者が発生した場合、または感染症患者が大規模発生した場合の保健所内の体制と対応について、研修を実施しました。

・日 時：平成17年9月22日、30日

・場 所：県南保健所 会議室

・出席者：県南保健福祉事務所職員 30人

・内 容：

所内における連絡体制と物品管理について

標準予防策について

防護服の着脱訓練

- (2) 介護保険施設等における感染防止対策マニュアルの実態調査の実施
管内の介護保険施設等の感染防止対策マニュアルの内容について、実態を把握し今後の施設への支援について検討しました。

2 感染症発生時対策

- (根拠) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

(1) 疫学調査の実施

感染症法に定められた、1～4類感染症の患者が発生した場合や感染症発生動向調査において通常と異なる傾向が認められた場合には、積極的疫学調査を実施し、地域における詳細な流行状況や原因不明の感染症等の迅速な把握に努めました。(参照資料編 表17)

年度	平成16年度	平成17年度
実施件数	16件	6件

(2) インフルエンザ予防対策

インフルエンザの患者発生等の流行状況を的確に把握することにより、流行の動向を調査しました。

また、インフルエンザ予防の徹底を図るとともに、発生時の適切な対応について指導しました。

- ア 感染症法に基づくインフルエンザ患者発生状況の把握
- イ 学校等におけるインフルエンザ様疾患発生状況の把握
- ウ インフルエンザ流行の迅速把握

3 感染症発生動向調査

- (根拠) 福島県結核・感染症発生動向調査事業実施要綱

(1) 感染症発生患者状況・全数把握

感染症法に定められた各疾病の発生時に、必要な措置をとるとともに、疫学調査を実施し、感染経路の究明を図りました。また、接触者等に対して健康診断を行い、二次感染の防止に努めました。

全数把握報告数

単位：件

年	1類	2類	3類	4類	5類
13	0	0	1	6	2
14	0	0	1	18	0
15	0	0	0	10	1
16	0	0	0	11	3
17	0	0	0	8	1

平成17年内訳
4類
つつが虫病 8件
5類
梅毒 1件

(2) 感染症発生患者状況・定点把握

感染症発生動向調査指定届出医療機関から、管内における患者情報及び病原体情報を収集しました。

また、医師会等の関係機関に対して、感染症に関する情報を解析・提供しました。

定点把握疾患別報告数（平成17年）

単位：件

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
RSウイルス感染症	11	2	4						3	4	28	108	160
咽頭結膜熱		1				5	10	10	1			1	28
A群溶血性連鎖球菌咽頭炎	5	10	12	4	5	10	9	5	8	8	41	80	197
感染性胃腸炎	208	224	143	89	137	81	36	13	23	33	47	160	1194
水痘	77	22	39	57	31	35	11	9	6	7	6	31	331
手足口病	3	7	1	17	2	81	107	35	8	13	14	1	289
伝染性紅斑	2					10	5	4	3	2	8	9	43
突発性発しん	15	13	16	7	7	7	5	20	11	6	9	11	127
百日咳													0
風しん													0
ヘルパンギーナ					1	17	47	35	18	7	2	2	129
麻しん													0
流行性耳下腺炎	36	46	33	21	19	56	28	19	8	9	7	30	312
インフルエンザ	61	1067	2016	285	23	2					2	136	3592
急性出血性結膜炎								1					1
流行性角結膜炎	9	4	13	5	12	9	21	13	3	11	7	4	111
クラミジア肺炎													0
細菌性髄膜炎													0
マイコプラズマ肺炎													0
成人麻しん													0
無菌性髄膜炎													0
性器クラミジア感染症	5	2	5	6	7	5	6	6	5	8	2	6	63
性器ヘルペスウイルス感染症													0
尖圭コンジローマ													0
淋菌感染症	1												1
β-ラクタム耐性肺炎球菌感染症													0
メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	1	1	3	5		2				2	1	1	16
薬剤耐性緑膿菌感染症													0

4 エイズ等予防対策

（根拠） 福島県HIV抗体検査実施要領

福島県肝炎ウイルス検査実施要領

（1） エイズ相談・HIV抗体検査事業

平成5年度からエイズ相談・HIV抗体検査を実施し、平成9年度からは、夜間のHIV抗体検査を月2回実施しています。また、平成13年度よりHCV検査を、平成14年度からHBs抗原検査を実施しています。

相談・検査実施件数

単位：件

年 度	エイズ相談件数			HIV抗体検査 ()は夜間検査			HCV・HBs	HCV	HBs
	男	女	計	男	女	計	相談	検査	検査
13	70	26	96	11	9	20	10	8	
14	29	16	45	6	3	9	10	3	2
15	18	21	39	3	3	6	6	0	0
16	67	67	134	21	25	46(4)	159	27	27
17	89	23	112	26	5	31(9)	10	2	2

(平成16年度は、フィブリノーゲン製剤の納入先医療機関名の公表に伴い、HCV検査等の相談件数が増加しています。)

HIV：ヒト免疫不全ウイルス HCV：C型肝炎ウイルス HBs：B型肝炎ウイルス抗原

(2) エイズ等予防啓発事業

ア エイズ予防出前講座

エイズや性感染症に関する正しい理解を図り、エイズ・性感染症の予防と患者・感染者への差別・偏見の解消について考える機会として健康教育を行いました。

エイズ等予防出前講座の実施状況 単位：回又は人

	16年度		17年度	
	回 数	参加者数	回 数	参加者数
小学校	1	26	2	51
中学校	4	548	3	720
高校	1	321	4	1041
その他	4	97	1	61
計	10	992	10	1873

イ 世界エイズデー関連事業

JR白河駅前及びJR磐城棚倉駅前において、街頭キャンペーンを実施し、エイズの正しい知識の普及啓発活動を行いました。

- ・開催日：平成17年11月28日
- ・場 所：JR白河駅前・JR磐城棚倉駅前
- ・リーフレット配布：1,000部

ウ エイズ予防ボランティア育成研修

看護学生等を対象にエイズ予防の普及啓発と予防普及啓発活動を地域で推進するボランティアを養成するための研修を実施しました。

- ・開催日：平成17年8月19日
- ・場 所：サンフレッシュ白河
- ・受講者数：51人

5 予防接種普及事業

(根拠) 予防接種法

予防接種は、感染源対策、感染経路対策及び感受性対策からなる感染症予防対策の中で、主として感受性対策を受け持つ重要なものです。そのため、ワクチンの有効性

及び安全性の評価を十分に行いながら、ワクチンに関する正しい知識の普及を進めるとともに、住民の理解を得て、積極的に予防接種の推進に努めました。

(1) ジフテリア、百日せき及び破傷風の予防接種実施状況

ジフテリア、百日せき及び破傷風の第 1 期の予防接種は、生後 3 ヶ月～ 1 2 ヶ月の間に初回接種を行い、その後 3 週間～ 8 週間までの間隔を置いて 3 回接種します。追加接種は、初回接種終了後 1 2 ヶ月～ 1 8 ヶ月を標準的な接種期間として、1 回接種します。

第 2 期の予防接種は、ジフテリア及び破傷風の予防接種とし、1 1 歳～ 1 2 歳を標準的な接種期間として 1 回接種します。(参照資料編 表18)

(2) 急性灰白髄炎の予防接種実施状況

急性灰白髄炎の予防接種は、生後 3 ヶ月～ 1 8 ヶ月を標準的な接種期間として 6 週間以上の間隔を置いて 2 回接種します。

(参照資料編 表19)

(3) 麻しんの予防接種実施状況

麻しんの予防接種は、生後 1 2 ヶ月～ 1 5 ヶ月を標準的な接種期間として、1 回接種します。

(参照資料編 表20)

(4) 日本脳炎の予防接種実施状況

日本脳炎の第 1 期の予防接種は、初回接種が 3 歳～ 4 歳を標準的な接種期間として 1 週間～ 4 週間までの間隔を置いて 2 回、追加接種は 4 歳～ 5 歳を標準的な接種期間として 1 回接種します。

第 2 期の予防接種は、9 ～ 1 0 歳を標準的な接種期間として 1 回接種します。

第 3 期の予防接種は、1 4 ～ 1 5 歳を標準的な接種期間として 1 回接種しますが、平成 1 7 年 7 月 2 9 日に政省令の改正により、廃止されました。

なお現時点では、現行の日本脳炎ワクチンの使用と重症 A D E M (急性散在性脳脊髄炎) との因果関係があるとの考えから、日本脳炎の予防接種の積極的勧奨は差し控えております。(参照資料編 表21)

(5) 風しんの予防接種実施状況

風しんの予防接種は、生後 1 2 ヶ月～ 3 6 ヶ月を標準的な接種期間として、1 回接種します。

(参照資料編 表22)

- 8) 結核対策の推進

1 結核健康診断・予防接種 (B C G)

(根拠) 結核予防法、予防接種法

(1) 定期健康診断・B C G 予防接種

平成 1 7 年 4 月 1 日より結核予防法の一部が改正され、定期の健康診断・予防接種は、対象者や回数が見直しになりました。

定期の健康診断の対象者は、下記のとおりです。

- ・高等学校、大学等の学生又は生徒
- ・学校、医療機関及び社会福祉施設の業務に従事する者
- ・65歳以上の者

定期の予防接種は、0～6ヶ月までの期間に1回、ツベルクリン反応検査をしないで直接BCG接種を行います。

平成17年度 結核定期健康診断実施状況

単位：人

	対象者数	受診者数	受診率	間接撮影	直接撮影	喀痰検査	結核患者
高等学校	1,504	1,499	99.7%	1499	0	0	0
大学等	132	131	99.2%	131	0	1	0
施設	1,006	945	93.9%	78	867	1	0
事業所	5,213	5,044	96.8%	2,672	2,372	35	0
一般住民	24,020	12,581	52.4%	12,496	85	165	0
合計	31,875	20,200	63.4%	16,876	3,324	202	0

平成17年度 BCG予防接種実施状況

単位：人

	対象者数	接種者数	接種率
白河市	576	576	100.0%
西郷村	183	172	94.0%
泉崎村	63	61	96.8%
中島村	47	46	97.9%
矢吹町	156	145	92.9%
棚倉町	163	159	97.5%
矢祭町	51	51	100.0%
埴町	76	73	96.1%
鮫川村	28	28	100.0%
合計	1,343	1,311	97.6%

(2) 定期外健康診断

結核予防法第5条によって、結核に感染し、また結核を他に感染させるおそれのある者等の特定の対象者に対して健康診断を行いました。

定期外健康診断実施状況

単位：人

年 度	対象数	実施数	実施率 %	検診結果			
				要医療	発病の恐れ	経過観察	異常なし
14	599	559	93.3	4	75	28	502
15	523	439	83.9	1	3	3	432
16	287	224	78.0	0	1	3	220
17	235	220	93.6	1	0	0	219

2 結核医療事業

(1) 結核診査協議会開催

(根拠) 結核の診査に関する協議会運営要綱

開催回数 月2回

結核診査協議会診査件数

年 度	14	15	16	17
診査件数	150	101	63	26

(2) 結核医療費公費負担

(根拠) 結核予防法第 3 4 条・3 5 条

ア 一般患者に対する医療費公費負担制度 (結核予防法34条)

結核の適正医療を普及するため、その区域に居住する結核患者が指定医療機関で医療を受けるために必要な費用を、患者又は保護者の申請に基づき 6 か月の範囲内で医療保険及び国と県がそれぞれ一定の割合を負担することになっています。

結核予防法 3 4 条医療費公費負担申請状況

年 度	申請件数	合格件数	承認件数
14	120	114	109
15	83	67	65
16	52	52	52
17	24	19	19

イ 命令入所患者に対する医療費の公費負担制度 (結核予防法第35条)

結核患者を結核療養所等に入所させることを命じた場合は、医療に要する費用及び医療を受けるために必要な費用を国と県が負担することになっています。

結核予防法 3 5 条医療費公費負担申請状況

年 度	申 請 件 数				合 格	不 合 格
	全 数	新 規	解 除	継 続		
14	30	15	11	4	30	0
15	18	4	11	4	17	0
16	11	6	5	0	11	0
17	2	2	-(*)	0	2	0

(*解除については、平成17年度より結核予防法改正により職権にて解除できるようになったため申請件数としては計上されない)

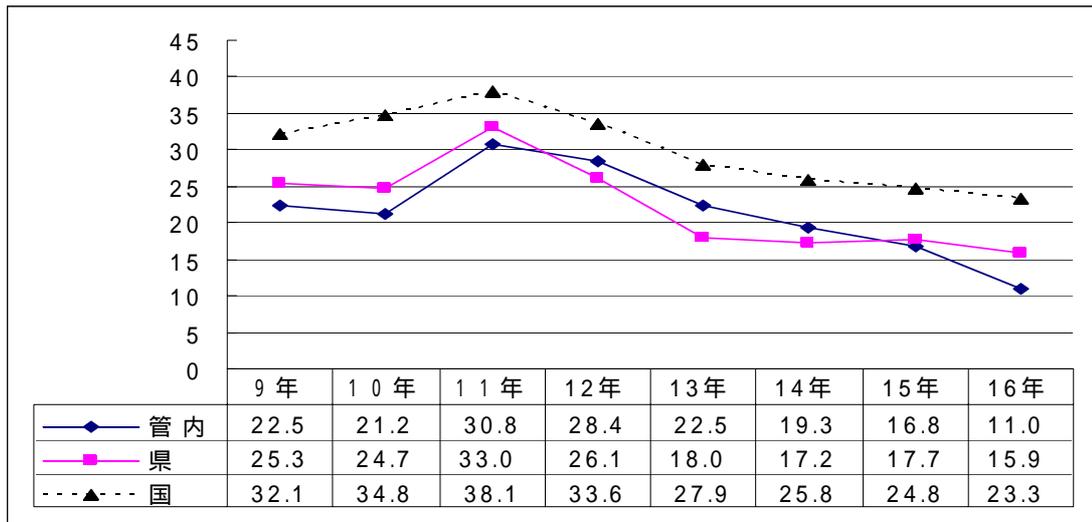
3 結核患者管理事業

(根拠) 結核予防法

(1) 結核罹患率

管内の結核罹患率は、平成 1 1 年をピークに減少傾向が見られます。

結核罹患率の推移（人口10万対）



(2) 市町村別結核患者新登録患者数

新登録患者12人のうち喀痰塗抹陽性により確認された者は4人(33.3%)となっています。

新結核患者登録者数（年別・市町村別・活動分類別）

（当該年に新たに結核患者として登録された数）

単位：人

区分 年別 市町村別	活動性結核									予 防 内 服 者 治 療 中	非定型 抗酸菌 陽性 治 療 中	罹 患 率 (人口10 万対)
	総数	肺結核活動性						肺外結 核活動 性				
		総数	喀痰塗抹陽性		そ の 他 の 結 核 菌 陽 性	菌 陰 性 ・ そ の 他						
			総数	初回治 療			再治療					
平成13年	35	26	11	11	-	7	8	9	32	6	22.5	
平成14年	30	21	7	7	-	7	7	9	19	9	19.3	
平成15年	26	20	6	5	1	9	5	6	12	7	16.8	
平成16年	17	14	4	3	1	-	10	3	1	7	11.0	
平成17年	12	10	4	4	0	1	5	2	1	2	7.8	
白河市	6	6	2	2	-	-	4	-	-	1	-	
(白河市)	5	5	2	2	-	-	3	-	-	1	10.4	
(表郷村)	1	1	-	-	-	-	1	-	-	-	14.1	
(東村)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(大信村)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	
西郷村	3	2	2	2	-	-	-	1	1	-	15.4	
泉崎村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
中島村	1	1	-	-	-	-	1	-	-	-	19.3	
矢吹町	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	5.3	
棚倉町	1	1	-	-	-	1	-	-	-	-	6.3	
矢祭町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
埴町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
鮫川村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

(罹患率 = 年間新登録患者数 ÷ 総人口 × 10万)

(3) 市町村別結核患者登録数

管内の平成17年末の登録数は38人で、前年に対し13人減少しました。

結核患者登録数(年別・市町村別・活動性分類別)

(当該年に新たに結核として登録された者とそれ以前からの登録者で年末に登録のある結核患者数)単位:人

年別 市町村別	総数	活動性結核								不活 動性 結核	活動 性不 明	内服者		非定型抗 酸菌陽性		登録率 (人口 10万対)
		総数	肺結核活動性						肺外 結核 活動 性			治療 中	観察 中	治療 中	観察 中	
			登録時 陽性	登録時 その他 の結核 菌陽性	登録時 喀痰塗抹 陽性	登録時 再治 療	登録時 初回 治療	登録時 陰性 ・その 他								
13	81	34	28	10	10	-	9	9	6	44	3	20	10	9	4	52.2
14	84	29	20	6	6	-	7	7	9	49	6	13	25	14	3	54.1
15	54	18	12	4	4	-	6	2	6	26	10	2	7	9	1	34.8
16	51	14	11	4	3	1	-	7	3	33	4	1	3	8	4	33.0
17	38	8	6	4	4	-	1	1	2	28	2	1	1	-	-	24.8
白河市	16	4	3	2	2	-	-	1	1	12	-	-	1	-	-	-
(白河市)	13	3	3	2	2	-	-	1	-	10	-	-	-	-	-	27.2
(表郷村)	2	1	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	28.1
(東村)	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	16.8
(大信村)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西郷村	4	2	1	1	1	-	-	-	1	2	-	1	-	-	-	20.5
泉崎村	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	14.8
中島村	2	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	38.6
矢吹町	5	1	1	1	1	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	26.7
棚倉町	8	1	1	-	-	-	1	-	-	6	1	-	-	-	-	50.6
矢祭町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
埴町	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	9.4
鮫川村	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	23.1

(4) 年齢階級別結核登録状況

70歳以上の割合は47.4%で、前年に対し3.6%減少しました。

年齢階級別結核登録患者数及び割合

単位:人(%)

区分	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
0~29歳	10(12.2)	11(15.5)	13(15.5)	10(18.5)	4(7.8)	7(18.4)
30~39歳	5(6.1)	5(6.2)	8(9.5)	6(11.1)	7(13.7)	3(7.9)
40~49歳	10(12.2)	9(11.1)	8(9.5)	4(7.4)	3(5.9)	4(10.5)
50~59歳	11(13.4)	11(13.6)	13(15.5)	7(13.0)	5(9.8)	4(10.5)
60~69歳	17(20.7)	12(14.8)	14(16.7)	7(13.0)	6(11.8)	2(5.3)
70歳以上	29(35.4)	33(40.7)	28(33.3)	20(37.0)	26(51.0)	18(47.4)
合計	82	81	84	54	51	38

4 結核対策特別推進事業

(1) ケアカンファレンスの開催

白河厚生総合病院と保健所によるケアカンファレンスを実施しました。

・開催回数:3回

(2) 症例検討会

結核診断技術の向上、標準治療法の普及、治療技術の向上を図ることを目的に、結核の症例検討会を開催しました。

- ・開催日：平成17年12月19日
- ・場所：県南保健福祉事務所会議室
- ・参加者数：管内の医師等 19人

(3) 高齢者の結核予防対策事業

高齢者施設等における集団感染予防対策を強化するため、結核ミニ出前講座を実施し、施設職員等に対する啓発を行いました。

- ・実施施設：6か所
- ・受講者数：250人

- 9) 薬物乱用の防止

1 薬物乱用防止事業

薬物乱用の低年齢化が進行していることから、若年層に重点を置いた啓発事業を展開し、薬物乱用防止教室の開催、薬物乱用防止スクールキャラバンカーによる小学校巡回指導及びヤング街頭キャンペーンによる啓発を実施しました。

(1) 薬物乱用防止教室の開催、出前講座による講師派遣

(根拠) 薬物乱用防止教室等へ講師派遣実施要項

薬物乱用防止教室開催状況

小学校	4校	153人
中学校	8校	1,856人
高校	2校	600人
計	14校	2,609人

(2) 薬物乱用防止スクールキャラバンカーによる小学校巡回

(根拠) 薬物乱用防止啓発用スクールキャラバンカー訪問事業実施要領

県教育委員会及び各市町村教育委員会の協力を得て、財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センター・所有のスクールキャラバンカーを招聘し、県南地域の小学校を対象に9月5日から9日までの5日間、訪問事業を実施しました。

- ・実施数 延べ10校
- ・受講生徒数 311人

(3) 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動による啓発活動

(根拠) 「ダメ。ゼッタイ。」福島県普及運動実施要綱

覚せい剤・シンナー等の薬物乱用を防止するため、保護司・民生児童委員・薬剤師からなる各地区薬物乱用防止指導員協議会(白河地区指導員21名・東白川地区指導員22名)、高校生及びボランティア団体の協力を得て街頭キャンペーンを行い、地域に根ざした薬物乱用防止啓発活動を実施しました。

地区名	白河地区	東白川地区
開催日・場所	17年6月25日(土)・白河市	17年6月23日(木)・棚倉町

(4) 薬物乱用防止指導員協議会の育成指導

(根拠) 福島県薬物乱用防止指導員活動要領

地域や団体等における啓発を図るため、薬物乱用防止指導員に対する研修会を開催し、活発な自主活動の展開に向けての技術的な支援を行いました。

ア 研修会への講師派遣

協議会名	白河地区薬物乱用防止指導員協議会	東白川地区薬物乱用防止指導員協議会
開催日	17年5月24日(火)	17年5月27日(金)

イ 研修会の開催

平成18年2月14日(火) 白河地域職業訓練センター

薬物乱用防止指導員・教職員を対象に研修会を実施しました。

ウ 平成17年度福島県薬物乱用防止リーダー養成講習会への参加(県主催)

平成17年7月11日(月) ユラックス熱海

薬物乱用の現状と防止教育の進め方及び地区懇談会

(5) 薬物乱用防止ヤングボランティア啓発企画事業

(根拠) 薬物乱用防止ヤングボランティア啓発企画事業実施要綱

棚倉高校をモデル校として、校内でヤングボランティアを募集し、自分たちが中心になって薬物乱用防止啓発に関する企画・運営等を行い、若年層への啓発を行いました。

ア 校内での薬物乱用防止を啓発しました。

- ・手作りのチラシを作成し、配布。
- ・アンケートによる薬物に関する意識調査の実施。
- ・校内新聞作成。

イ 平成17年10月30日に磐城棚倉駅前、ヨークベニマル棚倉店前で街頭啓発活動を実施しました。

ウ 平成17年11月7日に茨城ダルク今日一日ハウス代表岩井喜代仁氏による講演会を開催しました。

(6) 各種運動の実施

ア 不正大麻・けし撲滅運動の実施(17年5月15日~7月31日)

(根拠) 不正大麻・けし撲滅運動実施要綱

啓発活動を行うとともに不正大麻・けしのパトロール等により発見した不正けしを抜去しました。

- ・抜去本数 けし 2,037本(11件)

イ 麻薬、覚せい剤乱用防止運動の実施(17年10月1日~11月30日)

(根拠) 麻薬・覚せい剤乱用防止運動実施要綱

関係機関にポスター、リーフレットを配布し、本運動の普及を図りました。

2 指導取締事業

(1) 麻薬取扱者指導取締事業

(根拠) 麻薬及び向精神薬取締法、監視業務指針他

麻薬及び向精神薬取締法等に基づき、麻薬取扱施設の監視指導を行いました。

- ・立入検査 48件

麻薬取扱者数

平成18年1月1日現在

麻薬卸売業者	麻薬小売業者	麻薬施用者	麻薬管理者	麻薬研究者	麻薬施用施設	合計
2	29	148	12	1	44	236

(2) 覚せい剤等取扱者指導取締事業

(根拠) 覚せい剤取締法、監視業務指針他

覚せい剤取締法に基づき、覚せい剤取扱施設の監視指導及び事務処理を行いました。

- ・立入検査 63件
- ・覚せい剤廃棄届 1件

覚せい剤取扱者数

施用機関	研究者	原料研究者	原料取扱者	合計
0	0	1	4	5

(3) 向精神薬取扱者指導取締事業

(根拠) 麻薬及び向精神薬取締法、監視業務指針他

麻薬及び向精神薬取締法等に基づき、向精神薬取扱施設の監視指導を行いました。

- ・立入検査 62件

向精神薬取扱者数

製造製剤業者	試験研究施設	みなし業者	計
0	1	50	51

(4) 麻薬及び向精神薬取締法に基づく麻薬免許等事務

(根拠) 麻薬及び向精神薬取締法

麻薬及び向精神薬取締法等に基づき、向精神薬取扱施設の監視指導を行いました。

ア 麻薬免許事務件数

- ・免許申請 103件
- ・免許証記載事項変更届 32件
- ・業務廃止届 18件

イ 麻薬廃棄届

- ・麻薬事故届出 5件
- ・調剤済麻薬廃棄届 41件
- ・麻薬廃棄届 11件

健康を支える医療の充実

- 1) 医療提供体制の整備

1 医療安全対策

(根拠) 福島県医療相談センター運営指針

(1) 県南地域医療安全研修会

地域住民に安心・安全な医療を提供するため、管内医療関係者を対象に医療安全に関する知識と情報を提供し、組織的な安全対策への意識向上と推進を図ることを目的に開催しました。

平成17年8月12日(金)

・平成16年度立入検査結果報告及び

平成17年度立入検査の重点項目について

県南保健所所長

・講演「医療安全対策について - 立入検査を通して考える - 」

講師 仙台市太白区保健福祉センター長

(2) 医療相談

患者、家族からの医療に関する苦情、心配事などの相談に迅速に対応するとともに医療機関への情報提供、指導を実施しました。

・相談件数 10件

2 医療機関監視指導事業

(根拠) 医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱

福島県医療監視要綱

病院、診療所、助産所等について、関係法令に規定された構造設備、人員を有しかつ、適正な管理が行われているかについて立入検査を実施し、県民に適正な医療が提供できるよう指導・助言を行いました。(参照資料編 表23、24)

医療監視実績

施設	実施数
病院	13
一般診療所	23
歯科診療所	17
助産所・歯科技工所・施術所	20

3 老人診療報酬施設基準の届出受理状況

(根拠) 福島県老人診療報酬に係る施設基準受理要綱

施設基準受理状況(平成18年3月1日現在)

・老人特掲診療料の施設基準 9施設

4 医療法等に基づく許認可事務

(根拠) 福島県医療法施行規則

医療機関の開設（病院を除く。）許可、使用許可等の事務を行いました。

- ・病院使用許可 12件
- ・診療所開設許可 8件

- 2) 救急医療体制の整備

1 第一次救急医療体制

在宅当番医制は白河医師会、東白川医師会、福島県歯科医師会に委託し実施しています。

白河市、西白河郡町村は、白河医師会に在宅当番医を委託し、小児科・内科による当番医を実施しています。

また、しらかわ救急情報センターにおいて、電話による当番医や、当番医以外の専門医（外科・耳鼻咽喉科等）を紹介しています。

2 第二次救急医療体制

（根拠） 救急医療対策の整備事業について（国通知）

休日、夜間に於ける入院治療を必要とする重症救急患者の救急医療体制については、救急医療輪番病院群をつくり、実施しています。

第二次救急医療機関

平成18年3月31日現在

医療機関名	住 所	病院群 輪番制	救急病 院	救急協 力病院
福島県厚生農業協同組合連 合会 白河厚生総合病院	白河市横町114			
田口病院	白河市郭内11			
医療法人社団恵周会 白河病院	白河市六反山10-1			
医療法人那須高原心臓消化 器研究会 新白河中央病院	白河市白坂三輪台15			
財団法人 会田病院	西白河郡矢吹町本町216			
国民健康保険 泉崎村立病院	西白河郡泉崎村大字泉崎字山ヶ入56			
福島県厚生農業協同組合連 合会 塙厚生病院	東白川郡塙町大字塙字大町1丁目5			
医療法人久慈会 東白川中央病院	東白川郡棚倉町大字流字森の内52			
計		7	6	1

3 県南地域救急医療対策協議会

（根拠） 福島県域救急医療対策協議会設置要綱

地域の救急医療体制の整備、充実を図るため、医療医療・行政・消防など関係機関による検討、協議を行いました。

- ・開催日 平成18年2月28日（火）
- ・協議事項 ・初期救急医療体制について

- ・ 県中県南メディカルコントロール体制整備（救命救急士による薬剤投与）について
- ・ 平成17年救急活動事後検証について

4 県中・県南地域メディカルコントロール協議会体制

（根拠） 福島県地域メディカルコントロール協議会設置要綱

医学的観点から救命救急士の救急活動の質を保证するメディカルコントロール体制の確保・充実を図るため、医療・行政・消防など関係機関による検討、協議を行いました。

- ・ 開催日 平成17年12月6日（火）
- ・ 協議事項
 - ・ 福島県薬剤投与講習・実習要領等の策定について
 - ・ 県中県南メディカルコントロール協議会における薬剤投与病院実習

- 3) 災害時医療体制の充実

1 災害時の救急連絡網の作成・配布

（根拠） 福島県災害救急医療マニュアル及び福島県災害救急医療システムネットワーク整備実施要領

災害が発生した場合に初動期における医療救護活動が迅速かつ的確に行われるよう関係機関の連絡先一覧表を作成し、関係機関へ配布しています。

2 救急災害時の資器材の保管管理

（根拠） 福島県災害救急医療マニュアル

医療資器材を保管管理するとともに、災害時に必要に応じて調達を行う体制を整備しています。

3 災害時医薬品等備蓄供給体制

（根拠） 福島県災害救急医療マニュアル及び福島県災害時医薬品供給マニュアル

県南医療圏の医薬品卸売会社と委託契約を締結し、災害発生時には医療機関、救護所等医薬品を提供できる体制を整備しています。

- 4) 移植医療の推進

骨髄バンク登録推進事業

（根拠） 骨髄バンク集団登録実施要綱

福島県骨髄バンク連絡協議会と連携し、移動献血併行型登録会を開催するとともに、所内でも毎週水曜日に平日登録を開催しています。

- ・ 登録者数 163人

- 5) 医薬分業の適正な推進

医薬分業の推進

(根拠) 福島県医薬分業推進指針

県南地域の医薬分業の状況を処方せんの受取率で見ると、平成16年は34.7%であり、平成15年(32.7%)に比べ、わずかに増加している。しかし、県全体と比べると、低い状況にあります。

平成11年に策定された「県南地域医薬分業計画」に基づき、医薬品の安全性の確保及び医薬分業の適正推進に一層努めています。

院外処方せん受取率の推移

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
県全体	43.0%	47.4%	52.0%	55.8%	58.6%
県南地域	28.2%	30.2%	31.7%	32.7%	34.7%

- 6) 医薬品等の適切な使用、安全性の確保

1 薬事監視

(根拠) 薬事法、監視業務指針

医薬品等の安全性を確保するために、医薬品等の製造業者、薬局薬店等に立入検査を実施し、不良医薬品等の発見、法令の遵守状況の監視取締り及び指導を行いました。

薬事監視結果

業種別	対象施設数	立入検査施設数		違反発見施設数	処分件数	
		実数	延数		説諭	その他
医薬品						
薬局	46	12	12	2	2	0
製造業	専業	5	5	7		
	薬局	4				
製造販売業(薬局のみ)	4					
一般販売業	10	3	4	3	1	2
卸売一般販売業	6	2	2			
薬種商販売業	14	4	7	6	0	6
特例販売業	18	3	3			
配置販売業	2					
医薬部外品						
製造業	5	4	4			
化粧品						
製造業	4	3	3			
医療機器						
製造業	8	4	9			
修理業	2	2	2			
販売業	高度管理医療機器等	28	3	5		
	管理医療機器	105	7	7		
賃貸業	高度管理医療機器等	9	3	3		
	管理医療機器	1				

業 種 別	対 象 施設数	立入検査施設数		違反発見 施設数	処分件数	
		実数	延数		説 論	その他
合 計	271	55	68	11	3	8

2 薬事法等許認可事務

(1) 薬局開設・医薬品販売業の許可事務

(根拠) 薬事法、許認可業務指針

薬局・医薬品等販売業等の許可等処理件数

区 分	新規	許可 更新	許 可 証 書		変更届 *含変更許可	廃止届	休止届	再開届
			書換交付	再交付				
薬 局	3	12			41	1		
医 薬 品 販 売	一般	2			7			
	卸売一般	2	2		9 3	1		
	薬種商	1	1		1	2		
	特例		6		2	2		
	配置		1					
配置身分証明書	11		1		1 18	9		
薬局医薬品製造業		1				2		
高度管理医療機器等販売業	28			1	10			
高度管理医療機器等賃貸業	9				6	1		
管理医療機器販売業	14				2 90	83		
管理医療機器賃貸業					1			
合 計	66	25	3	1	185<3>	101		

1 配置従事届

2 責任者届出書含む

販売先変更許可

(2) 毒物劇物販売業の登録事務

(根拠) 毒物・劇物取締法、許認可業務指針

毒物又は劇物の製造業者、輸入業者及び販売業者について、製造所、営業所又は店舗ごとに登録等の指導及び登録事務を行いました。

毒物劇物販売業登録等の事務処理件数

区 分	新規	登録更新	登 録 票		変更届	責任者・設 置・変更届	廃止
			書換交付	再交付			
製造・輸入業							
販 売 業	一般	6			1	1	2
	農薬用品目	4			17	10	8
	特定品目						1
特定毒物使用者							
特定毒物研究者							
業務上取扱業者							
合 計	5	10	0	0	18	11	11
16年度	4	27	1	0	4	17	9
15年度	5	9	1	0	2	12	9
14年度	2	0	2	0	6	19	10
13年度	4	0	0	0	7	13	4

3 毒物劇物危害防止

(根拠) 毒物・劇物取締法、監視業務指針

毒物及び劇物取締法に基づき、毒物劇物製造業者及び販売業者並びに業務上取扱者に対し指導取締りを行い、事故の未然防止を図りました。

また、警察署と連携し、危険物運搬車両取締を実施しました。

監視指導実施結果

業種別	対象 施設数	立入検査 施設数	違反発見 施設数	処分件数	
				説諭	その他*
毒物劇物製造業					
毒物劇物輸入業					
販売業	一般	47	15	2	1
	農薬用品目	58	16	11	8
	特定品目	3			
業務上	電気メッキ業	2			
	金属熱処理業				
	運送業				
	しろあり防除業				
特定毒物使用者					
特定毒物研究者	1				
合計	111	31	13	9	4
16年度	113	47	21		21
15年度	117	48	10	5	5

: 含指導票 * : 含始末書

- 7) 献血者の確保

献血推進事業

(根拠) 福島県献血推進計画

「県南地域献血推進行動計画」に基づき、県、市町村、福島県赤十字血液センターの三者が一体となり、地域住民及び関係団体の理解と協力を求めながら献血事業の推進に努めました。

平成17年度は県南保健福祉事務所管内4,276人(200ml:1,269人、400ml:2,835人、成分:172人、センター分除く)の献血目標を設定し、これを達成するため献血思想の普及啓発、献血組織の育成強化を図るとともに、市町村と連携しながら献血事業の推進に努めました。

その結果、平成17年度における献血は、4,346人(101.6%)と目標人数を上回り、その内訳は200ml献血は1,269人(117.4%)、400ml献血は2,835人(98.7%)及び成分献血は172人(33.7%)でした。

さらに、白河市で街頭キャンペーンを実施したほか、市町村献血担当者及び血液センター担当者が出席した県主催の県南地域献血者確保対策会議を開催しました。

また、若年層広報啓発資材「Heartful message」を作成し、若年層の啓発に努めました。

(1) 街頭キャンペーンの実施

- ・平成17年 7月 6日(水)白河駅前イベント広場 バス4台

- ・平成17年12月15日(木)白河駅前イベント広場 バス3台
 - (2) 県南地域献血者確保対策会議の開催
 - ・平成17年11月2日(水)
 - (3) 若年層広報啓発資材「Heartful message」の作成
 - ・平成18年3月1日発行 6,000部
 - (4) 献血功労表彰
 - ・被表彰団体数 12団体
- 献血実績(市町村別)

市町村	献血者数 (人)	内 容			目標人数 (人)	目標人数 達成率(%)
		200ml	400ml	成 分		
白河市	1,854	675	1,172	7	1,828	101.4
(白河市)	1,369	508	857	4	1,328	103.1
(表郷村)	176	65	108	3	202	87.1
(東村)	157	49	108	0	166	94.6
(大信村)	152	53	99	0	132	115.2
西郷村	594	153	436	5	535	111.0
泉崎村	139	48	90	1	190	73.2
中島村	163	63	100	0	147	110.9
矢吹町	521	159	357	5	522	99.8
棚倉町	395	134	261	0	442	89.4
矢祭町	370	146	218	6	189	195.8
塙町	212	75	107	30	299	70.9
鮫川村	98	37	57	4	124	79.0
合 計	4,346	1,490	2,798	58	4,276	101.6
16年度	4,371	1,595	2,534	242	5,583	78.3
15年度	4,882	1,853	2,698	331	5,572	87.6
14年度	4,967	1,814	2,824	329	5,629	88.2
13年度	4,671	1,679	2,673	319	5,595	83.5

- 8) 国民健康保険制度及び老人医療制度の安定的な運営の推進

1 老人医療事務市町村技術的助言等

(根拠) 福島県老人医療事務技術的助言等実施要綱

市町村の老人医療事務の円滑・適正な執行体制の確保及び医療費請求の適正化を図るために市町村に出向き、老人医療の適正かつ効率的運営の促進について必要な技術的助言等を行いました。

- ・一般技術的助言等 12市町村(うち書面審査 8市町村)

2 老人医療費の概要

(根拠) 老人保健法

老後における健康の保持と適切な医療の確保を図るため、疾病の予防、治療、機能訓練などの保健事業を総合的に実施し、保健の向上と老人福祉の増進を図ることを目

的として昭和58年2月に施行された老人保健制度であり、事業主体は市町村です。
(参照：資料編 表25)

誰もが安心して暮らせる福祉社会の推進

- 1) 地域福祉の総合的・計画的推進

1 市町村地域福祉計画の策定支援

(根拠) 社会福祉法第107条

管内市町村担当課長会議等において、社会福祉法第107条の規定に基づく市町村地域福祉計画策定の目的・意義や必要性について説明するとともに計画策定アドバイザー派遣事業の積極的な活用を勧奨するなど計画策定の促進に努めました。

- ・策定済市町村 矢祭町、鮫川村
- ・計画策定アドバイザー派遣事業実施市町村 矢吹町

2 市町村社会福祉協議会指導監査

(根拠) 社会福祉法第56条

社会福祉法人の適切な運営の確保を図るため、社会福祉法第56条の規定に基づき管内市町村社会福祉協議会に対し、社会福祉法人の指導監査(実地監査)を実施しました。

- ・社会福祉法人指導監査実施数 12市町村社会福祉協議会

- 2) 県民の福祉活動への支援・参加促進

市町村ボランティアセンター整備等

(根拠) 地域福祉推進事業実施要綱

(1) 市町村ボランティアセンター

多様な住民サービスを提供しているボランティアの活動の拠点となる市町村ボランティアセンターの整備促進の支援に努めるとともに、ボランティア・NPO等との協議・意見交換の場を設け、各種団体の連携強化を図りました。

- ・市町村ボランティアセンター整備状況
- 平成17年度新規整備 矢吹町
- 年度別ボランティアセンター整備推移

年度	市町村	年度	市町村
7	白河市	15	西郷村・棚倉町
8	泉崎村	16	矢祭町
14	表郷村(平成17年11月に白河市、東村、大信村と合併)		

(平成17年度までの累計6市町村)

(2) ボランティア・NPOの保健医療福祉ネットワーク

地域福祉の向上・充実を図るには、ボランティア、NPO法人、市町村、市町

村社会福祉協議会の緊密な連携強化が重要であるため、関係者と協議を行うなど
 県南ボランティア・NPOネットワークの基盤づくりの推進に努めました。

- ・関係者協議会 2回

- 3) 保護援助を必要とする女性への支援

1 女性相談支援事業

(根拠) 福島県女性保護事業実施要綱

さまざまな問題や悩みを抱える女性を支援するため、相談機能の充実を図り女性福祉の向上に努めました。

女性相談の内容は、夫等の暴力や離婚等に関するものが最も多く、次に生活困窮や求職、借金等の経済問題が多くなっています。(参照資料編 表26、27)

- ・女性相談員兼母子自立支援員 1人 母子自立支援員兼女性相談員 1人
- ・女性相談受付件数 200件(うち巡回相談8件)

2 配偶者暴力相談支援事業

(根拠) 配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律第3条第3項

配偶者暴力相談支援センターとして夫等からの暴力を主訴とする相談を受け付けました(上記200件に含む。)(参照資料編 表28)

また、改正DV防止法の施行(平成16年12月)に併せ、保護命令申立や離婚調停申立等の法律問題への対応力の強化に努めました。

- 4) 生活援護を必要とする人への支援

1 生活保護の適正実施

(根拠) 生活保護法

管内に居住する生活困窮者に対し、その困窮の程度に応じ、世帯を単位として必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的に生活保護法に基づく各種の扶助(生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭)を実施しました。

平成17年度における管内の生活保護業務概況は、次のとおりです。

(1) 生活保護の実施状況

被保護世帯数及び被保護人員

区 分	被保護世帯数	被保護人員	保護率
17年度当初	391世帯	529人	5.0‰
17年度末	360世帯	486人	5.6‰

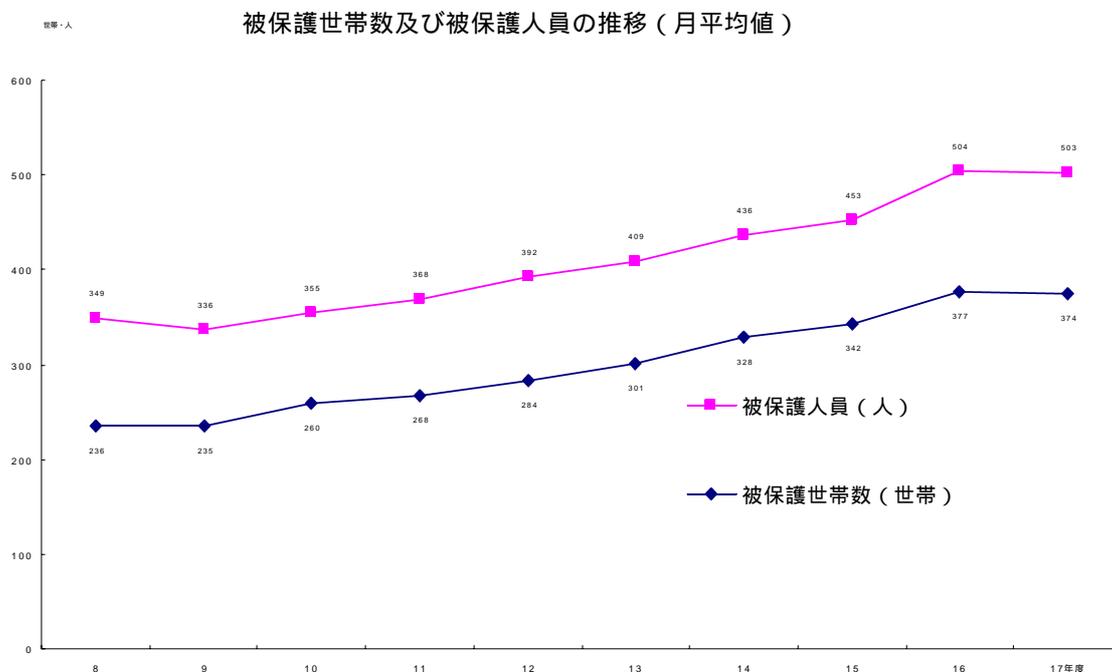
(出典：福祉行政報告例)

保護率(‰:パーミル・千分率) = 被保護人員 ÷ 管内人口

平成17年度における被保護世帯数は、年度当初391世帯ありましたが、11月7日の市町村合併に伴い白河市へ40世帯の引継が行われたこともあって、年度末には360世帯と31世帯減少しました。

また、被保護人員は529人から486人と43人減少しました。

一方、保護率は5.0‰から5.6‰と0.6ポイント上昇しました。



（出典：福祉行政報告例）

被保護世帯数及び被保護人員の推移（月平均値）

区 分	被保護世帯数	被保護人員	保護率
15年度	342世帯	453人	4.3‰
16年度	377世帯	504人	4.7‰
17年度	374世帯	503人	5.1‰

（出典：福祉行政報告例）

次に月平均値で生活保護の推移を見ると、平成8年度以降、被保護世帯数、被保護人員、保護率とも増加・上昇傾向にあるのがわかります。（参照資料編 表29）

被保護世帯増加の主な要因としては、不況の長期化や高齢化の進行、家族間における扶養意識の希薄化などが挙げられます。

(2) 町村別、扶助別被保護世帯の状況

町村別被保護世帯数(平成17年度月平均値)

単位：世帯

西郷村	表郷村	東 村	泉崎村	中島村	矢吹町	大信村	棚倉町	矢祭町	埴 町	鮫川村	合 計
52	12	5	14	7	107	6	83	30	50	8	374

(出典：福祉行政報告例)

平成17年度における被保護世帯の町村別内訳を月平均値で見ると、全374世帯中、矢吹町が107世帯で最も多く、次いで棚倉町が83世帯、西郷村が52世帯、埴町が50世帯となっています。(参照資料編 表30)

扶助別被保護世帯数(月平均値)

単位：世帯

区 分	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	そ の 他	合 計
15年度	264	168	19	39	310	0	800
16年度	301	195	20	48	338	2	904
17年度	308	205	21	55	350	5	944

(出典：福祉行政報告例)

平成17年度における被保護世帯の扶助別内訳を月平均値で見ると、全374世帯中、医療扶助が350世帯で最も多く、次いで生活扶助が308世帯、住宅扶助が205世帯となっています。これら3つの扶助は、大半の世帯が給付を受けており、扶助の中心となっています。(参照資料編 表30)

(3) 生活保護の開始・廃止状況

保護申請、開始及び廃止件数

単位：件

区 分	申 請	開 始	廃 止
15年度	83	61	41
16年度	85	68	29
17年度	69	47	78

(出典：保護申請処理簿、保護廃止処理簿)

平成17年度における生活保護の申請件数は69件で、うち47件が開始となり、廃止は78件ありました。

廃止が開始を31件上回り、被保護世帯数の減少につながりました。

生活保護開始の主たる要因

単位：世帯

区 分	世帯主の 傷病	世帯員の 傷病	働きによる 収入減少喪失	仕送りの 減少・喪失	手持現金貯金 の減少・喪失	そ の 他	合 計
15年度	20	2	3	2	28	6	61
16年度	16	1	7	3	35	6	68
17年度	8	1	5	5	24	4	47

(出典：保護申請処理簿)

平成17年度における生活保護開始の主たる要因は、手持現金・貯金の減少・喪失が24世帯で最も多く、次いで世帯主の傷病が8世帯、働きによる収入の減少・喪失と仕送りの減少・喪失が共に5世帯となっています。(参照資料編 表31)

生活保護廃止の主たる要因

単位：世帯

区 分	死 亡 失 踪	働きによる 収入増加取得	社会保障給付 金の増加	仕送り金等の 増加	施設入所	そ の 他	合 計
15年度	17	5	1	1	0	17	41
16年度	8	4	2	1	0	14	29
17年度	15	6	0	1	0	56	78

(出典：保護廃止処理簿)

平成17年度における生活保護廃止の主たる要因は、死亡・失踪が15世帯で最も多く、次いで働きによる収入の増加・取得が6世帯、仕送り金等の増加が1世帯となっています。

その他には、他管内転出や手持金増加等による廃止のほか、市町村合併に伴う白河市への引継(40世帯)が含まれています。(参照資料編 表32)

近年、雇用環境の悪化を背景に、働きによる収入増加・取得(就労)による廃止が少なくなっています。

(4) 医療扶助人員の状況

入院・入院外別、単給・併給別医療扶助人員

単位：人、ただし延人員

区分	総医療扶助人員	入院			入院外		
		医療扶助単給	他扶助併給	計	医療扶助単給	他扶助併給	計
15年度	4,610	392	382	774	358	3,478	3,836
16年度	5,100	414	336	750	272	4,078	4,350
17年度	5,317	409	644	1,053	213	4,051	4,264

(出典：福祉行政報告例)

平成17年度における総医療扶助人員を入院・入院外の別で見ると、入院が延1,053人、入院外が延4,264人となっています。

また、これを医療扶助単給・他の扶助との併給の別で見ると、入院では医療扶助単給が延409人と入院全体延1,053人の4割弱を占めていますが、入院外では他の扶助との併給が圧倒的に多くなっています。(参照資料編 表33)

入院・入院外別、精神病・その他別医療扶助人員

単位：人、ただし延人員

区分	総医療扶助人員	入院		入院外		計	
		精神病	その他	精神病	その他	精神病	その他
15年度	4,610	369	405	936	2,900	1,305	3,305
16年度	5,100	327	423	947	3,403	1,274	3,826
17年度	5,317	404	649	870	3,394	1,274	4,043

(出典：福祉行政報告例)

平成17年度における総医療扶助人員のうち精神病で治療を受けた被保護者は、入院と入院外を合わせて延1,274人で、全体延5,317人の2割強となっています。(参照資料編 表33)

(5) 生活保護施設の利用状況
生活保護施設別利用者数

単位：人

区 分	救 護 施 設					矢吹授産場（法別利用内訳）	
	からまつ荘	矢吹緑風園	郡山せいわ園	その他	計	生活保護法	みなし保護
15年度末	25	17	4	3	49	7	9
16年度末	25	17	4	3	49	11	9
17年度末	22	15	3	2	42	12	8

（出典：施設事務費支給台帳）

平成17年度末における生活保護施設の利用状況は、前年度と比べて救護施設では利用者数が7人減少して42人となりましたが、矢吹授産場では生活保護法とみなし保護を合わせた利用者数に変動はなく計20人で推移しました。

救護施設入所者の施設別内訳では、からまつ荘が22人で最も多く、次いで矢吹緑風園が15人、郡山せいわ園が3人となっています。（参照資料編 表34）

(6) 被保護世帯の世帯類型
被保護世帯の世帯類型別内訳

単位：世帯

区 分	被保護世帯数	内 訳				
		高齢者世帯	母子世帯	障がい者世帯	傷病者世帯	その他の世帯
16年3月分	352	161	13	56	54	67
17年3月分	391	177	15	59	66	73
18年3月分	360	157	15	52	65	71

（出典：福祉行政報告例）

注：16年3月分及び17年3月分の被保護世帯数には停止1を含む。（内訳では除外）

平成18年3月における被保護世帯の世帯類型は、高齢者世帯が157世帯で最も多く、次いで傷病者世帯が65世帯、障がい者世帯が52世帯となっています。

高齢化の進行を背景に、高齢者世帯が全体の4割強と高くなっています。（参照資料編 表35）

(7) 被保護世帯の就労状況

被保護世帯の世帯構成別就労状況

単位：世帯

区	分	単身世帯	2人以上の世帯	合計
16年3月分	働いている者がいる世帯	29	24	53
	働いている者がいない世帯	247	51	298
17年3月分	働いている者がいる世帯	36	32	68
	働いている者がいない世帯	267	55	322
18年3月分	働いている者がいる世帯	38	27	65
	働いている者がいない世帯	246	49	295

(出典：福祉行政報告例)

被保護世帯の構成を平成18年3月で見ると、単身世帯が計284世帯、2人以上の世帯が計76世帯となっており、単身世帯が全体の8割弱を占めています。

就労形態別では、働いている者がいる世帯が計65世帯、働いている者がいない世帯が計295世帯となっており、就労している者がいない世帯が全体の8割強を占めています。(参照資料編 表36)

(8) 保護費の推移

保護費の扶助別支出内訳

上段は構成比、単位：% 下段は支出額、単位：千円

区分	生活扶助費	住宅扶助費	医療扶助費	その他の扶助費	施設事務費	合計
15年度	27.5	4.5	51.7	1.5	14.8	100
	200,790	32,945	376,646	10,300	108,285	728,966
16年度	28.0	5.1	51.4	1.5	14.0	100
	217,759	39,839	399,473	10,869	109,119	777,059
17年度	26.9	5.5	51.5	2.2	13.9	100
	215,798	43,752	412,265	17,541	111,533	800,889

(出典：生活保護費経理状況調)

平成17年度において管内で支出した保護費の総額は、本庁払分も含めて800,889千円となりました。

扶助費の内訳を見ると、医療扶助費が412,265千円で最も多く、次いで生活扶助費が215,798千円、施設事務費が111,533千円、住宅扶助費が43,752千円となっています。(参照資料編 表37)

保護費の支出は、年々増加の一途をたどっています。

2 民生委員・児童委員の活動支援

(根拠) 民生委員法、児童福祉法

民生・児童委員は、それぞれの市町村の担当区域内の住民の実態を常に把握し、適切な相談や必要な援助を行うことによって地域住民の福祉増進に努めるとともに、福祉関係機関の業務に協力し、積極的な援助活動を行っています。

地域の現状を理解するとともに資質の向上を図る研修会等に対して講師の派遣等の協力・支援に努めました。

(参照資料編 表38、39)

管内民生・児童委員数 360人

平成18年3月31日現在

- 5) 人権擁護の推進

1 家庭の虐待防止対策事業

(根拠) 県南地域家庭の虐待防止対策連携会議設置要綱

家庭において発生する子ども、女性、高齢者及び障がい者等に対するさまざまな虐待について、関係機関の連携をより実質的・効果的なものとし、市町村等による虐待問題への対応を支援するとともに、啓発活動等を通じて人権の擁護と快適な地域づくりに寄与することを目的として、県南地域家庭の虐待防止対策連携会議を設置しました。

また、同会議の事業として、家庭から虐待をなくすための講演会を開催しました。

(1) 県南地域家庭の虐待防止対策連携会議

開催年月日・場所	主 な 議 題	出席者
17年11月21日(月) 県南保健福祉事務所	・家庭の虐待防止対策事業 ・児童虐待及びDV対策の現状と課題	26人

<構成団体・機関等> 白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、在宅介護支援センター連絡協議会県南支部、介護支援専門員連絡協議会県南支部、白河地区保育研究会、東石地区保育研究会、福島県社会福祉事業団、塙厚生病院老人性認知症センター、白河医師会、東白川郡医師会、福島県弁護士会白河支部、福島地方法務局白河支局、県南地方民生児童委員協議会会長連絡会、地域療育等支援事業コーディネーター、白河警察署、棚倉警察署、県南教育事務所、中央児童相談所白河相談室、県南保健福祉事務所

<オブザーバー参加> 福島地方裁判所白河支部、福島家庭裁判所白河支部

(2) 家庭から虐待をなくすための講演会

開催年月日・場所	内 容	出席者
17年12月2日(金) ホテルサンルート白河	・講演 福島県女性のための相談支援センター所長 「福島県のドメスティック・バイオレンス ～被害者支援の現場から～」 ・講演 東日本国際大学講師 「身近に潜む児童虐待 ～地域に求められること～」	104人

V 妊娠・出産・子育て・子育てを支える社会の推進

- 1) 母子保健医療施策の推進

1 のびゆく子ども支援事業

(1) 身体障がい児療育相談

(根拠) 福島県のびゆく子ども支援事業実施要綱

身体障がい者や身体に障害をおこすおそれのある児に対する相談や保健指導を行うとともに、交流会等による仲間づくりを目的として相談会を実施しました。

身体障がい児療育相談の実施状況

対 象	実 施 回 数	内 容	参加者数	
			実数	延数
聴覚障がい児	2	第1回：講話「障がい児の教育環境づくり」 第2回：講話「子どもの健やかな成長に向けての家庭教育のあり方」 交流会	6人	10人

(2) 長期療養児相談会

(根拠) 福島県のびゆく子ども支援事業実施要綱

長期にわたる療養を必要とする児とその家族に対して、在宅療養上の相談や保健指導を行うとともに、交流会等による仲間づくりを目的として相談会を実施しました。

長期療養児相談会の実施状況

対 象	実 施 回 数	内 容	参加者数	
			実数	延数
糖尿病	2	第1回：講話「1型糖尿病の適正治療について」 第2回：講話「子どもの健やかな成長に向けて - 親の役割・家族会の役割 - 」 交流会	6人	9人

(3) 未熟児養育相談

(根拠) 福島県のびゆく子ども支援事業実施要綱

未熟児の発達や養育に関する相談や指導、交流会による仲間づくりを目的として相談会を実施しました。

未熟児養育相談の実施状況

実施回数	内 容	参加者数	
		実数	延数
2	第1回：講話「乳幼児の健康と発育」 第2回：講話「子どもの豊かな心を育むために」 楽しい親子遊び・交流会等	24人	24人

(4) 訪問指導

(根拠) 福島県のびゆく子ども支援事業実施要綱

未熟児及び在宅療養を必要とする家族に対して、正常な発育・発達や療育・療

養に必要な助言及び保健指導を医療機関と連携をとりながら実施しました。

訪問指導の実施状況 単位：人

対象	実数	延数
身体障がい児	2	2
長期療養児	1	3
未熟児	47	49

2 育児不安を持つ親等へのグループミーティング事業

(根拠) 福島県育児不安を持つ親等へのグループミーティングモデル事業実施要綱

育児不安や育児困難を感じている母親等に対し、親同士の交流の場を提供することにより、虐待等の不適切な関わりを未然に防止するとともに、育児を支援することを目的に母親を対象としたグループミーティングを実施しました。

育児不安を持つ親等へのグループミーティング事業の実施状況

年度	会場	グループ数	実施回数	来所者数(人)	
				実数	延数
15	県南保健福祉事務所	2	3	12	24
16	県南保健福祉事務所	1	4	9	21
	棚倉町保健センター	1	4	6	11
17	県南保健福祉事務所	1	5	4	16

3 豊かに「いのち」を育む支援事業

思春期の男女、子育て予備軍にある若者に対し、生命・お互いの性・人権を尊重する人間教育としての性教育を進め、望まない妊娠や人工妊娠中絶を減少させ、命を豊かに育めるよう支援することを目的に下記の事業を実施しました。

(1) 思春期相談ほっとライン事業

(根拠) 福島県思春期相談ほっとライン事業実施要綱

思春期を巡る悩みについて電話及びメール等による相談を実施しました。

思春期相談ほっとラインによる相談実施状況 単位：件

年度	相談種別			
	電話相談	メール相談	来所相談	計
15	36	-	0	36
16	31	65	0	96
17	43	59	0	102

(2) その他の性教育

学校等の依頼により、思春期の児童・生徒や関係者を対象にした性教育等を実施しました。

性教育の実施状況

	実施学校数	実施回数	人数(人)
高等学校	1	2	70
中学校	1	1	372
小学校	5	6	218

4 特定不妊治療費助成事業

(根拠) 福島県特定不妊治療費助成事業実施要綱

不妊治療を行う夫婦の経済的負担の軽減を図るため、不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精について、不妊治療費に要する費用の一部の助成を行いました。

特定不妊治療費助成の給付状況

年度	申請件数	給付件数
16	23	23
17	36	36

5 医療援護事業

(1) 育成医療給付

(根拠) 児童福祉法第20条

身体に障害のある児童又は疾患を放置することで障害を残すと認められる児童で手術等の治療により確実な治療効果が期待できる場合に、児童福祉法第20条による指定医療機関において治療する児童に対して公費による医療の給付を行いました。

育成医療の給付状況

単位：人

市町村	肢体不自由	視覚障害	聴覚、平衡機能障害	音声・言語そしやく機能障害	内臓障害	計(延数)
白河市	4	2	1	6	15	28
(白河市)	4	2	1	6	15	28
(表郷村)						0
(東村)						0
(大信村)						0
西郷村	2	1		4	4	11
泉崎村						0
中島村	1			1		2
矢吹町	2				4	6
棚倉町			1	7	1	9
矢祭町			1	1		2
塙町	1	1		2	1	5
鮫川村				2		2
計	10	4	3	23	25	65
13	6	2	2	12	23	45
14	8	4	2	15	14	43
15	7	7	0	9	13	36
16	7	3	2	13	15	40

(2) 養育医療給付

(根拠) 母子保健法第6条第6項

母子保健法第6条第6項に規定する体重が2,000g以下又は生活力が特に薄弱である症状等により医療機関への入院を必要とする未熟児に医療の給付を行いました。

養育医療の給付状況（体重別実件数）

年度	17	13	14	15	16
出生体重					
～1,000	2	2	3	1	6
1,001～1,500	4	11	3	5	10
1,501～1,800	5	10	9	6	6
1,800～2,000	9	1	4	5	8
2,001～2,300	8	2	5	4	5
2,301～2,500	3	1	0	1	3
2,501～	5	3	1	1	0
計	36	29	25	23	38

養育医療の給付状況（市町村別延件数）

年度	17	13	14	15	16
市町村					
白河市	19	8	7	7	14
(白河市)	18	5	5	5	10
(表郷村)	1	0	0	0	0
(東村)	0	2	1	1	1
(大信村)	0	1	1	1	3
西郷村	4	5	5	5	7
泉崎村	4	1	3	3	3
中島村	0	0	0	0	1
矢吹町	4	8	4	4	5
棚倉町	3	4	7	7	3
矢祭町	0	1	0	0	0
塙町	2	3	0	0	4
鮫川村	0	0	2	2	1
計	36	30	28	28	38

6 小児慢性特定疾患治療研究事業

(根拠) 福島県小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱

福島県小児慢性特定疾患児手帳交付事業実施要綱

小児慢性疾患のうち治療法が確立していない特定の疾患について、治療研究を推進し、治療法を確立するための医学的知見の発見を促進するとともに、その医療の確保と普及を図り、併せて患者家庭の医療費の負担を軽減して、児童の健全な育成を図ることを目的として医療の給付を行いました。

また、児童の病状を正しく理解し、適切に対応してもらうことを目的に、小児慢性特定疾患児に対して福島県小児慢性特定疾患児手帳(ひまわり手帳)を交付しました。

小児慢性特定疾患治療研究事業の認定状況

平成18年3月31日 単位：人

市町村	悪性新 生 物	慢性腎 疾 患	ぜ ん そ く	慢性心 疾 患	内 分 泌 疾 患	膠原病	糖尿病	先天性代 謝 異 常	血友病等 血液疾患	神経・ 筋疾患	計 (延数)
白河市	8	8	0	4	19	3	11	1	3	2	59
(白河市)	5	7	0	4	16	3	8	1	3	2	49
(表郷村)	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	3
(東村)	0	1	0	0	1	0	2	0	0	0	4
(大信村)	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	3
西郷村	6	3	0	3	2	0	1	2	0	0	17
泉崎村	0	2	0	0	1	0	1	0	0	0	4
中島村	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
矢吹町	6	1	0	2	3	0	0	0	0	0	12
棚倉町	1	5	2	0	2	0	0	2	0	0	12
矢祭町	0	1	0	0	2	0	0	0	0	1	4
埴町	1	2	0	1	3	0	1	0	1	0	9
鮫川村	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
計	24	22	2	10	32	3	14	5	4	3	119
1 3	43	9	15	6	34	1	15	13	25	0	161
1 4	41	7	5	5	30	4	11	8	32	0	143
1 5	49	7	7	5	37	4	16	7	27	0	159
1 6	45	8	7	5	40	2	10	7	27	2	153

7 不妊総合相談事業

(根拠) 福島県不妊総合相談事業実施要綱

不妊に悩む夫婦に対し、夫婦の身体的、精神的、社会的状況に応じた不妊の悩みに対する相談、助言、支援を行うとともに、不妊に関する情報提供を行いました。

不妊総合相談の実施件数

年度	相談件数	相談種別	
		電話相談	来所相談
1 6	2	1	1
1 7	3	3	0

8 先天性代謝異常検査事業

(根拠) 福島県先天性代謝異常検査事業実施要綱

フェニールケトン尿症等の先天性代謝異常症及び先天性甲状腺機能低下症(クレチン症)の早期発見・早期治療を図るため、新生児の血液によるマス・スクリーニング検査を行いました。

なお、検査で精密検査となった児については、結果確認及び保健指導を実施しました。

先天性代謝異常検査（精密検査）の実施状況

疾患名	要精検者数 (人)	精密検査結果の内訳		
		異常あり	異常なし	経過観察
フェニールケトン尿症	0	0	0	0
楓糖尿病	0	0	0	0
クレチン症	1	0	1	0
ホモシスチン尿症	0	0	0	0
ガラクトース血症	0	0	0	0
先天性副腎過形成症	1	0	0	1
その他	0	0	0	0
計	2	0	1	1

9 新生児聴覚検査事業

(根拠) 福島県新生児聴覚検査事業実施要綱

聴覚障がい児を早期に発見し、早期療養につなげるため、聴覚検査機器を有する産科医療機関に検査を委託し、新生児に対する聴覚検査を試行的に実施しました。

新生児聴覚検査結果の状況

単位：人

年度	精密検査対象者	経過観察	異常あり
16	1	1	0
17	1	0	1(片側性中等度難聴)

10 県南地域思春期保健対策推進事業

(根拠) 地方振興局企画調整事業費取扱要領

10代の望まない妊娠と人工妊娠中絶の減少に向けて、保健、医療、教育などの関係機関と連携を図るとともに、講演・シンポジウムや地域関係者への研修等により、思春期の性に関する正しい知識の普及啓発を行いました。

(1) 県南地域思春期保健対策推進会議

県南地域思春期保健対策推進会議を設置し、地域の保健・医療・教育等関係者が思春期の性の問題について共通認識を持ち、各関係機関の連携のもとに、性に関する正しい知識の普及、思春期の保健教育等を行う体制づくりのための会議を開催しました。

会議の開催状況

開催年月日・場所	主な議題	参加機関	出席者
平成17年8月5日(金) 白河合同庁舎	基調講演「思春期保健対策における関係機関の連携について」 県南地域思春期保健対策推進事業の概況について	学識経験者、県産婦人科医会、県助産師会、小・中学校校長会、PTA、	25人
平成18年3月2日(木) 県南保健福祉事務所	県南地域思春期保健対策推進事業の実施状況について 平成18年度の事業計画(案)について	青少年健全育成、県学校保健会、市町村の代表者	21人

(2) 県南地域における思春期保健に関する実態調査

県南地域における10代の人工妊娠中絶者の実態及び保健・医療・教育関係機関の性教育等の実態を把握するための調査を実施しました。

調査の実施状況

調査名	調査期間	調査対象
10代の人工妊娠中絶者の実態調査	平成17年9月1日～平成18年2月28日	県南地域の産婦人科医療機関にて人工妊娠中絶をした10代の女性
管内関係機関の性教育等に対する実態調査	平成17年12月20日～平成18年1月31日	教育関係者、保護者、医療関係者、市町村関係者

(3) 思春期の子どもたちの性を考える講演・シンポジウムの開催

思春期における性の問題について地域の理解を深めるために、子どもたちの性の実態やその対応を考える講演会及びシンポジウムを開催しました。

開催状況

開催年月日・場所	主な議題	参加者	出席者
平成17年11月16日(水) ホテルサンルート白河	基調講演：「思春期の子どもたちの性の実態とその対応」 シンポジウム：「思春期の性とどう向き合うか」	保健・医療・教育関係者、保護者及び一般住民等	261人

(4) 思春期保健リーフレット検討会の開催

高校生を対象に性に関する正しい知識等を普及・啓発するためのリーフレットの作成に向けて、保健・医療・教育関係者等による検討会を開催しました。

検討会の開催状況

開催年月日・場所	主な議題	参加機関	出席者
平成18年2月16日(木) 県南保健福祉事務所	県南地域思春期保健対策推進事業について	医療関係者(産婦人科・泌尿器科)	9人
平成18年3月15日(水) 県南保健福祉事務所	思春期保健リーフレットについて	PTA、教育	6人

(5) 思春期保健対策推進研修会

思春期保健対策を推進する地域の人材の育成を図るため、思春期保健教育や保健指導に携わる地域関係者を対象に研修会を開催しました。

研修会の実施状況

	開催年月日・場所	主な議題	参加者	出席者
医師研修	平成17年8月31日(水) 県南保健福祉事務所	講演：「福島県における10代の性の実態とこれからの思春期保健対策」 行政説明：県南地域思春期保健対策推進事業の概要について	産婦人科医師	5人
保健・教育関係者研修	平成17年9月30日(金) 白河合同庁舎	行政説明：県南地域思春期保健対策推進事業の概要について 実践発表・グループワーク	保健・教育関係者	38人

- 2) 子育て支援環境づくりの推進

管内児童数の推移

平成12年(2000年)の国勢調査の結果による管内児童数は、33,109人で管内総人口155,015人の21.4%を占めています。昭和55年(1980年)28.5%、平成2年(1990年)26.2%で漸減傾向にあります。(参照資料編 表40)

1 児童手当の支給状況

(根拠) 児童手当法第8条

平成18年2月末現在の児童手当受給者は9,766人、該当児童12,865人でした。

平成16年4月から該当児童の年齢が小学校第3学年修了までに引き上げられたことに伴い、17年2月末に前年同期比で受給者は24.8%、該当児童は42.5%の伸びが見られましたが、その後1年で受給者は1.2%、該当児童は1.3%減少しました。

(参照資料編 表41)

2 うつくしま子ども夢プランの推進

(根拠) 次世代育成支援対策推進法第9条

うつくしま子ども夢プランを推進するため、市町村等への情報提供、交換を積極的に行うとともに、「子育て週間」中に県南地域子育て支援交流会を開催して、関係者の認識の共有と連携の強化を図りました。

- ・県南地域子育て支援交流会の開催

平成17年5月25日 サンフレッシュ白河 参加者数 47人

- ・市町村、保育所等への情報提供(随時)

また、うつくしま子ども夢プランの進捗にとって、次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定に基づく市町村行動計画の推進は重要ですが、各市町村が設定した目標事業量の達成状況は、次表のとおりです。

県南地域における目標事業量の達成状況

(特定14事業のうち、各市町村が目標値を設定した事業について、その和を掲載)

	通常保育 (定員:人)	延長保育 1	休日保育	放課後児童 健全育成 3	一時保育	特定保育
計画策定時:16年度	1,718	9(2)	0	22	4	0
現状:17年度	1,758	7(2)	0	26	4	0
目標:21年度	2,018	14	2	29	10	1

単位:か所

	病後児保育 (施設型)	ファミリー・サ -ト・センター 3	地域子育て 支援センター	つどいの広 場
計画策定時:16年度	0	0	1	0
現状:17年度	0	1	2	1
目標:21年度	1	5	11	4

1 延長保育以下の事業は、実施施設数で表示。

2 16年度の延長保育事業は、特別保育事業における延長保育実施施設数。17年度は次世代育成支援対策交付金評価基準に適合する延長保育実施施設数。

3 県単補助事業を含む。

3 保育所指導監査、認可外保育施設調査指導

(根拠) 社会福祉法第70条、児童福祉法第46条第1項、第59条第1項

適正な保育の維持と一層の向上のため、認可保育所への指導監査を行い、また、認可外保育施設への調査指導を実施しました。

- 3) 子育て家庭の支援

1 家庭児童相談室における相談事業

(根拠) 児童家庭相談室設置運営要綱

家庭児童相談室に配置された4人の家庭相談員(うち2人は東白川福祉相談コーナー)が児童に関するさまざまな相談を受け付け、援助・指導を実施しました。相談内容は、障がいに関するものが最も多く、次いで性格・生活習慣等、知能・言語に関するものの順でした。(参照資料編 表42)

・児童相談受付件数 1,500件(うち東白川福祉相談コーナー884件)

2 母子・寡婦福祉事業

(根拠) 母子及び寡婦福祉法第8条第2項

2名の母子自立支援員(うち1名は東白川福祉相談コーナー)と1名の母子福祉協力員が母子家庭等の生活一般、生活援護、児童等に関する相談を受け付け、援助・指導を実施しました。(参照資料編 表43、44)

・母子等相談受付件数 761件(うち東白川福祉相談コーナー336件)

・母子寡婦福祉資金 貸付件数28件、貸付額13,717千円(前年度比37.3%減)

(参照資料編 表45)

- 4) 子育てと仕事の両立支援

1 保育所の状況

(根拠) 児童福祉法第24条

平成17年4月1日現在で40名の定数増が図られ、待機児童対策は一定の前進を見ました。しかし、町村によっては、なお対策の強化が求められています。

2 保育対策等促進事業等

(根拠) 保育対策等促進事業実施要綱他

子育てと仕事の両立を容易にするとともに、子育ての負担感を緩和し、安心して子育てができるような環境整備を総合的に推進するため、保育所等が行う保育対策等促進事業について、実施する市町村に対し補助を行いました。また、障がい児保育や乳児保育のための環境改善事業について、実施する市町村に県の単独補助金を交付しました。

(参照資料編 表46)

・一時保育促進事業 4か所(実施保育所数、以下同じ)

・乳児保育促進事業 4か所(公立は補助対象外)

・地域子育て支援センター事業 2か所

- ・分園推進事業 1 か所
- ・軽度障がい児保育事業（県単） 5 か所
- ・乳児保育環境改善事業（県単） 1 か所

3 認可外保育施設の状況

（根拠） 児童福祉法第59条の2

認可外保育施設は、事業所内施設が5か所、その他が7か所の12か所となっています。（参照資料編 表47）

- 5) 子どもの健全育成の推進

1 放課後児童健全育成事業

（根拠） 福島県放課後児童健全育成事業実施要綱

日中、保護者のいない家庭の小学校低学年児童を中心として組織される放課後児童クラブの運営費について、設置する市町村に対し補助金を交付しました。

（参照資料 編表48）

- ・対象児童クラブ 17 か所

2 わくわく放課後支援事業

（根拠） 福島県わくわく放課後支援事業実施要綱

1の補助要件に満たない放課後児童クラブの運営費について、設置する市町村に対し補助金を交付しました。

- ・対象児童クラブ 9 か所

3 障がい児受入支援事業

（根拠） 福島県放課後児童クラブ障がい児受入支援事業実施要綱

児童クラブの障がい児受入を促進するため、これを実施する市町村に対し補助金を交付しました。

- ・対象児童クラブ 3 か所

- 6) 子どもの豊かな心づくり

家庭児童相談室における相談事業

- 3 - 1 に同じ

- 7) 子どもの権利擁護の推進

要保護対策の推進

（根拠） 児童福祉法第25条の8他

一時保護や施設入所などの児童福祉法による措置が必要とされる児童について、児童相談所と連携して、家庭状況の調査や家庭訪問を行っています。

また、児童福祉施設の適切な運営と入所児童の処遇の向上を図るため、必要な指導を実施しています。

（参照資料編 表49、50）

高齢者が心豊かに暮らせる社会の推進

- 1) 介護保険事業支援計画等の策定

第四次高齢者保健福祉計画及び第三次介護保険事業（支援）計画の策定

（根拠） 老人福祉法、老人保健法及び介護保険法

平成18年度から平成20年度を計画期間とする第四次福島県高齢者保健福祉計画及び第三次福島県介護保険事業支援計画の円滑な策定に向けて、圏域内の関係者による意見の交換を行うとともに、情報の収集・提供に努めました。

また、市町村の第四次高齢者保健福祉計画及び第三次介護保険事業計画の策定について、計画の円滑な策定に向け、介護保険法の改正などの情報の提供や意見の交換を通して支援しました。

・ 県南地方高齢者保健福祉計画等連絡会議の開催

開催日 平成17年8月24日 及び 平成17年11月30日

出席者 市町村保健福祉担当課長、社会福祉施設代表者、医療機関代表者、居宅系サービス提供機関代表者等

- 2) 生きがいつくりと社会参加の促進

1 百歳高齢者知事賀寿事業

（根拠） 百歳高齢者知事賀寿実施要綱

百歳の高齢者に対し、その長寿を祝い、併せて県民の間に広く老人福祉についての関心と理解を深めるとともに、老人の健康の増進に努める意欲を高めることを目的に、知事からの祝状及び記念品を贈呈しました。

・平成17年度贈呈者数 14人

（16年度7人、15年度7人、14年度6人、13年度6人）

2 高齢社会対策推進事業

（根拠） 福島県高齢社会対策推進事業実施要綱

地域福祉推進の主体である市町村に対して、地域の実情に応じたきめ細かなサービスを展開できるよう支援し、すべての高齢者が安心していきいきと暮らせる社会を実現することを目的に補助金を交付しました。

高齢社会対策推進事業(市町村別)実施状況

市町村	事業名
白河市	巡回バス運行事業 高齢者温泉交流事業
西郷村	敬老会生きがい健康づくり事業
泉崎村	貯筋会実施事業
矢吹町	高齢者健康管理推進事業
矢祭町	「玄米ニギニギ体操」で健康づくり事業
計	実施市町村数5（実施事業数6）

3 老人クラブ活動等事業

(根拠) 福島県老人クラブ活動等事業実施要綱

老人クラブが行う、高齢者自らの生きがいを高め健康づくりを進める活動や、ボランティア活動をはじめとした地域を豊かにする活動等に対し補助金を交付しました。

- ・実施市町村 9 市町村
- ・補助額 4,880千円

- 3) 健康づくりと介護予防の推進

1 在宅福祉事業

介護予防・地域支え合い事業

(根拠) 介護予防・地域支え合い事業実施要綱

要介護高齢者及びひとり暮らし高齢者並びにその家族等に対し、介護予防サービス、生活支援サービス又は家族介護支援サービスを地域の実情に応じて提供することにより、要介護高齢者等の自立と生活の質の確保を図るとともに、在宅の高齢者に対する生きがいや健康づくり活動及び寝たきり予防のための知識の啓発普及等により、健やかで活力ある地域づくりの推進を目的として、市町村に対し補助金を交付しました。

在宅福祉補助事業(市町村別)実施状況

単位：回又は人

市町村名	介護予防等事業							
	転倒骨折予防教室 (寝たきり防止事業)		アクティビティ・ 認知症 介護教室		IADL(日常生活 関連動作)訓練事業		地域住民グループ 支援事業	
	教室 開催回数	年間実 利用人員	教室 開催回数	年間実 利用人員	教室 開催回数	年間実 利用人員	育成実施 グループ数	育成教室 開催回数
白河市	20	6	53	552				
西郷村	4	37			4	39		
泉崎村								
中島村					20	5		
矢吹町	12	161	50	680				
棚倉町			9	23				
矢祭町								
塙町	4	88	10	101	12	108		
鮫川村	96	154					7	35
合計	136	446	122	1,356	36	152	7	35
事業実施 市町村数	5		4		3		1	

市町村名	介護予防等事業							
	高齢者筋力向上 トレーニング事業		高齢者食生活 改善事業		運動指導事業		食の自立支援 事業(配食)	
	年間 実施回数	年間実 利用人員	年間延 実施回数	年間実 利用人員	年間延 利用人員	年間実 利用人員	年間延 配食数	年間実 利用人員
白河市							9,987	474
西郷村			5	38				

市町村名	介護予防等事業							
	高齢者筋力向上 トレーニング事業		高齢者食生活 改善事業		運動指導事業		食の自立支援 事業（配食）	
	年間 実施回数	年間実 利用人員	年間延 実施回数	年間実 利用人員	年間延 利用人員	年間実 利用人員	年間延 配食数	年間実 利用人員
泉崎村							1,471	37
中島村	36	24	4	41	867	55		
矢吹町							1,132	57
棚倉町	66	29					6,300	65
矢祭町								
塙町			4	62				
鮫川村			29	388				
合計	102	53	42	529	867	55	18,890	633
事業実施 市町村数	2		4		1		4	

市町村名	在宅介護支援事業		家族介護支援事業		
	高齢者実態 把握事業	介護予防プラン 作成事業	家族介護教室		介護用品の支給
	実態把握件数	プラン作成件数	教室 開催回数	年間実 参加人員	支給対象者数
白河市	3,336	348	2	27	8
西郷村	297	1			7
泉崎村					
中島村					
矢吹町	106				
棚倉町	503		6	38	11
矢祭町	60				9
塙町	458		3	28	
鮫川村	1,100		8	30	5
合計	5,860	349	19	123	40
事業実施 市町村数	7	2	4		5

市町村名	家族介護支援事業		住宅改修支援事業 （理由書作成）	成年後見制度利用 支援事業（利用経 費に対する助成）		
	家族介護者交流事業 （元気回復事業）	家族介護 慰労事業				
	開催回数	年間実 参加人員	支給対象者数	年間延 作成件数	年間実 利用人員	年間延利用件数
白河市			1	1	1	
西郷村						
泉崎村						
中島村						
矢吹町				1	1	

市町村名	家族介護支援事業			住宅改修支援事業 (理由書作成)		成年後見制度利用 支援事業(利用経 費に対する助成)
	家族介護者交流事業 (元気回復事業)		家族介護 慰労事業	年間延 作成件数	年間実 利用人員	
	開催回数	年間実 参加人員	支給対象者数			年間延 利用件数
棚倉町						
矢祭町						1
塙町	1	7				
鮫川村						
合計	1	7	1	2	2	1
事業実施 市町村数		1	1		2	1

市町村名	健やかで活力ある町 づくり基本計画策定 ・普及啓発推進事業	高齢者地域支援 体制整備・評価 事業
	計画策定件数	延開催件数
白河市		272
西郷村		
泉崎村		
中島村		
矢吹町		
棚倉町		
矢祭町	1	
塙町		
鮫川村		
合計	1	272
事業実施 市町村数	1	1

2 認知症予防対策事業

(根拠) 福島県認知症予防対策事業実施要綱

認知症高齢者の増加傾向、その予防の重要性の観点から、認知症についての正しい知識の普及啓発を行うとともに、地域における早期発見・早期対応体制の整備を行うことを目的とし、県内各保健福祉事務所で下記の事業を実施しました。

(1) 認知症予防対策推進会議の開催(平成16年度設置)

今年度は、地域における市町村支援(モデル市町村等)の現状と、圏域の認知症対策としての圏域版認知症専門医療機関リストの作成について協議しました。

認知症予防対策推進会議開催状況

開催年月日・場所	内 容	出席者数
17年11月25日（金） 県南保健福祉事務所	福島県認知症予防対策推進計画について 当事務所の平成17年度当該事業計画について 管内市町村及び関係機関における取り組み状況について（県南版認知症専門医療機関リストの作成について）	推進会議 委員 15人

(2)モデル市町村支援（平成17年度～）

モデル市町村：西郷村

地域における認知症の予防・早期発見・早期対応体制整備を推進するため、各保健福祉圏域においてモデル市町村等を選定し、技術支援を行いました。

・実地支援 8回

- 4) 在宅医療・介護の充実

1 高齢者福祉行政事務技術的助言

(根拠) 福島県高齢者福祉行政事務技術的助言実施要綱

市町村における高齢者福祉行政の実施状況等について、老人福祉法及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づき、実地に調査を行い、技術的助言を実施しました。

・実施町村：西郷村、泉崎村、矢吹町、塙町

2 在宅介護支援センター運営事業

(根拠) 在宅介護支援センター運営事業実施要綱

在宅の要介護高齢者若しくは要介護となるおそれのある高齢者又はその家族等に対し、在宅介護等に関する総合的な相談に応じる等地域における保健福祉の向上を図るために、市町村に対し補助金を交付しました。

在宅介護支援センター設置数 平成18年3月31日現在 単位：か所

市 町 村	設置数	類 型	
		基幹型	地域型
白 河 市	8	1	7
西 郷 村	4	1	3
泉 崎 村	1	1	
中 島 村	1		1
矢 吹 町	1		1
棚 倉 町	2		2
矢 祭 町	1		1
塙 町	1		1
鮫 川 村	1		1
合 計	20	3	17

市 町 村	設置数	類 型	
		基幹型	地域型
16年度	20	3	17
15年度	20	3	17
14年度	15	3	12

- 5) 施設医療・介護の充実

老人福祉施設の運営指導及び監査

(根拠) 福島県社会福祉法人・社会福祉施設運営指導及び監査実施要綱

特別養護老人ホーム等の適正な施設運営の確保を図るため、本庁と合同で施設に対する実地指導及び実地監査を実施しました。

- ・特別養護老人ホーム 9施設
- ・養護老人ホーム 1施設
- ・軽費老人ホーム 1施設

- 6) 介護保険制度の円滑な運営

1 介護保険の認定

(1) 介護認定審査会の設置

(根拠) 介護保険法第14条

県南管内は、白河地方広域市町村圏整備組合において介護認定審査を共同処理しています。

- ・白河地方広域市町村圏整備組合
介護保険審査会の設置形態 8合議体・審査会委員48人

(2) 認定調査員等研修事業

(根拠) 福島県認定調査従事者・介護認定審査会委員研修事業実施要綱

ア 認定調査員研修会の開催

認定調査に従事する者が、要介護認定及び要支援認定における公平・公正かつ適切な認定調査を実施するために必要な知識、技能を修得及び向上させることを目的に開催しました。

認定調査員研修会実施状況

開催年月日・場所	内 容	参加者数
18年2月3日(金) 白河地域職業訓練センター	介護保険法改正及び県内情勢について 認定調査項目の追加等について 説明：当事務所職員 講義「追加調査項目等の捉え方～第2次モデル事業の審査判定から～」 講師：白河地方広域市町村圏整備組合職員	市町村等職員 認定調査員他 108人

イ 介護認定審査会委員研修会の開催

介護認定審査会委員が、要介護認定及び要支援認定における公平・公正かつ適切な審査判定を実施するために必要な知識、技能を修得及び向上させること及び介護認定審査会における審査判定の適正化を図ることを目的に開催しました。

介護認定審査会委員研修会実施状況

開催年月日・場所	内 容	参加者数
18年2月12日（日） 白河地域職業訓練 センター	介護保険法改正及び県内情勢について 要介護認定関係の改正点等について 説明：当事務所職員	介護認定審査 会委員他 32人

(3) 市町村別要介護認定状況

年々認定者は増加しています。特に、要支援・要介護1の認定者数の増加割合が高くなっています。

要介護認定者数(市町村別)

単位：人

	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
H15.3.31	348	1,292	705	434	538	490	3,807
H16.3.31	401	1,377	622	499	579	548	4,026
H17.3.31	404	1,577	581	550	634	567	4,313
H18.3.31	562	1,622	597	580	769	574	4,704
白河市	257	744	261	255	314	260	2,091
西郷村	65	207	58	79	72	53	534
泉崎村	18	55	16	23	39	23	174
中島村	17	50	19	13	26	12	137
矢吹町	45	148	61	58	82	59	453
棚倉町	51	148	69	49	89	65	471
矢祭町	26	70	42	36	50	30	254
塙 町	57	144	49	48	64	47	409
鮫川村	26	56	22	19	33	25	181

2 介護保険法事業者指定

平成17年6月に介護保険法が改正されたことに伴い既存の事業者指定事務のほか介護予防サービス事業者等を、下記のとおり指定しました。

施設については、介護療養型医療施設が1箇所廃止されました。

居宅介護支援事業者及び居宅サービス事業者（みなし指定を除く。）

区 分		18.4.1 現在	17.4.1 現在	増加数	対前年比
介 護 サ ー ビ ス	居宅介護支援事業者	39	37	2	1.05
	居宅サービス事業者	106	91	15	1.16
	訪問介護	32	31	1	1.03
	訪問入浴介護	10	10	-	1.00
	訪問看護	10	10	-	1.00
	居宅療養管理指導	0	0	-	-
	訪問リハビリテーション	1	1	-	1.00

区 分		18.4.1 現在	17.4.1 現在	増加数	対前年比
介護サービス	通所介護	19	18	1	1.06
	通所リハビリテーション	3	1	2	3.00
	短期入所生活介護	9	9	-	1.00
	短期入所療養介護	0	0	-	-
	特定施設入所者生活介護	1	0	1	-
	福祉用具貸与	11	11	-	1.00
	福祉用具販売	10	-	10	-
小 計		145	128	17	1.13
予防サービス	介護予防支援事業者	9	-	9	
	介護予防サービス事業者	98	-	98	
	介護予防訪問介護	29	-	29	
	介護予防訪問入浴介護	9	-	9	
	介護予防訪問看護	9	-	9	
	介護予防訪問リハビリテーション	0	-	0	
	介護予防居宅療養管理指導	0	-	0	
	介護予防通所介護	19	-	19	
	介護予防通所リハビリテーション	3	-	3	
	介護予防短期入所生活介護	9	-	9	
	介護予防短期入所療養介護	0	-	0	
	介護予防特定施設入所者生活介護	1	-	1	
	介護予防福祉用具貸与	9	-	9	
介護予防福祉用具販売	10	-	10		
小 計		107	-	107	
合 計		252	128	124	

施設サービスの状況（みなし指定を除く。）（ ）は入所定員

	18.4.1現在	17.4.1現在	減 少	対前年比
介護老人福祉施設	9施設(650床)	9施設(650床)		1.00(1.00)
介護老人保健施設	4施設(400床)	4施設(400床)		1.00(1.00)
介護療養型医療施設	4施設(63床)	5施設(71床)	1施設(8床)	0.80(0.89)
合 計	17施設(1113床)	18施設(1121床)	1施設(8床)	0.94(0.99)

介護老人保健施設はショートステイを含んだベッド数（ショートステイベッド数は特定されていない。）

3 ケアマネジメントリーダー活動促進支援事業

（根拠） 市町村ケアマネジメントリーダー活動促進支援事業実施要綱

市町村における介護支援専門員への支援活動の円滑な実施に向け、県ケアマネジメントリーダー等の協力を得ながら、更なるケアマネジメントの質の向上を目指し、その活動を支援しました。

ケアマネジメントリーダー活動促進支援事業実施状況

相談種別	件(回)数	内容及びリーダーの役割
電話相談	10	・住宅改修、通院介助の考え方等について
文書による相談	0	
巡回指導等	15	支援要望のあった市町村に対し県リーダーの協力のもと実施しました。(4回) 東白川郡ケアプラン指導研修事業支援(実地支援11回) ・担当者会議、事例検討会等の企画運営に参画、助言
事例検討会 会議開催等	1	「主任ケアマネジャー研修会・意見交換会」の開催 平成18年度から地域包括支援センター配置予定の主任ケアマネジャーに対する研修会・意見交換会を開催しました。

4 介護保険指定事業所等の運営指導及び監査

(根拠) 福島県介護保険施設等指導要綱

介護保険指定事業所等の適正な施設運営の確保を図るため、本庁と合同で事業所等に対する実地指導及び実地監査を実施しました。

- ・介護保険施設 14施設
- ・居宅サービス事業所 26事業所
- ・居宅介護支援事業所 5事業所

5 介護保険対象サービスの利用状況

年々サービスの利用が高くなっており、特に、短期入所生活介護、短期入所療養介護、訪問介護の割合が高くなっています。

介護保険対象サービスの利用状況

年 度	1 3	1 4	1 5	1 6	1 7
訪 問 介 護 (回/週)	2,793	3,212	3,612	3,920	3,811
訪 問 入 浴 介 護 (回/週)	163	177	191	187	180
訪 問 看 護 (回/週)	297	318	328	331	316
訪問リハビリテーション (回/週)	3	16	14	11	2
通 所 介 護 (回/週)	1,305	1,529	1,701	1,827	1,871
通所リハビリテーション (回/週)	255	306	319	315	445
短期入所生活介護 (回/6月)	1,353	1,848	2,157	2,101	2,388
短期入所療養介護 (回/6月)	223	351	447	478	592
認知症対応型共同生活介護 (年間平均人数)	-	0	3	29	39
特定施設入所者生活介護 (年間平均人数)	-	1	2	2	2

(出典：介護保険対象サービス等利用状況調査)

障がい者が自立し社会参加できる社会の推進

- 1) ノーマライゼーション理念の普及・啓発の促進

精神保健福祉研修会の開催

(根拠) 平成17年度精神保健福祉研修会開催要領

平成17年度からのひきこもり対策事業にあわせて、研修会を実施し、ひきこもりの具体的な支援の実例を含めた講演を実施することにより、ひきこもりの理解の促進を図りました。

- ・開催日 平成17年8月30日
- ・場 所 ホテルサンルート白河
- ・参加者数 83人

- 2) 総合療育体制の推進

1 障がい児(者)地域療育等支援事業

(根拠) 福島県障がい児(者)地域療育等支援事業実施要綱

受託施設に専任のコーディネーターを配置し、在宅障がい児及び知的障がい者の療育等の相談、援助プログラムの作成、関係機関との調整を行う地域生活支援事業及び巡回相談や外来者に対する各種相談等を実施しました。

- ・受託施設 2施設(コーディネーター各1名)
白河こひつじ学園(西郷村 社会福祉法人牧人会運営)
はなわ育成園(塙町 社会福祉法人牧人会運営)
- ・委託料 13,373千円

受託施設における相談等の実施状況

受託施設名	地域生活支援事業			在宅支援 訪問療育 件数	在宅支援 外来療育 件数	施設支援 一般指導 件数
	電話相 談回数	家庭訪 問回数	来所相 談回数			
白河こひつじ学園	146	125	63	195	159	24
はなわ育成園	35	239	13	76	70	12

2 県南圏域地域療育等支援事業連絡調整会議の開催

(根拠) 福島県障がい児(者)地域療育等支援事業実施要綱第5条

障がい児(者)地域療育等支援事業の円滑な実施に向け、市町村、施設、事業者等の関係機関への情報提供・交換のため、保健福祉事務所主催の連絡調整会議を開催し、併せて市町村障がい者計画策定支援のための情報提供も実施しました。

- ・開催日 平成17年8月1日
- ・場 所 県南保健福祉事務所
- ・参加者数 38人
- ・開催日 平成17年10月13日
- ・場 所 白河合同庁舎
- ・参加者数 38人

- ・開催日 平成18年2月21日
- ・場 所 白河合同庁舎
- ・参加者数 45人

- 3) 雇用と就労の促進

1 精神障がい者社会適応訓練事業

(根拠) 精神保健福祉法第50条の4

回復途上の在宅精神障がい者で勤労意欲のある者に、県が委託契約を結んだ事業所において一定期間、社会生活や就労に適応するための訓練を行い、円滑な社会復帰を援助しました。

委託料 562千円

社会適応訓練事業実績

17年度末登録事業所数	委託事業所数	委託患者数
18	4	3

2 障がい者小規模作業所運営事業

(根拠) 福島県障がい者小規模作業所運営事業補助金交付要綱

雇用されることが困難な在宅の障がい者に対し自活に必要な訓練を行うとともに、就労の場を与えて自活させるための障がい者小規模作業所に財政的支援を行う市町村に対し、補助金を交付しました。

- ・実施市町村 4市町 7作業所(身体・知的5 精神2)
- ・補助率 1/2
- ・補助額 17,713千円

3 知的障がい者通勤寮施設支援費等補助事業

(根拠) 知的障害者福祉法第21条の8

福島県障がい児及び知的障がい者保護費等負担(補助)金交付要綱

就労している知的障がい者が、職場に通勤しながら対人関係の調整等、独立に必要な指導等を受けるために知的障がい者通勤寮に入所した場合、支援費を支給した町村に対して、補助金を交付しました。

- ・実施市町村 5町村(合併前)
- ・補助率 1/4
- ・補助額 1,292千円

- 4) 自立の支援と社会参加の促進

1 精神障がい者社会復帰相談指導事業

(根拠) 福島県精神障がい者社会復帰相談指導事業実施要綱

「こみね会」として月1回程度のグループ活動を実施し、手工芸、調理実習軽スポーツ、交流会等の実施を通じて、回復途上にある精神障がい者の社会復帰を促進しました。

こみね会の実施状況

開催回数	参加実人数	参加延人数
12回	12人	105人

2 市町村障がい者社会参加促進事業

(根拠) 福島県市町村障がい者社会参加促進事業補助金交付要綱

障がい者にとって最も身近な市町村においてノーマライゼーションの理念の実現に向けて、障がい者のニーズに応じた事業を実施することにより、障がい者の自立と社会参加の促進を図ることを目的とした事業で、事業を実施した市町村に対して補助金を交付しました。

- ・実施市町村 2市町
- ・補助率 2 / 3
- ・補助額 507千円

3 障がい児・者情報バリアフリー化支援事業

(根拠) 福島県障がい児・者情報バリアフリー化支援事業補助金交付要綱

重度の視覚障がい児・者及び上肢不自由児・者に対し、情報機器(パーソナルコンピュータ)を使用する際に必要な周辺機器やソフトウェアを購入するための費用の一部を補助しました。

- ・補助件数 2件
- ・補助率 2 / 3 (上限10万円)
- ・補助額 127千円

4 精神障がい者保健福祉手帳交付

(根拠) 精神保健福祉法第45条

精神障がい者に対する各種の支援策の活用を容易にし、精神障がい者の自立と社会参加の促進を図ることを目的に手帳を交付(精神保健福祉センター)しており、手帳の利用方法や社会資源の活用方法を普及啓発するなど、手帳の普及を図りました。(参照資料編 表51)

交付状況

単位:人

1級	2級	3級	合計	不交付
37	110	42	189	0

5 精神障がい者地域生活支援センター運営事業

(根拠) 精神保健福祉法第50条の2第1項第5号

福島県精神障がい者社会復帰施設運営事業費補助金要綱

福島県精神障がい者社会復帰施設指導監査実施要綱

地域の精神障がい者に対する相談助言をはじめとする各種援助を総合的に行うことを目的とする社会復帰施設である地域生活支援センターについて、NPO法人の運営する施設の運営及び利用を支援しました。

- ・精神障がい者社会復帰施設運営事業補助金 21,874千円(本庁執行)
- ・社会復帰施設指導監査 1回実施

6 精神障がい者福祉ホーム運営事業

(根拠) 精神保健福祉法第50条の2第1項第3号

福島県精神障がい者社会復帰施設運営事業費補助金要綱

福島県精神障がい者社会復帰施設指導監査実施要綱

住居を求めている精神障がい者に対し、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する社会復帰施設である精神障がい者福祉ホームについて、社会福祉法人が新設した施設の運営及び利用を支援しました。

- ・開所年月日 平成17年8月1日
- ・精神障がい者社会復帰施設運営事業補助金 12,258千円（本庁執行）

7 身体障がい者相談員

（根拠） 身体障害者福祉法第12条の3

福島県身体障がい者相談員報償金支給要領

身体障がい者相談員を配置し、身体障がい者の更生援護の相談、指導、助言を行いました。（参照資料編 表52）

報償費 357千円

身体障がい者相談員設置人数 平成17年4月1日現在 単位：人

西郷村	2	鮫川村	1
泉崎村	1	東白川郡計	5
中島村	1	白河市	6
矢吹町	2	(白河市)	4
西白河郡計	6	(表郷村)	
棚倉町	2	(東村)	1
矢祭町	1	(大信村)	1
塙町	1	計	17

8 知的障がい者相談員

（根拠） 知的障害者福祉法第15条の2

福島県知的障がい者相談員報償金支給要領

知的障がい者相談員を配置し、知的障がい者の家庭における教育、生活等に関する相談、指導、助言を行いました。（参照資料編 表53）

報償費 126千円

知的障がい者相談員設置人数 平成17年4月1日現在 単位：人

西郷村	1	鮫川村	
泉崎村		東白川郡計	2
中島村		白河市	2
矢吹町	1	(白河市)	1
西白河郡計	2	(表郷村)	
棚倉町	1	(東村)	1
矢祭町	1	(大信村)	
塙町		計	6

- 5) 人権への配慮と医療の確保

1 精神障がい者の措置入院等に関すること

(根拠) 精神保健福祉法第23条～第31条、第34条

精神障がい者に関する住民、警察官からの通報等を受けて、調査、指定医による診察、入院措置等を実施しました。

精神保健福祉法に基づく申請・通報・届出・診察実施状況 単位：件

申請件数		通報件数				精神病 院管理 者の届 出件数	合計	診察 不要 件数	診察件数		要措 置件 数
34 条	23 条	警察 官 (24条)	検察 官 (25条)	保護観 察所の 長(25条 の2)	矯正 施設 の長 (26条)				1次	2次	
	1	8	1		1	11	2	9	1	1	

措置入院患者の状況

単位：人

前年度末措置患者数	新規・転入患者数	解除患者数	転出患者数	年度末患者数
2	2	4	0	0

医療保護入院患者の状況

入院届件数	退院届件数
131	96

2 精神病院実地指導及び入院者の実地審査

(根拠) 精神保健福祉法第38条の6

福島県精神病院実地指導要領

精神病院に対する指導監督等の徹底を図るため、一般実地指導、特別実地指導及び実地審査を実施しました。

- ・実地指導：3施設（一般3病院）
- ・実地審査：措置入院8人 医療保護入院11人 3か月後の入院0人

3 精神障がい者通院医療費公費負担

(根拠) 精神保健福祉法第32条

精神障がい者の通院医療費の一部を公費負担し、通院医療の促進を図りました。

精神障がい者通院医療費公費負担申請・承認状況 単位：件

年度	13	14	15	16	17
申請件数	787	558	790	622	818
承認件数	787	558	790	622	818

4 自立支援医療（精神通院医療）

(根拠) 障害者自立支援法第52条

障害者自立支援法の施行に伴い、これまでの精神障がい者通院医療費公費負担が平成18年4月1日から自立支援医療（精神通院医療）に改正されることとなったため、制度改正に伴う認定の手続きを進めました。

- ・申請件数 1,059件

- ・承認件数 1,059件

5 精神障がい者家族教室の開催

(根拠) 平成17年度精神障がい者家族教室実施要領

精神障がい者を抱える家族が病気に対する正しい知識と対処方法を学び、家族が抱える問題等を共有することで家族本来の機能の回復を図り、家族会の活性化を図ることを目的として、精神障がい者地域生活支援センター「生活支援センター・こころん」との連携のもとに開催しました。

- ・開催回数 4日間コースで開催
平成17年8月24日、9月28日、10月12日、
11月16日
- ・場 所 生活支援センター・こころん
- ・参加実人数 44人
- ・参加延人数 85人

6 アルコール相談事業

(根拠) 福島県精神保健相談・訪問指導要領

アルコール関連問題に悩む本人及び家族が自ら問題を認識し、回復に向けての行動を選択実践できる力を育てる場として談話会を開催しました。

- ・開催回数 10回
- ・参加実人数 14人
- ・参加延人数 67人

- 6) 在宅福祉サービスの充実

1 精神障がい者居宅生活支援事業

(根拠) 精神保健福祉法第50条の3

福島県精神障がい者居宅生活支援事業補助金交付要綱

地域における精神障がい者の日常生活を支援することにより、精障がい者の自立と社会参加を促進しました。(参照資料編 表54)

- ・実施市町村：居宅介護4市町、短期入所1町、地域生活援助6市町村
- ・補助率 3/4
- ・補助金額 8,599千円(本庁執行)

精神障がい者居宅生活支援事業実施状況

市町村	居宅介護等事業		短期入所事業	地域生活援助事業
	事業所指定数	年間利用延時間数	利用実人数	利用実人数
白河市	2	188.0		4
西郷村				1
泉崎村	1			1
矢吹町				3
棚倉町	1	236.0		4
矢祭町	1	10.0	2	
塙町	1	463.0		3
計	6	897.0	2	16

2 重度障がい者支援事業

(根拠) 福島県重度障がい者支援事業費補助金交付要綱

重度心身障がい者に係る医療費等についての支援(以下の(1)~(3)の事業)を行った市町村に対して、補助金を交付しました。(参照資料編 表54)

- ・実施市町村 9市町村
- ・補助率 1/2
- ・補助額 142,471千円

(1) 重度心身障がい者医療費補助事業

重度心身障がい者の健康保持と福祉増進を図るため、医療費自己負担額についての助成を行った市町村に対して、補助金を交付しました。

(2) 在宅重度障がい者対策事業

日常生活において、常に医療的処置を必要とする在宅重度障がい者への治療材料等の給付を行った市町村に対して、補助金を交付しました。

(3) 人工透析患者通院交通費補助事業

人工透析を受けている通院患者の通院に要する費用の助成を行った市町村に対して、補助金を交付しました。

3 特別障害者手当等の支給事業

(根拠) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律

精神又は身体に著しく重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を要する障がい者等に対して、特別障がい者手当等を支給し、その負担の軽減を図りました。

- ・支給総額 28,712千円

特別障害者手当等受給者数 平成18年3月31日現在 単位：人

市町村	特別障害者手当受給者数	障害児福祉手当受給者数	福祉手当(経過措置)受給者数	計
白河市(参考)	43	27	5	75
西郷村	4	9	1	14
泉崎村	5	5	2	12
中島村	1	2	0	3
矢吹町	9	5	3	17
棚倉町	3	7	1	11
矢祭町	7	4	0	11
塙町	10	5	2	17
鮫川村	4	4	0	8
計	86	68	14	168
16年度月額	@26,520円	@14,430円	@14,430円	

4 身体障がい者居宅介護等事業

(根拠) 身体障害者福祉法第4条の2第6項

福島県障がい者在宅福祉事業費補助金交付要綱

日常生活を営むうえで支援を要する身体障がい者がホームヘルパーによる身体介護や家事援助等のサービスを受けた場合、支援費を支給した市町村に対して、補助金を交付しました。(参照資料編 表54)

- ・実施市町村 8市町村

- ・補助率 1 / 4
- ・補助額 9,420千円

利用状況

市町村	利用実人数 (人)					年間利用延時間数 (時間)
	身体介護	家事援助	移動介護 (身体介護を伴う)	移動介護 (身体介護を伴わない)	日常生活支援	
西郷村	3	2	2	1	1	4,030.0
泉崎村	5					346.0
中島村	1					236.0
矢吹町	5	6				3,285.5
棚倉町	3	4				1,677.0
矢祭町	2					113.5
塙町	2	2	1	2		681.0
鮫川村						0.0
白河市	7	7	1			2,151.5
計	28	21	4	3	1	12,520.5

5 身体障がい者デイサービス事業

(根拠) 身体障害者福祉法第4条の2第7項

福島県障がい者デイサービス事業・訪問入浴サービス事業補助金交付要綱

就労困難な在宅身体障がい者が自立や生きがいを高めるため、身体障がい者デイサービス事業所等に通所して入浴サービス、給食サービス、創作的活動等の支援を受けた場合、支援費を支給した市町村に対して、補助金を交付しました。(参照資料編 表54)

- ・実施市町村 6市町村
- ・補助率 1 / 4
- ・補助額 2,093千円

利用実人数 単位：人

西郷村	2	矢祭町	1
中島村	1	鮫川村	2
矢吹町	4	白河市	9
		計	19

6 身体障がい者訪問入浴事業

(根拠) 福島県障がい者デイサービス事業・訪問入浴サービス事業補助金交付要綱

デイサービス事業所への通所が困難な在宅の重度身体障がい者を対象に、居宅を訪問し、入浴介護サービスを行った市町村に対して、補助金を交付しました。

- ・実施市町村 4市町村
- ・補助率 1 / 4
- ・補助額 1,313千円

7 身体障がい者短期入所事業

(根拠) 身体障害者福祉法第4条の2第8項

福島県障がい者在宅福祉事業費補助金交付要綱

身体障がい者を介護している家族等が、疾病等の理由により、居宅において介護することが困難になり、当該障がい者を一時的に指定施設に短期入所させた場合、支援費を支給した市町村に対して、補助金を交付しました。(参照資料編 表54)

- ・実施市町村 3 町村
- ・補助率 1 / 4
- ・補助額 116千円

利用実人数 単位：人

矢吹町	1	鮫川村	1
塙町	1	計	3

8 知的障がい者・児童居宅介護等事業

(根拠) 知的障害者福祉法第4条第7項 児童福祉法第6条の2第7項

福島県障がい者在宅福祉事業費補助金交付要綱

日常生活を営むうえで支援を要する障がい児や知的障がい者がホームヘルパーによる身体介護や家事援助等のサービスを受けた場合、支援費を支給した市町村に対して、補助金を交付しました。(参照資料編 表54)

- ・実施市町村 9 市町村
- ・補助率 1 / 4
- ・補助額 5,676千円

利用状況

市町村	知的障がい者					児 童				
	利用実人数 (人)				年間利用 延時間数 (時間)	利用実人数 (人)				年間利用 延時間数 (時間)
	身体 介護	家事 援助	移 動 介 護 (身体 介護を 伴う)	移 動 介 護 (身体 介護を 伴わ ない)		身体 介護	家事 援助	移 動 介 護 (身体 介護を 伴う)	移 動 介 護 (身体 介護を 伴わ ない)	
西郷村	1	1	1	4	698.5	2		2		100.0
泉崎村	3	2			474.0					0.0
中島村				1	308.0	1		1		38.0
矢吹町			1	3	396.5					0.0
棚倉町	3	5			2,259.5	3				314.0
矢祭町	1	1			322.5	1				69.5
塙町		1			374.5	3				996.0
鮫川村		4	1		342.0	1				61.0
白河市	1	11	2	8	3,478.5	1	5	1		814.0
計	9	25	5	16	8,654.0	12	5	4	0	2,392.5

9 知的障がい者・児童デイサービス事業

(根拠) 知的障害者福祉法第4条第8項 児童福祉法第6条の2第3項

福島県障がい児及び知的障がい者保護費等負担(補助)金交付要綱

在宅の障がい児が日常生活の基本動作の指導や集団生活への適応訓練を受けるために児童デイサービス事業所に通所した場合、また在宅の知的障がい者が自立や生きがいを高めるため知的障がい者デイサービス事業所に通所して入浴サービス、給食サービス、創作的活動等の支援を受けた場合、支援費を支給した市町村に対して、

補助金を交付しました。(参照資料編 表54)

- ・実施市町村 8市町村(知的8市町村 児童5市町村)
- ・補助率 1/4
- ・補助額 10,297千円
(知的 5,855千円 児童 4,442千円)

利用実人数 単位：人

知的障がい者デイサービス				児童デイサービス			
西郷村	3	棚倉町	2	西郷村	8	棚倉町	
泉崎村	4	矢祭町	1	泉崎村	4	矢祭町	
中島村	2	塙町		中島村	2	塙町	
矢吹町	2	鮫川村	1	矢吹町	3	鮫川村	
		白河市	14			白河市	34
		計	29			合計	51

10 児童デイサービスへの移行促進事業

(根拠) 福島県児童デイサービスへの移行支援事業費補助金交付要綱

障がい児に係る小規模の通園事業の児童デイサービス事業への移行を支援するため、当該小規模通園事業に対する助成を行う市町村に対し、補助金を交付しました。

- ・実施市町村 2市町
- ・補助率 1/2
- ・補助額 6,000千円

11 知的障がい者・児童短期入所事業

(根拠) 知的障害者福祉法第4条第9項 児童福祉法第6条の2第4項

福島県障がい児及び知的障がい者保護費等負担(補助)金交付要綱

在宅の障がい児や知的障がい者を介護している家族等が、疾病等の理由により、居宅において介護することが困難になり、当該障がい児や障がい者を一時的に指定施設に短期入所させた場合、支援費を支給した市町村に対して、補助金を交付しました。(参照資料編 表54)

- ・実施市町村 9市町村
(知的7市町村 児童7市町村)
- ・補助率 1/4
- ・補助額 3,064千円
(知的871千円 児童2,193千円)

利用実人数 単位：人

知的障がい者短期入所				児童短期入所			
西郷村		棚倉町	5	西郷村	6	棚倉町	4
泉崎村	2	矢祭町	1	泉崎村	5	矢祭町	
中島村		塙町	2	中島村	2	塙町	
矢吹町	3	鮫川村	1	矢吹町	2	鮫川村	2
		白河市	33			白河市	47
		合計	49			合計	69

1 2 知的障がい者地域生活援助事業

(根拠) 知的障害者福祉法第4条第5項

福島県障がい児及び知的障がい者保護費等負担(補助)金交付要綱

地域の住宅(アパート、マンション等)で数人の共同生活を営む知的障がい者に対し食事提供や金銭管理等の生活援助を行う住居であるグループホームに、知的障がい者が入居してサービスを受けた場合、支援費を支給した市町村に対して、補助金を交付しました。(参照資料編 表54)

- ・実施市町村 6市町村
- ・補助率 1 / 4
- ・補助額 1,785千円

利用実人数 単位:人

西郷村	1	鮫川村	2
矢吹町	1	白河市	2
棚倉町	1	合計	9
矢祭町	2		

1 3 身体障がい者補装具交付・修理事業

(根拠) 身体障害者福祉法第20条

町村が実施する、身体障がい者のための義肢等の補装具を交付または修理事業に対して負担金を交付しました。(参照資料編 表54)

- ・実施町村 11町村(合併前)
- ・負担率 1 / 4
- ・負担額 4,128千円

補装具交付等状況(身体障がい者)

単位:件

区 分	町村分			市分(参考)		
	交付件数	修理件数	計	交付件数	修理件数	計
義肢	7	4	11	10	11	21
装具	18	5	23	8	8	16
座位保持装置	0	0	0	0	0	0
盲人安全つえ	6	0	6	0	0	0
義眼	1	0	1	3	0	3
眼鏡	4	0	4	0	0	0
点字器	1	0	1	0	0	0
補聴器	16	3	19	12	3	15
人口喉頭	2	0	2	1	0	1
車いす	10	21	31	13	6	19
電動車いす	2	7	9	2	0	2
座位保持いす	0	0	0	0	0	0
起立保持具	0	0	0	0	0	0
歩行器	2	0	2	1	0	1
頭部保護帽	0	0	0	2	0	2
収尿器	1	0	1	0	0	0
ストマ用装具	817	0	887	647	0	647
歩行補助つえ	6	0	6	4	0	4
計	893	40	933	703	28	731

1 4 身体障がい者更生医療給付事業

(根拠) 身体障害者福祉法第19条

町村が実施する、身体障がい者の更生のために必要な医療費の給付事業に対して負担金を交付しました。(参照資料編 表54)

- ・実施町村 10町村(合併前)
- ・負担率 1/4
- ・負担額 2,088千円

更生医療給付状況 (給付実人数)

市町村	肢 体		心 臓		腎 臓		合 計		
	入院	入院外	入院	入院外	入院	入院外	入院	入院外	計
西郷村	0	0	12	0	0	4	12	4	16
泉崎村	0	0	0	0	1	2	1	2	3
中島村	0	0	3	0	0	0	3	0	3
矢吹町	0	0	7	0	1	0	8	0	8
棚倉町	0	0	1	0	0	4	1	4	5
矢祭町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
塙 町	0	0	4	0	0	1	4	1	5
鮫川村	0	0	0	0	1	0	1	0	1
白河市(参考)	0	0	27	0	0	8	27	8	35
管内計	0	0	54	0	3	19	57	19	76

1 5 身体障がい者訪問審査事業

(根拠) 身体障害者福祉法第17条の2

身体障がいにより日常生活に著しい支障のある在宅の重度障がい者に対して医師等を派遣して診査及び更生相談を実施する町村に対して、負担金を交付しました。

- ・実施町村 2町村
- ・負担率 1/4
- ・負担額 70千円

1 6 身体障がい者日常生活用具給付等事業

(根拠) 身体障害者福祉法第18条第2項

福島県障がい者在宅福祉事業費補助金交付要綱

市町村が実施する在宅の身体障がい者のための浴槽等の日常生活用具を給付又は貸与する事業に対して、補助金を交付しました。(参照資料編 表54)

- ・実施市町村 7町村
- ・補助率 市1/2 町村3/4
- ・補助額 1,814千円

日常生活用具交付状況(身体障がい者) 単位:件

区 分	件数	区 分	件数
浴槽(湯沸器含む)		福祉電話	
浴槽		ファックス	
湯沸器		パーソナルコンピュータ肢体不自由者用	
便器			
手すり(便器に手すりをつけた場合)	1	視覚障がい者用ワードプロセッサ	

区 分	件数	区 分	件数
特殊マット		酸素ボンベ運搬車	
視覚障がい者用ポータブルレコーダ	5	聴覚障がい者用屋内信号装置	
盲人用時計	5	視覚障がい者用拡大読書器	4
特殊便器	1	移動用リフト	
特殊寝台		重度障がい者用意志伝達装置	
点字タイプライター	1	ネブライザー(吸入器)	
電磁調理器	1	点字図書	
歩行支援用具	2	聴覚障がい者用通信装置	2
入浴補助用具	6	携帯用会話補助装置	
特殊尿器		聴覚障がい者用情報受信装置	3
火災警報器		歩行時間延長信号機用小型送信機	
自動消火器		電気式たん吸引器	
盲人用音声式体温計		点字ディスプレイ	
入浴担架		居宅生活動作補助用具	1
盲人用体重計		視覚障がい者用活字文書読上げ装置	
体位変換器			
透析液加温器	4	計	36

1 7 身体障がい児補装具交付・修理事業

(根拠) 児童福祉法第21条の6

町村が実施する、身体障がい児のための義肢等の補装具を交付または修理する事業に対して、負担金を交付しました。(参照資料編 表54)

- ・実施町村 7町村(合併前)
- ・負担率 1 / 4
- ・負担額 1,064千円

補装具交付等状況(身体障がい児)

単位: 件

区 分	町 村 分			市分(参考)		
	交付件数	修理件数	計	交付件数	修理件数	計
義肢	0	0	0	0	0	0
装具	6	0	6	5	0	5
座位保持装置	7	0	7	4	2	6
盲人安全つえ	0	0	0	0	0	0
義眼	0	0	0	0	0	0
眼鏡	1	0	1	0	0	0
点字器	0	0	0	0	0	0
補聴器	4	0	3	1	1	2
人口喉頭	0	0	0	0	0	0
車いす	5	1	6	6	1	7
電動車いす	0	0	0	0	2	2
座位保持いす	0	0	0	0	0	0
起立保持具	0	0	0	0	0	0
歩行器	1	0	1	0	0	0

区 分	町 村 分			市分(参考)		
	交付件数	修理件数	計	交付件数	修理件数	計
頭部保護帽	0	0	0	0	0	0
頭部保持具	0	0	0	0	0	0
排便補助具	0	0	0	0	0	0
収尿器	0	0	0	0	0	0
ストマ用装具	0	0	0	0	0	0
歩行補助つえ	0	0	0	0	0	0
計	24	1	25	16	6	22

1 8 重度障がい児・者日常生活用具給付等事業

(根拠) 知的障害者福祉法第15条の32第2項 児童福祉法第21条の25第2項
福島県障がい者在宅福祉事業費補助金交付要綱

市町村が実施する在宅の障がい児及び知的障がい者のための浴槽等の日常生活用具を給付又は貸与する事業に対して、補助金を交付しました。(参照資料編表54)

- ・実施市町村 5市町村
- ・補助率 市1/2 町村3/4
- ・補助額 690千円

日常生活用具交付状況(重度障がい児・者)

単位:件

区 分	件数	区 分	件数
浴槽(湯沸器含む)		障がい者用電話	
浴槽		ファックス	
湯沸器		パーソナルコンピュータ肢体不自由者用	
便器		酸素ボンベ運搬車	
手すり(便器に手すりをつけた場合)		聴覚障がい者用屋内信号装置	
特殊マット	1	視覚障がい者用拡大読書器	
視覚障がい者用ポータブルレコーダー	1	移動用リフト	
盲人用時計		重度障がい者用意志伝達装置	
特殊便器	1	ネブライザー(吸入器)	2
訓練用ベッド	1	点字図書	
点字タイプライター		聴覚障がい者用通信装置	1
電磁調理器		携帯用会話補助装置	
歩行支援用具		盲人用体重計	
入浴補助用具	5	聴覚障がい者用情報受信装置	1
特殊尿器		歩行時間延長信号機用小型送信機	
火災警報器	1	電気式たん吸引器	3
自動消火器		点字ディスプレイ	
盲人用音声式体温計		居宅生活動作補助用具	2
入浴担架		視覚障がい者用活字文書読上げ装置	
体位変換器			
透析液加温器	1	合 計	20

- 7) 施設福祉サービスの充実

1 身体障がい者施設訓練等支援費事業

(根拠) 身体障害者福祉法第17条の10

身体障がい者が身体障がい者更生援護施設に入所して更生に必要な指導・訓練等を受けている場合、支援費を支給した町村に対して、負担金を交付しました。

・実施町村	10町村(合併前)
・負担率	1 / 4
・負担額	41,998千円

2 社会事業授産施設等運営費補助事業

(根拠) 福島県身体障がい者保護費補助金交付要綱

福島県障がい児及び知的障がい者保護費等負担(補助)金交付要綱

生活保護法及び社会福祉事業法にもとづく授産施設を利用している身体障がい者及び知的障がい者について、町村が施設事務費に対して補助した場合、補助金を交付しました。

・実施町村	1町(身体・知的)
・補助率	3 / 4
・補助額	6,946千円 (身体 2,481千円 知的 4,465千円)

3 身体障がい者更生訓練等給付費

(根拠) 身体障害者福祉法第17条の14、第18条の2

福島県身体障がい者保護費補助金交付要綱

町村が実施する身体障がい者更生援護施設における訓練及び通所のための費用の給付に対して、補助金を交付しました。

・実施町村	4町村
・補助率	3 / 4
・補助額	76千円

4 進行性筋萎縮症療養等給付事業

(根拠) 福島県身体障がい者保護費補助金交付要綱

進行性筋萎縮症者に対する療養等給付事業を行った町村に対して、補助金を交付しました。

・実施町村	4町村(合併前)
・補助率	3 / 4
・補助額	9,065千円

5 知的障がい者施設訓練等支援費事業

(根拠) 知的障害者福祉法第15条の11

福島県障がい児及び知的障がい者保護費等負担(補助)金交付要綱

知的障がい者が知的障がい者更生援護施設に入所して更生に必要な指導・訓練等を受けている場合、支援費を支給した町村に対して、負担金を交付しました。

・実施町村	11町村(合併前)
-------	-----------

- ・負担率 1 / 4
- ・負担額 96,472千円

- 8) 障がい者の地域生活移行の促進

1 県南障がい保健福祉圏域プランの実施

(根拠) 障がい者基本法第7条の2第2項

「ともに生きる社会」の実現を目指して、平成16年9月27日策定された第2次福島県障がい者計画において、地域生活への移行促進という観点から圏域毎に設定された数値目標にそって、サービス提供基盤の整備に努めました。

2 知的障がい者デイサービスセンターの整備

(根拠) 平成17年度福島県緊急在宅支援強化対策業補助金交付要綱

在宅の障がい者の日常生活を支援する機能を強化するため、国庫補助事業による施設整備の対象とならない知的障がい者デイサービスセンターについて、県単独補助金による施設整備を行いました。

- ・施設名 知的障がい者デイサービスセンター「デイセンターきらり」
- ・定員 15名(通所)
- ・開所日 平成17年4月18日
- ・運営主体 (社福)優樹福祉会
- ・施設整備補助金額 20,216千円(本庁執行)

3 精神障がい者地域生活移行促進事業

(根拠) 福島県精神障がい者地域生活移行促進事業実施要綱

社会的入院を余儀なくされている精神障がい者の地域生活移行を促進するため、精神障がい者の退院及び地域生活での自立を支援し活動の場の提供や退院訓練等の支援を行いました。

県中・県南圏域が合同で、また事業の一部は地域生活支援センター・こころんに委託して実施しました。

(1) 社会資源に関する出張講座

開催日	場所	参加者数 (人)	
		参加者数	うち入院患者
平成17年9月6日	西白河病院	20	10
平成17年8月12日	塙厚生病院	15	4
平成17年10月6日	県立矢吹病院	13	3
		計 48	17

(2) 地域生活支援センター・こころんへの委託事業

ア 自立促進支援協議会

- ・開催回数 3回
- ・参加者数 47人

・事業申請人数

西白河病院	埴厚生病院	県立矢吹病院	針生ヶ丘病院	計
3人	3人	2人	1人	9人

イ 自立促進支援協議会（ケア会議）

- ・開催回数 20回
- ・参加者数 75人

ウ 自立生活訓練の実施

- ・自立支援員 6人
- ・訓練実施者数 9人

保健・医療・福祉のさらなる推進

- 1) 健康危機管理の体制整備

(根拠) 健康危機管理マニュアル

新潟中越地震や台風等の自然災害、高病原性鳥インフルエンザ等をはじめとする感染症などの健康危機管理事例が頻発する中、災害時救急医療連絡体制や所内体制整備し、対応能力向上を図りました。

- 2) 情報ネットワークの構築

1 ホームページ管理運営事業

保健・医療・福祉に関する身近な情報を適時、速やかに当事務所のホームページに掲載し県民への広報の充実に努めるとともに、県南地域の保健・医療・福祉の現状について、より多くの県民等に周知するため「業務概況」を新たに掲載しました。

・ホームページアクセス件数 10,322件(前年度比756件増)

14年度 3,200件 15年度 2,900件 16年度 9,566件

2 社会関係及び保健衛生統計調査

(根拠) 統計法

国の厚生行政施策の基礎資料を得るための各種厚生統計調査について、厚生労働省から委託を受けて実施しています。

衛生行政報告例、福祉行政報告例、患者調査、医療施設静態調査、人口動態調査等の月報、年度報の報告を適正に行いました。

主な厚生統計調査

- 国民生活基礎調査(世帯票)
- 社会保障・人口問題基本調査
- 第4回21世紀成年者縦断調査
- 第1回中高年縦断調査
- 患者調査
- 医療施設静態調査

- 3) サービス総合化のシステムの確保

1 県南地域保健医療福祉推進会議

(根拠) 福島県県南地域保健医療福祉推進会議設置要綱

県南保健医療福祉推進会議は、県南地域における「安心して暮らしともに生きる健康福祉社会の実現」に向け、保健・医療・福祉が連携し、地域の実情に即した総合的・一体的な施策展開を図ることを目的として設置しています。

平成17年度は、県南保健福祉事務所主要事業、県南地域保健医療圏計画の進捗状況等について審議を行いました。

ア 第1回県南地域保健医療福祉推進会議 平成17年10月28日

・平成17年度県南保健福祉事務所の事業概要について

・第4次福島県社会福祉計画「うつくしま福祉プラン21」の中間年次見直し

(素案)に対する意見聴取

イ 第2回県南地域保健医療福祉推進会議 平成18年3月9日

- ・第四次福島県保健医療計画「うつくしま保健医療福祉プラン21(県南圏域計画)」の進行管理について
- ・平成18年度県南保健福祉事務所の基本方針及び重点施策(案)について

2 地域ケアフロンティア事業

在宅サービスを担う保健・医療・福祉等の関係機関及び関係者の協力を図り、在宅療養者のニーズに対応した適切なサービスを提供するとともに、地域保健活動を円滑かつ効果的に推進することを目的としています。

(1) 地域在宅ケア研修

(根拠) 地域在宅ケア研修会実施要領

県南地域は、比較的自殺死亡率が高いところから、うつ状態、うつ病の自殺のシグナルを発見する技術と対処の仕方を関係者が習得することを目的に研修を実施しました。

- ・開催日：平成18年2月22日
- ・講義及び演習：相談者の自殺のシグナルを発見する技術と対処の仕方について
(講師：福島学院大学講師)
- ・参加者数：48人(市町村職員、在宅介護支援センター職員等)

- 4) 保健・医療・福祉における研修の推進

地域保健福祉活動推進研修

(根拠) 地域保健福祉活動推進研修実施要領

市町村及び関係機関等において地域保健福祉事業及び活動に従事する関係者の資質の向上を図り、地域保健福祉対策が推進することを目的に開催しました。

エイズ予防研修会

- ・開催日：平成17年8月19日
- ・講演：いのち、響きあって～若者から若者への予防啓発について～
(講師：特定非営利活動法人HIVと人権・情報センター 理事長)
- ・行政説明：福島県及び県南地域のエイズと性感染症について
(講師：当事務所職員)
- ・参加者数：51人(養護教諭、看護学生等)

- 5) 保健・医療・福祉の人材の確保と資質の向上

1 新医師臨床研修「地域保健・医療」

(根拠) 医師法

平成16年度から新医師臨床研修制度に基づく「地域保健・医療」研修がスタート

したことに伴い、臨床研修病院から研修医を受入れ、当事務所における研修プログラムに基づき、県南地域の保健・医療の現状を踏まえながら地域保健・医療研修の充実に努めました。

- ・研修医 7人
- ・研修時期 平成17年5月～平成18年2月
- ・研修期間 1週間

2 実習生に対する教育・実習指導

(根拠) 福島県保健医療福祉関係実習生受入実施要綱

保健福祉事務所の実習を通して、地域保健福祉活動の理解を深めることを目的に、保健医療・福祉学生等の実習指導を行いました。

実習生受入状況

養成施設名	実習人数	実習期間
ポラリス保健看護学院	6人	17年5月23日～6月10日
福島県立医科大学看護学部	14人	17年5月16日～6月3日(6人) 17年6月13日～7月2日(8人)
郡山女子大学	2人	17年9月5日～9月9日
福島介護福祉専門学校	2人	17年8月29日～9月2日
訪問介護員1級課程養成研修	4人	18年1月11日

第 4 章

資 料 編

参 照 表 目 次

項 目	表 名	表番	頁
- 1) 安全な水の確保	水道施設等の状況	1	124
- 2) 食品等の安全性の確保	許可を要する食品関係営業施設違反・処分状況	2	125
	許可を要しない食品関係営業施設違反・処分状況	3	126
- 3) 安全で衛生的な環境の確保	環境衛生関係施設の年間監視指導状況	4	127
- 4) 人にやさしいまちづくりの推進	「福島県やさしさマーク」施設	5	128
- 6) 人と動物の共生の推進	年度別畜犬登録及び狂犬病予防注射実施状況	6	129
	年度別捕獲犬及び返還頭数	7	129
	犬の苦情処理件数	8	129
- 1) 健康ふくしま21県民健康づくり運動の推進	栄養改善・健康づくり事業指導報告	9	130
	特定給食施設状況	10	131
	管理栄養士・栄養士配置状況	11	131
	特定給食施設等個別指導結果	12	131
- 2) 生活習慣病予防の推進	公共施設の分煙化実態調査結果	13	132
- 3) 成人保健・職域保健の推進	老人保健事業実施状況	14	133 ~ 134
- 5) 歯科保健対策	幼児歯科健康診査の状況	15	135
- 6) 難病対策の推進	特定疾患医療受給者証所持者数	16	136
- 7) 感染症対策の推進	感染症法の類型と対象疾患	17	137
	ジフテリア、百日せき及び破傷風予防接種実施状況	18	138
	急性白髄炎(ポリオ)投与実施状況	19	139
	麻しん予防接種状況	20	139
	日本脳炎予防接種状況	21	140
	風しん予防接種状況	22	140
- 1) 医療提供体制の整備	管内医療機関等	23	141
	市町村別医師・歯科医師・薬剤師の数	24	142
- 8) 国民健康保険制度及び老人医療制度の安定的な運営の推進	老人医療費の概要	25	143

項 目	表 名	表番	頁
- 3) 保護援助を必要とする 女性への支援	女性相談の受付状況	26	144
	女性相談の主訴別受付状況	27	144
	配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数	28	144
- 4) 生活援護を必要とする 人への支援	被保護世帯数及び被保護人員の推移	29	145
	町村別、扶助別被保護世帯及び人員の状況	30	146
	生活保護開始の主たる要因	31	147
	生活保護廃止の主たる要因	32	147
	医療扶助人員の状況	33	148
	生活保護施設の利用状況	34	149
	町村別世帯類型別被保護世帯数	35	150
	就労形態別被保護世帯数	36	151
	扶助別保護費の推移	37	152
	市町村別民生・児童委員(主任児童委員)数	38	153
	民生・児童委員の町村別活動状況	39	154
- 2) 子育て支援環境づくり の推進	管内の児童数の推移	40	155
	児童手当支給状況	41	156
- 3) 子育て家庭の支援	家庭児童相談室における相談・指導状況	42	157
	母子世帯及び父子世帯数	43	158
	母子相談受付状況	44	159
	母子寡婦福祉資金貸付状況(平成17年度)	45	160
- 4) 子育てと仕事の両立支 援	保育所入所児童及び特別保育事業の実施状況(平成17年度)	46	161
	認可外保育施設の状況	47	162
- 5) 子どもの健全育成の推 進	放課後児童クラブの状況	48	163
- 7) 子どもの権利擁護の推 進	児童福祉施設への施設入所人員	49	164
	児童福祉施設別入所状況	50	165
- 4) 自立の支援と社会参加 の促進	精神障がい者の状況	51	166
	身体障がい児者(身障手帳所持者)の状況	52	167
	知的障がい児者(療育手帳所持者)の状況	53	168
- 6) 在宅福祉サービスの 充実	市町村における主な障がい者施策の実施状況	54	169

表1 水道施設等の状況

平成18年3月31日現在 単位：か所

市町村	用水供給事業	上水道	簡易水道	専用水道	簡易専用水道	準簡易専用水道	給水施設	規制対象外受水槽	計
白河市		3	4	9	66	61	5	38	186
西郷村	1	1		12	29	17	5	8	73
泉崎村		1			11	4		7	23
中島村			1		2				3
矢吹町		1		4	12	6	5	5	33
小計	1	6	5	25	120	88	15	58	318
棚倉町		1	3	3	17	8	2	5	39
矢祭町			2		2	3	4	5	16
塙町			4	7	3	3	4	9	30
鮫川村			2	1	2	1	5		11
小計	0	1	11	11	24	15	15	19	96
合計	1	7	16	36	144	103	30	77	414
延監視件数	1	12	25	44	18	3	31	13	147

表2 許可を要する食品関係営業施設違反・処分状況

平成18年3月31日現在

	営業施設数	営業許可施設数		廃業施設数	違反件数	処分件数						処分以外の措置件数		告発件数		調査監視指導件数	
		新規	継続			許可取消	営業禁止	営業停止	改善命令	廃棄命令	その他	説諭	その他	無許可	その他		
飲食店営業	一般食堂・レストラン等	1,078	68	129	74	6								6			338
	仕出し屋・弁当屋	104	9	11	3												118
	旅館	96		13	1												93
	その他	408	82	40	96												558
	臨時営業(再掲)		52		52												52
	(小計)	1,686	211	193	174	6								6			1,107
菓子製造業	203	29	24	27												350	
	季節営業(再掲)																
	臨時営業(再掲)		12		12												12
乳処理業																	
特別乳さく取処理業																	
乳製品製造業	1																
集乳業	1																
魚介類販売業	227	9	27	16													153
魚介類せり売り営業	2	1															11
魚肉ねり製品製造業																	
食品の冷凍又は冷蔵業	2			1													2
かん詰又はびん詰食品製造業	17	2	1														15
喫茶店営業	495	43	40	37													116
	季節営業(再掲)																
	臨時営業(再掲)		3		3												3
あん類製造業	2	1															4
アイスクリーム類製造業	22	1		3						1							25
乳類販売業	479	31	88	48													199
	季節営業(再掲)																
	臨時営業(再掲)		3		3												3
食肉処理業	7	1															7
食肉販売業	243	13	23	22										3			153
食肉製品製造業	5																11
乳酸菌飲料製造業																	
食用油脂製造業	3	1															6
マーガリン又はショートニング製造業																	
みそ製造業	38	4	3	2													17
醤油製造業	5																5
ソース類製造業	1																
酒類製造業	11		1														4
豆腐製造業	24	1	2		1												36
納豆製造業	5	1	1														7
めん類製造業	37	2	5														27
そうざい製造業	44	8	2	1	1												31
添加物製造業	1		1														1
清涼飲料水製造業	10	1	1	1													16
氷雪製造業	2																3
氷雪販売業	5		1														3
合計(17年度末)	3,578	360	413	332	8					1			9				2,309
16年度末	3,602	380	566	421	9			1		3			5				2,689
15年度末	3,643	355	558	410	1			1									1,875
14年度末	3,696	270	477	298	4			4		1							2,409
13年度末	3,726	319	291	282	3			1					2				3,013

表3 許可を要しない食品関係営業施設違反・処分状況

平成18年3月31日現在

	施設数年度末	違反件数	処分件数					処分以外の措置		告発件数		調査監視指導件数
			営業禁止	営業停止	改善命令	廃棄命令	その他	説諭	その他	無許可	その他	
集団給食施設	学校	25										51
	病院・診療所	12										23
	事業所	7										5
	その他	49										68
	(小計)	93										147
乳さく取業	80											
食品製造業	漬物製造業	43										23
	野菜類(漬物を除く)加工業	1										
	魚介類加工業											
	こんにゃく製造業	14										10
	その他	85	1					1				40
野菜果物販売業	305											244
そうざい販売業	205											145
菓子(パンを含む)販売業	1,590											279
食品販売業(上記以外)	670	1					1		1			390
添加物(法第7条第1項の規定により規格が定められたものを除く)の製造業												
添加物の販売業	103											72
氷雪採取業												
器具・容器包装・おもちゃの製造業又は販売業	162											212
合計(17年度末)	3,351	2					2		1			1,562
16年度末	3,355	1							1			1,922
15年度末	3,355											1,330
14年度末	3,378											2,255
13年度末	3,444											2,190

表4 環境衛生関係施設の年間監視指導状況(平成17年度)

分類	番号	区分 業種	年度末 現在 総施設数	許可認可 届出受理 施設数	許可認可 前及び 届出時の 調査指導 延件数	監視指導 延件数	無 届出 施設の 調査指導 延件数	可 出の 総監視 件数	+ + ÷ 1施設 り 監視率%	のうち 苦情処理 による 監視件数	行政処分																				
											違反 件数	説 諭 処 分	管 使 停 処	業 用 止 分	改 善 命 令																
営業 関係 施設	1	ホテル	26	2	2	23		25	96.2																						
	2	旅館	111	1	1	94		95	85.6																						
	3	簡易宿所	24			20		20	83.3																						
	4	下宿	1					0																							
	5	常設興行場	7			5		5	71.4																						
	6	その他の興行場						0																							
	7	普通公衆浴場						0																							
	8	その他の公衆浴場	54	3	3	62		65	120.4	1																					
	9	理容所	227	6	6	80		86	37.9	1																					
	10	美容所	281	17	17	77		94	33.5	1																					
	11	クリーニング所(一般)	33			32		32	97																						
	12	取次所	107	3	3	67		70	65.4																						
A 小計			871	32	32	460	0	492	56.5	3	0	0	0	0																	
飲料 水 施設	13	水道用水供給事業	1			1		1	100																						
	14	上水道	7			12		12	171.4																						
	15	簡易水道	16			25		25	156.3																						
	16	専用水道	36			44		44	122.2																						
	17	簡易専用水道	144	3	1	17		18	12.5						2																
	18	準簡易専用水道	103			3		3	2.9																						
	19	給水施設	30			31		31	103.3						3																
	20	井戸等				13		13																							
B 小計			337	3	1	146	0	147	43.6	0	0	0	0	0																	
その 他の 施設	21	火葬場	3			3		3	100						許可の 内訳 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th>区分</th> <th>新規</th> <th>変更</th> <th>廃止</th> </tr> <tr> <td>火葬場</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>墓地</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>納骨堂</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> 廃止には台帳整理した4件分を含む	区分	新規	変更	廃止	火葬場				墓地	2	6	6	納骨堂			
	区分	新規	変更	廃止																											
	火葬場																														
	墓地	2	6	6																											
	納骨堂																														
	22	墓地・納骨堂	602	10	10	16		26	4.3																						
	23	特定建築物	41			37		37	90.2																						
	24	ビル管理業登録業者	9	1	1	9		10	111.1																						
25	コインオペレーションクリーニング	16			16		16	100																							
26	無店舗取次店						0																								
27	一般プール	18			20		20	111.1	1																						
28	その他の水浴場						0																								
C 小計			689	11	11	101	0	112	16.3	1	0	0	0	0																	
その 他の	28	家庭用品関係				2		2																							
	29	家族こん虫						0																							
	30	住環境関係				2		2		2																					
	31	その他施設						0																							
D 小計						4		4		2	0	0	0	0																	
合計			1897	46	44	711	0	755	39.8	6	0	0	0	0																	

表5 「福島県やさしさマーク」施設

番号	分類	建築物等の名称	市町村	交付年度
1	医療施設	白河病院	白河市	平成5年度
2	医療施設	新白河中央病院	白河市	平成5年度
3	官公庁舎	福島県白河合同庁舎	白河市	平成5年度
4	医療施設	渡部病院	矢吹町	平成5年度
5	社会福祉施設等	福島県社会福祉事業団太陽の国病院	西郷村	平成6年度
6	文化施設	矢吹町図書館	矢吹町	平成6年度
7	官公庁舎	白河社会保険事務所	白河市	平成9年度
8	学校等	西郷村第二保育所	西郷村	平成10年度
9	物品販売業	コメリH&G東村店	白河市	平成10年度
10	社会福祉施設等	特別養護老人ホーム小峰苑	白河市	平成11年度
11	物品販売業	メガステージ白河ダイユースイト棟	白河市	平成11年度
12	物品販売業	メガステージ白河酒・やまや	白河市	平成11年度
13	物品販売業	メガステージ白河べる(ベビーチャイルドミルク)棟	白河市	平成11年度
14	物品販売業	メガステージ白河ユニクロ棟	白河市	平成11年度
15	物品販売業	メガステージ白河ヨークベニマル棟	白河市	平成11年度
16	物品販売業	メガステージ白河庄子デンキ(電撃倉庫)棟	白河市	平成11年度
17	物品販売業	メガステージ白河地元館(else)館	白河市	平成11年度
18	物品販売業	メガステージ白河マツモトキヨシ棟	白河市	平成11年度
19	医療施設	きたむら整形外科	矢吹町	平成12年度
20	理容・美容所	コワフュール ドゥー プレッジ	白河市	平成12年度
21	社会福祉施設等	白河市表郷福祉センター	白河市	平成12年度
22	文化施設	福島県文化財センター白河館	白河市	平成13年度
23	医療施設	だいらく歯科クリニック	白河市	平成13年度
24	社会福祉施設等	総合社会福祉施設太陽の国 太陽の国管理センター	西郷村	平成13年度
25	社会福祉施設等	総合社会福祉施設太陽の国 太陽の国厚生センター	西郷村	平成13年度
26	社会福祉施設等	総合社会福祉施設太陽の国 福島県勤労身体障害者体育館	西郷村	平成13年度
27	薬局	(有)隆矢薬局(あゆみ調剤薬局)	白河市	平成14年度
28	医療施設	らくらく医院	白河市	平成14年度
29	医療施設	福島県立矢吹病院	矢吹町	平成14年度
30	官公庁舎	福島県県南保健福祉事務所	白河市	平成14年度
31	社会福祉施設等	介護老人福祉施設寿恵園	棚倉町	平成15年度
32	官公庁舎	福島県県南保健福祉事務所棚倉支所	棚倉町	平成15年度

(出典：福島県やさしさマーク交付先一覧表)

表6 年度別畜犬登録及び狂犬病予防注射実施状況

市町村	登録頭数					狂犬病予防注射頭数					注射実施率(%)				
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
白河市	2,400	2,447	2,716	2,734	4,387	1,953	2,010	2,225	2,205	3,377	81.4%	82.1%	81.9%	80.7%	77.0%
表郷村	489	550	612	624	4,387	306	345	437	418	3,377	62.6%	62.7%	71.4%	67.0%	77.0%
東 村	480	566	523	533		294	349	374	427		61.3%	61.7%	71.5%	80.1%	
大信村	490	476	481	461		402	418	444	425		82.0%	87.8%	92.3%	92.2%	
西郷村	1,212	1,381	1,496	1,467		1,048	1,127	1,249	1,225		1,175	86.5%	81.6%	83.5%	
泉崎村	520	556	583	582	604	406	417	453	431	449	78.1%	75.0%	77.7%	74.1%	74.3%
中島村	386	420	454	478	483	280	308	357	348	349	72.5%	73.3%	78.6%	72.8%	72.3%
矢吹町	1,274	1,357	1,492	1,502	1,519	964	1,006	1,180	1,128	1,084	75.7%	74.1%	79.1%	75.1%	71.4%
棚倉町	792	905	960	964	945	573	656	713	749	772	72.3%	72.5%	74.3%	77.7%	81.7%
矢祭町	468	496	530	532	524	436	456	508	500	497	93.2%	91.9%	95.8%	94.0%	94.8%
塙 町	588	603	704	707	704	354	408	511	519	456	60.2%	67.7%	72.6%	73.4%	64.8%
鮫川村	360	388	402	427	455	272	282	307	318	311	75.6%	72.7%	76.4%	74.5%	68.4%
合 計	9,459	10,145	10,953	11,011	11,106	7,288	7,782	8,758	8,693	8,470	77.0%	76.7%	80.0%	78.9%	76.3%

表7 年度別捕獲犬及び返還頭数

市町村	捕獲頭数					返還頭数				
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
白河市	73	55	50	43	83	15	11	7	14	11
表郷村	5	4	22	7	83	0	0	0	0	11
東 村	14	26	10	9		1	0	3	0	
大信村	33	53	48	28		2	1	2	3	
西郷村	49	58	67	46		36	4	4	5	
泉崎村	15	18	11	9	16	1	2	2	1	1
中島村	12	13	16	6	8	1	0	0	0	0
矢吹町	73	57	61	36	43	4	2	4	5	2
棚倉町	12	26	11	8	14	0	3	2	0	2
矢祭町	13	7	17	16	10	1	0	1	0	0
塙 町	15	10	19	22	16	0	0	1	0	0
鮫川村	18	13	22	18	16	1	0	0	1	0
合 計	332	340	354	248	242	30	23	27	27	21

表8 犬の苦情処理件数

市町村	放し飼い	捨て犬	迷い犬	放浪犬	野犬	家畜田畑等の被害	咬傷等の危険性	臭気	啼声	脱糞	その他	合計
白河市	33	10	31	21	1	2	6	0	6	3	12	125
西郷村	2	2	15	12	3	3	0	0	0	0	1	38
泉崎村	3	4	0	2	0	0	2	0	0	0	0	11
中島村	0	1	4	2	0	1	0	0	0	0	1	9
矢吹町	4	4	4	10	0	1	1	0	0	0	0	24
棚倉町	2	3	2	6	0	0	1	0	0	0	3	17
矢祭町	2	1	6	3	0	0	0	0	0	0	3	15
塙 町	2	2	4	4	1	0	0	0	0	0	1	14
鮫川村	1	3	2	8	1	0	1	0	0	1	1	18
17年計	49	30	68	68	6	7	11	0	6	4	22	271
16年計	35	37	50	83	24	9	9	0	7	4	20	278
15年計	34	44	68	69	41	6	6	2	5	3	11	289
14年計	44	50	89	67	66	6	2	3	9	4	4	344
13年計	47	40	60	54	102	2	6	1	9	3	10	334

表9 栄養改善・健康づくり事業指導報告(平成17年度)

			個別指導延人数(対面・電話)					集団指導回数・延人数						
			栄養指導		運動指導	休養指導	その他	延人数計	指導回数	延人数計	(内 訳) 栄養指導	(内 訳) 運動指導	(内 訳) 休養指導	(内 訳) その他
				(再 掲) 訪問指導										
対象別	住民	妊産婦	0		0	0	0	0						
		乳幼児	1	1	0	0	0	1						
		20歳未満(乳幼児を除く)(地区組織等を含む)	0		0	0	0	0						
		20歳以上(妊産婦を除く)(地区組織等を含む)	4		0	0	73	77	11	576	15			561
	その他	市町村職員等	2		0	0	18	20	11	306				306
		給食施設関係者・食品業者等	247	207	0	0	9	256	8	370	370			
		学生・養成施設関係者・免許申請者・受験者等	0		0	0	1	1	5	10				10
小 計		254	208	0	0	101	355	35	1262	385	0	0	877	
事業別	専門栄養指導・食生活支援		1	1	0	0	0	1	1	15	15			
	一般健康教育・栄養指導		2		0	0	0	2	2	265				265
	国民健康・栄養調査等事業		0		0	0	0	0	0	0				
	特定給食施設等指導		173	173	0	0	0	173	8	370	370			
	食環境整備事業		38	34	0	0	16	54	0	0				
	市町村支援		2		0	0	16	18	11	306				306
	食生活改善推進員等地区組織育成・支援		0		0	0	9	9	8	296				296
	団体等育成・支援		0		0	0	0	0	0	0				
	学生実習等指導		0		0	0	2	2	5	10				10
	栄養士・管理栄養士養成施設指導		0		0	0	0	0	0	0				
	栄養士免許等・管理栄養士国家試験等事務指導		2		0	0	56	58	0	0				
	食品保健事務・表示指導		36		0	0	0	36	0	0				
	その他各種事業		0		0	0	2	2	0	0				
小 計		254	208	0	0	101	355	35	1262	385	0	0	877	

表10 特定給食施設状況(平成17年度)

給食施設の種類		特定給食施設			小規模特定給食施設
		指定特定給食施設	特定給食施設	計	
学校	25施設	0	25	25	0
病院	13施設	2	5	7	6
介護老人保健施設	3施設	0	3	3	0
老人福祉施設	10施設	0	4	4	6
社会福祉施設	12施設	1	1	2	10
保育所	23施設	0	13	13	10
事業所	30施設	1	17	18	12
計	116施設	4	18	72	44

指定特定給食施設: 病院等で1回300食以上又は1日750食以上供給する施設、それ以外の施設で1回500食以上又は1日1500食以上供給する施設

特定給食施設: 喫食者が特に指定され、かつ1回100食以上または1日250食以上の食事を6ヶ月以上継続的供給する施設

小規模特定給食施設: 喫食者が特に指定され、かつ1回20食以上または1日50食以上の食事を6ヶ月以上継続的供給する施設

表11 管理栄養士・栄養士配置状況(平成17年度)

施設区分	施設数	配置施設数 (配置率)	管理栄養士配置		管理栄養士・栄養士ども配置			栄養士のみ配置		栄養士未配置 施設数
			施設数	管理栄養士数	施設数	管理栄養士数	栄養士数	施設数	栄養士数	
特定給食施設	72	54(75.0%)	12	14	16	26	25	26	28	18(25.0%)
小規模特定給食施設	44	21(47.7%)	1	2	5	7	10	15	17	23(52.3%)
計	116	75(64.7%)	13	16	21	33	35	41	45	41(35.3%)

表12 特定給食施設等個別指導結果(平成17年度)

施設区分	施設数	A評価		B評価		C評価	
		施設数	%	施設数	%	施設数	%
特定給食施設	72	34	47.2	27	37.5	11	15.3
小規模特定給食施設	44	10	22.7	14	31.8	20	45.5
計	116	44	37.9	41	35.4	31	26.7

評価:平成17年度特定給食施設栄養管理指導票の指導項目

A評価:80%以上出来ている

B評価:79%~60%出来ている

C評価:59%以下

表13 公共施設の分煙化実態調査結果[市町村施設:平成17年11月1日現在]

	市役所・役場庁舎				市町村保健センター等				小学校(分校除く)					(小学校分校)					中学校					体育館等				
	数	庁舎内 終日全 面禁煙	空間 分煙	空間 分煙 なし	数	庁舎内 終日全 面禁煙	空間 分煙	空間 分煙 なし	小学 校数	敷地内 全面禁 煙	校舎内 全面禁 煙	空間 分煙	空間 分煙 なし	分校 数	敷地内 全面禁 煙	校舎内 全面禁 煙	空間 分煙	空間 分煙 なし	中学 校数	敷地内 全面禁 煙	校舎内 全面禁 煙	空間 分煙	空間 分煙 なし	体育館 等数	敷地内 全面禁 煙	校舎 内全 面禁 煙	空間 分煙	空間 分煙 なし
県南	白河市	1		1	1	1		9	9					0					5	5				7			7	
	西郷村	1		1	1	1		5	5					0					3	3				1			1	
	表郷村	1	1		1	1		1	1					0					1	1				1		1		
	東村	1		1	1		1	2	1	1				0					1			1		1				1
	泉崎村	1		1	1	1		2	1	1				0					1			1		1		1		
	中島村	1		1	1	1		2		2				0					1			1		3				3
	矢吹町	1		1	1	1		4	4					0					1	1				1	1			
	大信村	1		1	1	1		3	1	1	1			0					1			1		1				1
	棚倉町	1		1	1	1		5	5					0					1	1				1				1
	矢祭町	1		1	0			5	5					0					1	1				1		1		
	塙町	1		1	0			5		3	2			1		1			1			1		1	1			
鮫川村	1	1		1	1		2		2				0					1			1		1		1			
小計	12	2	5	5	10	9	1	0	45	32	10	3	0	1	0	1	0	0	18	12	1	5	0	20	2	4	8	6
百分率(%)	100.0	16.7	41.7	41.7	100.0	90.0	10.0	0.0	100.0	71.1	22.2	6.7	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	66.7	5.6	27.8	0.0	100.0	10.0	20.0	40.0	30.0
空間分煙率(%)	58.3				100				100.0					100					100.0					70.0				
前回調査 平成17年 5月1日現在	50.0%				100.0%				91.1%					100.0%					94.4%					33.3%				
福島県	62.5%				84.7%				(100.0% 68.5%)					(100.0% 84.6%)					(100.0% 65.4%)					(57.7% 4.7%)				
管内の空間分 煙率年次推移	市役所・役場庁舎				市町村保健センター等				小学校(分校除く)					(小学校分校)					中学校					体育館等				
平成13年 9月3日現在	窓口	50.0%	執務室	75.0%	窓口	100.0%	執務室	100.0%	校長室等 来客接待場所			66.2%		職員室等 職員使用場所			94.1%					-						
平成15年 5月1日現在	窓口	91.7%	執務室	91.7%	窓口	100.0%	執務室	100.0%	(100.0% 2.2%)			(100.0% 0.0%)		(100.0% 0.0%)			(100.0% 0.0%)					-						
平成15年 11月1日現在	58.3%				90.0%				(80.0% 22.2%)					(100.0% 0.0%)					(77.8% 27.8%)					-				
平成16年 5月1日現在	41.7%				100.0%				(93.3% 33.3%)					(100.0% 0.0%)					(94.4% 33.3%)					(42.9% 9.5%)				
平成16年 11月1日現在	58.3%				100.0%				(100.0% 44.5%)					(100.0% 0.0%)					(100.0% 38.9%)					(33.3% 9.5%)				

()内は敷地内全面禁煙率

(出典：公共施設における分煙化実態調査)

表14 老人保健事業実施状況

市町村	健康手帳交付		健康教育						家族介護健康 教育(延実施 回数)
	より ける こと が 受 け る 者	老人 保 健 法 に 左 記 以 外 の 者 で	個別健康教育(実人員)				集団健康教育		
			高 血 圧	糖 尿 病	高 脂 血 症	喫 煙	実 施 回 数	参 加 人 員 (延 人 員)	
白河市	101	989	16	28	44	17	252	4,403	
(白河市)	84	732		10	15	11	112	2,346	
(表郷村)	8	98	4		2	6	64	798	
(東村)	6	117		11	18		17	169	
(大信村)	3	42	12	7	9		59	1,090	
西郷村		800					80	2,323	
泉崎村					5		152	1,998	
中島村	15	1					22	262	
矢吹町	75	226		8			18	234	
棚倉町	94	151		12			59	1,141	6
矢祭町	23	48					12	830	
塙町	11	9			9		65	2,886	
鮫川村		93		3	3	1	56	1,170	
計	319	2,317	16	51	61	18	716	15,247	6

市町村	健康相談				健康診査							
	重点健康相談		総合健康相談		介 護 家 族 健 康 相 談 回 数 (延 実 施 回 数)	基本健康診査(実人員)			受 診 率 基 本 健 康 診 査 (%)	歯 周 疾 患 検 査	骨 粗 鬆 症 検 査	健 康 度 評 価 事 業
	開 催 回 数	参 加 人 員 (延 人 員)	開 催 回 数	参 加 人 員 (延 人 員)		集 団	医 療 機 関 委 託	訪 問				
白河市	83	1,115	275	6,453		5,957	579		34.6	47	162	66
(白河市)	50	663	153	5,018		3,085	579		25.9		74	17
(表郷村)	9	134	5	96		1,327			60.4	30	31	49
(東村)	18	198	76	689		946			68.3	3	28	
(大信村)	6	120	41	650		599			51.2	14	29	
西郷村	34	829	103	2,706		2,167			64.8		15	
泉崎村	7	154	24	308		819	41		68.8		12	
中島村	4	41	17	158		752	114		64.8	4	31	61
矢吹町			62	974		2,679	170		64.2		51	
棚倉町	10	96	19	241	2	2,716			48.6	40	132	
矢祭町			12	1,473		1,473			59.0	1	16	
塙町	34	297	41	351		2,351			72.0		49	
鮫川村	34	416				1,025			36.8	4	26	182
計	206	2,948	553	12,664	2	19,939	904	0	51.2	96	494	309

市町村	機能訓練A型		機能訓練B型 (延実施回数)	訪問指導	
	実 施 回 数 (延)	参 加 人 員 (美)		被 指 導 実 人 員	被 指 導 延 人 員
白河市			53	818	897
(白河市)			39	273	292
(表郷村)				78	86
(東村)			5	374	400
(大信村)			9	93	119
西郷村	87	12		140	140
泉崎村				148	171
中島村	40	16	20	124	153
矢吹町			62	65	65
棚倉町			9	176	200
矢祭町				36	55
塙町				160	164
鮫川村			96	68	68
計	127	28	240	1,735	1,913

市町村	肝炎ウイルス検診			
	節目検診		節目外検診	
	委 託 機 関 方 式	集 団 方 式	委 託 機 関 方 式	集 団 方 式
白河市	19	616	16	129
(白河市)	19	286	16	12
(表郷村)		177		35
(東村)		79		7
(大信村)		74		75
西郷村		191		6
泉崎村	7	121	2	
中島村	26	73		58
矢吹町	21	355		25
棚倉町		373		14
矢祭町		173		15
塙町		218		53
鮫川村		31		43
計	73	2,151	18	343

(出典：平成17年度保健事業等負担金実績報告)

ただし、介護家族健康教育・介護家族健康相談・機能訓練B型のデータについては「介護予防・地域支え合い事業」と一体的に実施しているため、「平成17年度在宅福祉事業実績報告」による

がん検診実施状況

市町村	胃がん		子宮がん				肺がん			
	(胃部X線)		頸部がん		体部がん		胸部X線		喀痰細胞診	
	集団	施設	集団	施設	集団	施設	集団	施設	集団	施設
白河市										
(白河市)										
(表郷村)										
(東村)										
(大信村)										
西郷村										
泉崎村										
中島村		(ドッグ)					(ドッグ)			
矢吹町										
棚倉町										
矢祭町										
埴町										
鮫川村										
計	9	4	9	7	0	1	9	2	8	0

市町村	乳がん			大腸がん		前立腺がん		
	視触診のみ	マンモ+視 触診	集団	施設	集団	施設	集団	施設
白河市								
(白河市)								
(表郷村)								
(東村)								
(大信村)								
西郷村								
泉崎村								
中島村					(ドッグ)	(ドッグ)		
矢吹町								
棚倉町								
矢祭町								
埴町								
鮫川村								
計	4	9	9	3	9	3	3	1

(出典：平成17年度健康診査等実施状況報告)
実施ありは で記す

表15 幼児歯科健康診査の状況

1歳6か月児う歯有病者率年次推移 (%)

	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
白河市	7.8	6.8	6.7	8.6	6.9
表郷村	5.9	4.7	4.3	2.0	
東村	0.0	5.4	6.8	3.0	
大信村	2.3	1.9	0.0	1.9	
西郷村	6.9	5.6	7.5	2.2	
泉崎村	6.3	1.9	5.4	4.2	8.9
中島村	3.9	3.6	4.4	2.2	4.7
矢吹町	5.5	6.9	7.2	9.0	3.8
棚倉町	1.8	4.8	6.7	9.0	7.5
矢祭町	11.9	21.2	11.1	6.3	8.9
塙町	1.0	6.1	5.6	3.6	8.0
鮫川村	14.8	5.7	8.8	3.1	7.9
県南管内	5.7	6.2	6.6	6.1	6.6
県平均	5.2	5.4	5.0	4.6	
全国	4.0	3.7	3.4		

1歳6か月児一人平均う歯数年次推移(本)

	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
白河市	0.22	0.22	0.20	0.31	0.19
表郷村	0.21	0.16	0.11	0.08	
東村	0.00	0.07	0.31	0.09	
大信村	0.02	0.07	0.00	0.04	
西郷村	0.18	0.17	0.31	0.05	
泉崎村	0.16	0.04	0.05	0.14	0.20
中島村	0.08	0.05	0.06	0.17	0.05
矢吹町	0.23	0.23	0.18	0.25	0.10
棚倉町	0.05	0.12	0.17	0.28	0.20
矢祭町	0.38	0.92	0.28	0.19	0.25
塙町	0.02	0.20	0.26	0.06	0.19
鮫川村	0.67	0.11	0.38	0.06	0.18
県南管内	0.19	0.20	0.21	0.20	0.15
県平均	0.16	0.16	0.15	0.15	
全国	0.12	0.12	0.11		

3歳児う歯有病者率年次推移 (%)

	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
白河市	42.9	47.6	43.8	44.8	39.8
表郷村	43.5	48.5	44.8	50.8	
東村	48.5	43.6	43.6	38.9	
大信村	46.5	44.0	22.7	31.7	
西郷村	39.9	47.3	44.2	32.2	
泉崎村	56.9	54.8	53.1	58.5	47.6
中島村	50.0	32.2	36.1	40.7	40.8
矢吹町	54.7	57.0	51.0	45.4	41.3
棚倉町	47.5	36.4	38.3	42.0	43.4
矢祭町	71.7	66.1	64.3	55.6	54.9
塙町	40.9	64.6	66.6	63.4	49.3
鮫川村	41.2	63.2	56.4	64.7	68.6
県南管内	48.7	50.4	45.7	44.6	46.2
県平均	46.1	45.2	44.8	43.3	
全国	33.7	32.3	31.3		

3歳児一人平均う歯数年次推移(本)

	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
白河市	2.1	2.3	2.1	2.1	1.7
表郷村	2.4	2.5	2.8	2.8	
東村	1.9	1.4	2.1	1.1	
大信村	2.0	1.9	1.1	1.2	
西郷村	1.9	2.0	2.0	1.6	
泉崎村	3.1	3.4	2.7	2.7	2.5
中島村	2.7	1.6	1.6	1.7	1.6
矢吹町	3.0	3.3	2.4	2.1	2.1
棚倉町	1.9	1.4	1.9	1.8	1.9
矢祭町	4.4	4.3	3.5	3.2	3.6
塙町	2.8	3.1	3.2	3.3	2.9
鮫川村	2.3	2.9	3.0	3.1	3.2
県南管内	2.5	2.5	2.2	2.1	2.3
県平均	2.3	2.3	2.2	2.1	
全国	1.5	1.4	1.3		

(出典：福島県歯科保健情報システム)

表16 特定疾患医療受給者証所持者数

平成18年3月31日現在

NO	病名	白河市	西郷村	泉崎村	中島村	矢吹町	棚倉町	矢祭町	塙町	鮫川村	計
1	パーチェット病	11	3 (1)		1	4	3 (1)	1	1 (1)		24(3)
2	多発性硬化症	5	1			2			2	1	11
3	重症筋無力症	3 (1)	2			3	1	1			10(1)
4	全身性エリテマトーデス	18	6	1	2	7 (1)	6	5	3	2	50(1)
5	スモン									1	1
6	再生不良性貧血	5 (1)	2			3		2		1	13(1)
7	サルコイドーシス	7 (1)	4 (1)	1			2	2	1		17(2)
8	筋萎縮性側索硬化症	4	1		1	1					7
9	強皮症・皮膚筋炎および多発性筋炎	13 (7)	5 (2)	1 (1)	1	6 (1)	2		1	3	32(5)
10	特発性血小板減少性紫斑病	13 (3)	2 (1)	(2)	1 (2)	2 (1)	5	2	1		26(14)
11	結節性動脈周囲炎								1		1
12	潰瘍性大腸炎	44 (3)	11 (1)	1	2	10	4 (1)	3	5	2	82(5)
13	大動脈炎症候群	3					1		1		5
14	ピュルガー病	4	3	1		1		1			10
15	天疱瘡	2		1		1	2		1		7
16	脊髄小脳変性症	9	1		1	3	3	1	1		19
17	クローン病	8 (1)	2	1	1	2			1		15(1)
18	難治性の肝炎のうち劇性肝炎										
19	悪性関節リウマチ	1			1	1		1	1		5
20	パーキンソン病	28	7	6	3	11	9	1	6	4	74
21	アミロイドーシス										
22	後縦靱帯骨化症	16		1		1		1		1	20
23	ハンチントン舞踏病										
24	モヤモヤ病(ウイルス動脈輪閉塞症)	9	1	3				2			15
25	ウエゲナー肉芽腫症		1	1							2
26	特発性拡張型(うっ血型)心筋症	9	1		1	2	2	1	4	1	21
27	多系統萎縮症	5	1	2			1		1		10
28	表皮水疱症(接合部型及び栄養障害型)										
29	膿疱性乾癬						1		1		2
30	広範脊柱管狭窄症										
31	原発性胆汁性肝硬変	7	1			1	2		1	2	14
32	重症急性膵炎										
33	特発性大腿骨頭壊死症	6	3		1	1	1	2	1	1	16
34	混合性結合組織病	2	2	1		1	1				7
35	原発性免疫不全症候群		1								1
36	特発性間質性肺炎	3							1		4
37	網膜色素変性症	18	8	1		5	3	3	4		42
38	プリオン病										
39	原発性肺高血圧症	2					1				3
40	神経線維腫症	2				1					3
41	亜急性硬化性全脳炎										
42	バッド・キアリ症候群										
43	特発性慢性肺血栓塞栓症(肺高血圧型)		1								1
44	ライゾーム病(ファブリー病含む)	3									3
45	副腎白質ジストロフィー					1					1
	計	258(14)	71 (6)	22 (3)	16 (2)	69 (4)	50 (2)	29	39 (1)	20	574(32)

() は軽快者登録者

は軽快者基準対象疾患 19疾患

表17 感染症法の類型と対象疾患

分類	対 象 疾 病
一類感染症 (7疾病)	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群(SARS)、痘そう、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱
二類感染症 (6疾病)	急性灰白髄炎、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス、パラチフス
三類感染症	腸管出血性大腸菌感染症
四類感染症 (30疾病)	E型肝炎、ウエストナイル熱、A型肝炎、エキノコックス症、黄熱、オウム病、回帰熱、Q熱、狂犬病、高病原性鳥インフルエンザ、コクシジオイデス症、サル痘、腎症候性出血熱、炭疽、つつが虫病、デング熱、ニパウイルス感染症、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、ブルセラ症、発しんチフス、ポツリヌス症、マラリア、野兔病、ライム病、リッサウイルス感染症、レジオネラ症、レプトスピラ症
五類感染症 (全数把握) (14疾病)	アメーバ赤痢、ウイルス性肝炎(A型・E型を除く)、急性脳炎(ウエストナイル脳炎及び日本脳炎を除く)、クリプトスポリジウム症、クロイツフェルト・ヤコブ病、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、後天性免疫不全症候群、ジアルジア症、髄膜炎菌性髄膜炎、先天性風しん症候群、梅毒、破傷風、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症
(定点把握) (28疾病)	RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、感染性胃腸炎、水痘、手足口病、伝染性紅斑、突発性発しん、百日咳、風しん、ヘルパンギーナ、麻しん、流行性耳下腺炎、インフルエンザ(高病原性鳥インフルエンザを除く)、急性出血性結膜炎、流行性角結膜炎、性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、淋菌感染症、クラミジア肺炎、細菌性髄膜炎、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、マイコプラズマ肺炎、成人麻しん、無菌性髄膜炎、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、薬剤耐性緑膿菌感染症

表18 ジフテリア、百日せき及び破傷風予防接種実施状況(平成17年度)

単位：人

市町村名	1 期 初 回									1 期 追 加			2 期		
	1回			2回			3回			対象者数	接種者数	接種率	対象者数	接種者数	接種率
	対象者数	接種者数	接種率	対象者数	接種者数	接種率	対象者数	接種者数	接種率						
白河市	577	493	85.4%	577	437	75.7%	577	368	63.8%	640	213	33.3%	708	169	23.9%
西郷村	171	133	77.8%	171	129	75.4%	171	123	71.9%	208	48	23.1%	231	114	49.4%
泉崎村	56	52	92.9%	56	41	73.2%	56	32	57.1%	51	14	27.5%	89	1	1.1%
中島村	41	41	100.0%	41	36	87.8%	41	30	73.2%	48	17	35.4%	64	36	56.3%
矢吹町	156	109	69.9%	156	88	56.4%	156	88	56.4%	138	49	35.5%	180	99	55.0%
棚倉町	163	140	85.9%	163	125	76.7%	163	99	60.7%	145	52	35.9%	157	59	37.6%
矢祭町	51	35	68.6%	51	36	70.6%	51	26	51.0%	48	12	25.0%	77	19	24.7%
塙町	74	22	29.7%	74	21	28.4%	74	15	20.3%	88	3	3.4%	116	60	51.7%
鮫川村	23	17	73.9%	23	18	78.3%	23	14	60.9%	37	8	21.6%	54	11	20.4%
合計	1,312	1,042	79.4%	1,312	931	71.0%	1,312	795	60.6%	1,403	416	29.7%	1,676	568	33.9%

(出典：予防接種実施状況調査)

表19 急性灰白髄炎予防接種実施状況(平成17年度)

単位：人

市町村名	1回			2回		
	対象者数	接種者数	接種率	対象者数	接種者数	接種率
白河市	577	518	89.8%	577	161	27.9%
西郷村	171	176	102.9%	171	76	44.4%
泉崎村	56	46	82.1%	56	14	25.0%
中島村	41	39	95.1%	41	5	12.2%
矢吹町	156	115	73.7%	156	52	33.3%
棚倉町	163	103	63.2%	163	52	31.9%
矢祭町	51	10	19.6%	51	2	3.9%
塙町	74	56	75.7%	74	35	47.3%
鮫川村	23	16	69.6%	23	11	47.8%
合計	1,312	1,079	82.2%	1,312	408	31.1%

(出典：予防接種実施状況調査)

表20 麻疹予防接種実施状況(平成17年度)

単位：人

市町村名	対象者数	接種者数	接種率
白河市	640	526	82.2%
西郷村	208	156	75.0%
泉崎村	51	54	105.9%
中島村	48	38	79.2%
矢吹町	138	98	71.0%
棚倉町	145	132	91.0%
矢祭町	48	32	66.7%
塙町	88	65	73.9%
鮫川村	37	13	35.1%
合計	1,403	1,114	79.4%

(出典：予防接種実施状況調査)

表21 日本脳炎予防接種実施状況(平成17年度)

単位：人

市町村名	1期								
	1回			2回			追加		
	対象者数	接種者数	接種率	対象者数	接種者数	接種率	対象者数	接種者数	接種率
白河市	638	76	11.9%	638	63	9.9%	684	39	5.7%
西郷村	218	22	10.1%	218	20	9.2%	228	19	8.3%
泉崎村	89	4	4.5%	89	8	9.0%	62	3	4.8%
中島村	54	9	16.7%	54	5	9.3%	55	5	9.1%
矢吹町	186	23	12.4%	186	13	7.0%	173	15	8.7%
棚倉町	134	19	14.2%	134	15	11.2%	176	5	2.8%
矢祭町	56	0	0.0%	56	0	0.0%	48	1	2.1%
塙町	82	13	15.9%	82	5	6.1%	77	4	5.2%
鮫川村	35	2	5.7%	35	0	0.0%	38	1	2.6%
合計	1,492	168	11.3%	1,492	129	8.6%	1,541	92	6.0%

市町村名	2期			3期		
	対象者数	接種者数	接種率	対象者数	接種者数	接種率
白河市	712	75	10.5%	771	27	3.5%
西郷村	237	29	12.2%	225	7	3.1%
泉崎村	64	0	0.0%	70	65	92.9%
中島村	75	0	0.0%	57	0	0.0%
矢吹町	183	27	14.8%	183	8	4.4%
棚倉町	185	18	9.7%	175	2	1.1%
矢祭町	70	0	0.0%	87	0	0.0%
塙町	105	27	25.7%	118	18	15.3%
鮫川村	40	12	30.0%	62	3	4.8%
合計	1,671	188	11.3%	1,748	130	7.4%

(出典：予防接種実施状況調査)

表22 風しん予防接種実施状況(平成17年度)

単位：人

市町村名	対象者数	接種者数	接種率
白河市	640	551	86.1%
西郷村	208	163	78.4%
泉崎村	51	53	103.9%
中島村	48	41	85.4%
矢吹町	138	94	68.1%
棚倉町	145	126	86.9%
矢祭町	48	31	64.6%
塙町	88	48	54.5%
鮫川村	37	12	32.4%
合計	1,403	1,119	79.8%

(出典：予防接種実施状況調査)

表23 管内医療機関等

(平成18年3月31日現在)

市町村名	病院	種別別病床数					診療所	歯科診療所	施術所	歯科技工所	備考
		一般	療養	精神	感染症	結核					
白河市	4	756	93	0	4	25	57	33	41	4	
西郷村	1	21					8	5	13	1	
泉崎村	1	34	36				1	3	3	1	
中島村							2	3		1	
矢吹町	4	131	183	444			9	9	11	5	
棚倉町	1	16	40				11	8	17	1	
矢祭町							4	2	3		
埴町	2	179	34	124			3	4	8		
鮫川村							3	1		1	
計	13	1,137	386	568	4	25	98	68	96	14	
16年度	13	1,179	344	568	4	37	98	70	97	13	
15年度	14	1,179	344	658	4	37	96	68	94	12	

表24 市町村別医師・歯科医師・薬剤師の数
市町村別医師・歯科医師・薬剤師数、人口10万対

	平成12年					
	実数			人口10万対		
	医師	歯科医師	薬剤師	医師	歯科医師	薬剤師
総数	208	88	188	134.2	56.8	121.3
白河市	117	37	107	245.4	77.6	224.4
西郷村	10	6	15	53.6	32.2	80.5
表郷村	2	4	1	26.8	53.6	13.4
東村	1	2	2	16.6	33.3	33.3
泉崎村	3	4	6	44.0	58.6	87.9
中島村	1	4	0	19.0	75.8	0
矢吹町	32	11	28	169.4	58.2	148.2
大信村	2	2	3	40.9	40.9	61.4
棚倉町	14	8	10	85.5	48.9	61.1
矢祭町	2	3	1	28.3	42.5	14.2
塙町	22	6	15	194.8	53.1	132.8
鮫川村	2	1	0	43.5	21.7	0

	平成14年						平成16年					
	実数			人口10万対			実数			人口10万対		
	医師	歯科医師	薬剤師	医師	歯科医師	薬剤師	医師	歯科医師	薬剤師	医師	歯科医師	薬剤師
総数	205	91	172	132.0	58.6	110.7	199	92	172			
白河市	118	38	99	244.7	78.8	205.3	123	36	99			
西郷村	10	6	13	52.7	31.6	68.5	8	7	15			
表郷村	1	3	1	13.5	40.6	13.5	-	3	1			
東村	1	2	2	16.5	33.1	33.1	1	3	2			
泉崎村	2	4	5	29.1	58.1	72.1	3	4	3			
中島村	1	5	0	18.8	94.0	0	1	4	-			
矢吹町	30	12	25	159.0	63.6	132.5	24	11	24			
大信村	2	1	3	41.2	20.6	61.8	2	2	3			
棚倉町	13	9	9	80.4	55.6	55.6	11	11	10			
矢祭町	3	3	1	42.8	42.8	14.3	2	3	1			
塙町	22	7	13	198.8	63.2	117.4	22	7	13			
鮫川村	2	1	1	44.5	22.3	22.3	2	1	1			

医師・歯科医師・薬剤師(人口10万対)管内、県、全国比較

年次	医師			歯科医師			薬剤師		
	管内	県	全国	管内	県	全国	管内	県	全国
平成12年	134.2	173.3	201.5	56.8	61.8	71.6	121.3	140.2	171.3
平成14年	132.0	177.7	206.1	58.6	61.3	72.9	110.7	140.7	180.3
平成16年		178.1	211.7		63.5	74.6		145.2	189

(出典:厚生労働省の統計データベース)

表25 老人医療費の概要

市町村名	年度	人口 4/1現在	65歳以上 の人口	老年 人口率	受給者	受給者		老人医療費 給付額(千円)	1人当たり 老人医療費(円)
						国保受給者	国保割合		
白河市(H13 ~H16は旧 白河市)	17	66,082	13,706	20.7	8,255	6,243	75.6	5,613,832	744,540
	16	48,050	9,304	19.4	5,743	4,571	79.6	3,991,780	761,501
	15	48,026	9,155	19.1	5,955	4,720	79.3	4,021,462	739,622
	14	48,291	8,956	18.5	5,960	4,734	79.4	3,942,894	723,589
	13	47,983	8,753	18.2	5,901	4,615	78.2	3,813,541	702,920
(表郷村)	16	7,252	1,833	25.3	1,170	785	67.1	694,184	656,717
	15	7,342	1,815	24.7	1,220	805	66.0	689,659	632,562
	14	7,372	1,800	24.4	1,246	814	65.3	662,541	582,487
	13	7,428	1,612	21.7	1,150	735	63.9	624,272	587,932
(東村)	16	5,996	1,336	22.3	959	657	68.5	643,432	735,164
	15	6,034	1,335	22.1	1,001	683	68.2	632,085	742,860
	14	6,036	1,329	22.0	1,041	695	66.8	651,317	691,985
	13	6,011	1,276	21.2	982	664	67.6	640,821	706,866
(大信村)	16	4,798	1,121	23.4	765	480	62.7	444,750	638,498
	15	4,798	1,104	23.0	791	501	63.3	423,618	589,814
	14	4,805	1,082	22.5	809	504	62.3	478,798	647,450
	13	5,001	1,061	21.2	781	468	59.9	461,895	641,717
西郷村	17	19,505	3,228	16.5	1,937	1,395	72.0	1,235,803	696,627
	16	19,390	3,190	16.5	2,094	1,509	72.1	1,307,810	682,212
	15	19,310	3,126	16.2	2,091	1,502	71.8	1,282,244	670,005
	14	19,042	3,044	16.0	2,145	1,514	70.6	1,326,876	676,971
	13	18,911	2,991	15.8	2,108	1,443	68.5	1,195,023	617,239
泉崎村	17	6,882	1,482	21.5	920	647	70.3	594,318	787,914
	16	6,889	1,474	21.4	959	658	68.6	546,904	642,684
	15	6,874	1,466	21.3	1,007	674	66.9	620,098	680,894
	14	6,882	1,447	21.0	1,039	693	66.7	620,917	700,248
	13	6,879	1,378	20.0	981	616	62.8	662,454	741,707
中島村	17	5,308	1,099	20.7	692	457	66.0	451,240	716,367
	16	5,323	1,102	20.7	731	483	66.1	465,781	697,742
	15	5,304	1,093	20.6	760	503	66.2	431,210	626,976
	14	5,324	1,080	20.3	785	519	66.1	482,302	676,813
	13	5,317	1,001	18.8	716	454	63.4	413,825	629,648
矢吹町	17	18,675	4,100	22.0	2,293	1,719	75.0	1,715,943	827,372
	16	18,704	4,058	21.7	2,444	1,801	73.7	1,655,471	754,960
	15	18,813	3,955	21.0	2,504	1,843	73.6	1,710,136	759,306
	14	18,836	3,842	20.4	2,531	1,883	74.4	1,644,563	735,950
	13	18,893	3,590	19.0	2,359	1,669	70.8	1,640,211	754,061
棚倉町	17	15,872	3,717	23.4	2,362	1,662	70.4	1,470,173	686,470
	16	15,882	3,712	23.4	2,473	1,753	70.9	1,486,335	662,705
	15	15,962	3,709	23.2	2,595	1,830	70.5	1,586,087	681,030
	14	16,049	3,680	22.9	2,502	1,700	67.9	1,443,237	636,355
	13	16,605	3,413	20.6	2,519	1,678	66.6	1,375,285	596,506
矢祭町	17	6,769	2,054	30.3	1,350	886	65.6	665,993	543,422
	16	6,783	2,040	30.1	1,421	940	66.2	695,416	538,956
	15	6,878	2,045	29.7	1,472	984	66.8	740,895	552,569
	14	6,950	2,048	29.5	1,522	1,009	66.3	717,369	517,909
	13	7,185	1,993	27.7	1,468	924	62.9	735,859	539,744
埴町	17	10,665	3,134	29.4	1,925	1,338	69.5	1,081,461	615,040
	16	10,696	3,135	29.3	2,024	1,405	69.4	1,047,905	662,705
	15	10,807	3,118	28.9	2,115	1,473	69.6	1,106,276	573,937
	14	10,967	3,073	28.0	2,148	1,484	69.1	1,088,703	557,558
	13	11,418	2,861	25.1	2,048	1,356	66.2	1,024,411	548,684
鮫川村	17	4,345	1,294	29.8	867	584	67.4	506,297	640,171
	16	4,397	1,288	29.3	898	596	66.4	454,372	553,256
	15	4,450	1,284	28.9	936	627	67.0	491,786	576,528
	14	4,479	1,269	28.3	957	640	66.9	503,711	576,471
	13	4,700	1,243	26.4	931	608	65.3	500,720	587,113
管内	17	154,103	33,814	21.9	20,601	14,931	72.5	13,335,060	713,917
	16	154,160	33,593	21.8	21,681	15,638	72.1	13,434,140	682,253
	15	154,598	33,205	21.5	22,447	16,145	71.9	13,735,556	676,479
	14	155,033	32,650	21.1	22,685	16,189	71.4	13,563,228	643,649
	13	155,423	30,547	19.7	21,944	14,876	67.8	13,042,383	657,119
福島県	16	2,096,406	469,125	22.4	300,687	226,137	75.2	198,297,168	719,773
	15	2,105,267	463,497	22.0	313,852	233,991	74.6	200,932,622	705,454
	14	2,111,866	458,005	21.7	323,543	238,016	73.6	202,134,628	686,141

平成17年人口は平成17年9月1日現在 (出典：平成17年度老人医療給付費事業状況報告書)
 なお、白河市の平成17年人口には、旧表郷村、旧東村、旧大信村を含みます。

表26 女性相談の受付状況

(平成17年度)

内訳 経路	来 所			訪 問			電 話			その他 (手紙等)			受付件数計		
	新規	再来	小計	新規	再来	小計	新規	再来	小計	新規	再来	小計	新規	再来	計
本人	25	38	63	8	4	12	15	58	73	-	-	-	48	100	148
その他	1	2	3	5	2	7	5	37	42	-	-	-	11	41	52
計	26	40	66	13	6	19	20	95	115	-	-	-	59	141	200

巡回相談 8 件を含む。

表27 女性相談の主訴別受付状況

(平成17年度)

主 訴	本人の問題				家庭の問題				その他	計
	生活・借金 等	病気 等	住居・男女 等	その他	夫等	子ども	その他の 親族	その他		
受付件数	3	5	3	13	161	11	0	4	0	200
%	1.5	2.5	1.5	6.5	80.5	5.5	0.0	2.0	0.0	100.0

表 28 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数

(平成17年度)

相談の種類	件数	被害者の年齢							加害者との関係			
		20歳 未満	20歳 代	30歳 代	40歳 代	50歳 代	60歳 以上	不明	配偶者			うち離 婚済 み
									届出 あり	届出 なし	不明	
来 所	44		16	15	9	4			39	1		4
電 話	52		10	23	14	4	1		49	2		1
その他	2		1	1					2			
計	98	0	27	39	23	8	1	0	90	3		5

(注) 本表は、県南保健福祉事務所が配偶者暴力相談支援センターとして受け付けた相談件数で、内容にDVを含むものの延件数です。

表 29 被保護世帯数及び被保護人員の推移(平成8～17年度・月平均値)

区 分	国 の 推 移			県 の 推 移			管 内 の 推 移		
	被保護世帯数	被保護人員	保護率(%)	被保護世帯数	被保護人員	保護率(%)	被保護世帯数	被保護人員	保護率(%)
平成 8 年度	613,106	887,450	7.1	6,233	8,826	4.1	236	349	3.2
平成 9 年度	631,488	905,589	7.2	6,468	9,068	4.2	235	336	3.1
平成10年度	663,060	946,994	7.5	6,814	9,532	4.5	260	355	3.3
平成11年度	704,055	1,004,472	7.9	7,214	10,168	4.8	268	368	3.4
平成12年度	751,303	1,072,241	8.4	7,757	10,970	5.1	284	392	3.6
平成13年度	805,169	1,148,088	9.0	8,332	11,709	5.5	301	409	3.8
平成14年度	870,931	1,242,723	9.7	8,944	12,617	6.0	328	436	4.1
平成15年度	941,270	1,344,327	10.5	9,561	13,531	6.4	342	453	4.2
平成16年度	998,882	1,423,385	11.1	10,090	14,259	6.8	377	504	4.7
平成17年度		(未公表)		10,483	14,697	7.0	374	503	5.1

(出典：福祉行政報告例) 管内 = 西白河郡及び東白川郡

表30 町村別、扶助別被保護世帯及び人員の状況(平成15～17年度・()は月平均値)

区 分	被保護者数		扶 助 別 延 世 帯 ・ 延 人 数														保護率 (%)
	延世帯	延人数	生活扶助		住宅扶助		教育扶助		介護扶助		医療扶助		その他		合 計		
			世 帯	人 数	世 帯	人 数	世 帯	人 数	世 帯	人 数	世 帯	人 数	世 帯	人 数	世 帯	人 数	
平成15年度 合 計	(342) 4,105	(453) 5,433	(264) 3,163	(372) 4,467	(168) 2,016	(242) 2,905	(19) 224	(30) 356	(39) 473	(39) 473	(310) 3,719	(384) 4,610	(0) 6	(0) 6	(800) 9,601	(1,068) 12,817	4.3
平成16年度 合 計	(377) 4,515	(504) 6,049	(301) 3,613	(427) 5,119	(195) 2,339	(283) 3,398	(20) 240	(32) 381	(48) 580	(48) 580	(338) 4,056	(425) 5,100	(2) 18	(2) 18	(904) 10,846	(1,216) 14,596	4.7
平成17年度 合 計	(374) 4,489	(503) 6,028	(308) 3,697	(432) 5,187	(205) 2,459	(303) 3,641	(21) 253	(33) 401	(55) 659	(55) 665	(350) 4,195	(443) 5,317	(5) 65	(6) 71	(944) 11,328	(1,274) 15,282	5.1
西郷村	(52) 626	(79) 945	(39) 468	(64) 771	(24) 293	(46) 550	(4) 47	(6) 71	(12) 139	(12) 144	(46) 547	(63) 751	(1) 9	(1) 9	(125) 1,503	(191) 2,296	4.1
表郷村	(12) 152	(17) 210	(12) 142	(16) 197	(7) 81	(9) 104	(0) 0	(0) 0	(3) 35	(3) 35	(12) 147	(16) 189	(0) 0	(0) 0	(34) 405	(44) 525	4.2
東 村	(5) 63	(6) 77	(3) 35	(4) 49	(2) 21	(2) 21	(0) 0	(0) 0	(1) 7	(1) 7	(5) 63	(6) 77	(0) 0	(0) 0	(11) 126	(13) 154	1.8
泉崎村	(14) 168	(23) 279	(10) 124	(20) 235	(4) 52	(10) 121	(1) 15	(4) 51	(2) 26	(2) 26	(12) 148	(21) 250	(0) 0	(0) 0	(30) 365	(57) 683	3.4
中島村	(7) 81	(7) 81	(6) 75	(6) 75	(3) 36	(3) 36	(0) 0	(0) 0	(1) 16	(1) 16	(7) 78	(7) 78	(0) 0	(0) 0	(17) 205	(17) 205	1.4
矢吹町	(107) 1,286	(144) 1,725	(88) 1,059	(123) 1,480	(67) 808	(99) 1,184	(6) 76	(11) 128	(12) 145	(12) 145	(101) 1,209	(124) 1,483	(3) 37	(3) 41	(278) 3,334	(372) 4,461	7.7
大信村	(6) 69	(8) 98	(5) 56	(7) 82	(2) 27	(4) 48	(1) 7	(1) 7	(1) 6	(1) 6	(5) 62	(7) 83	(0) 0	(0) 0	(13) 158	(19) 226	2.9
棚倉町	(83) 996	(105) 1,267	(72) 859	(94) 1,130	(57) 682	(78) 933	(3) 38	(4) 51	(13) 151	(13) 152	(80) 963	(100) 1,201	(2) 18	(2) 20	(226) 2,711	(291) 3,487	6.6
矢祭町	(30) 358	(36) 431	(25) 303	(31) 376	(10) 120	(14) 168	(3) 36	(3) 36	(2) 21	(2) 21	(25) 302	(29) 343	(0) 0	(0) 0	(65) 782	(79) 944	5.3
埴 町	(50) 598	(67) 799	(40) 484	(56) 676	(28) 337	(40) 474	(3) 34	(5) 57	(7) 81	(7) 81	(49) 588	(63) 753	(0) 1	(0) 1	(127) 1,525	(170) 2,042	6.3
鮫川村	(8) 92	(10) 116	(8) 92	(10) 116	(0) 2	(0) 2	(0) 0	(0) 0	(3) 32	(3) 32	(7) 88	(9) 109	(0) 0	(0) 0	(18) 214	(22) 259	2.3

(出典：福祉行政報告例)

表31 生活保護開始の主たる要因(平成15～17年度)

区分		世帯主の傷病	世帯員の傷病	死亡等 働いていた者の	働いていた者の 働いていない者の	働きによる収入の減少・喪失				年金の減少・喪失	喪失 仕送りの減少・	減少・喪失 手持現金・貯金の	その他	(生別母子の再掲)	合計	町村別開始件数										
						定年失業	老齢による	倒産不振	その他							西郷村	表郷村	東村	泉崎村	中島村	矢吹町	大信村	棚倉町	矢祭町	埴町	鮫川村
平成15年度	件数	20	2	0	0	0	0	0	3	0	2	28	6	(2)	61	10	4	0	3	1	16	2	13	7	5	0
	構成比(%)	32.8	3.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.9	0.0	3.3	45.9	9.8	(3.3)	100											
平成16年度	件数	16	1	0	0	4	0	0	3	1	3	35	5	(4)	68	13	5	0	2	2	15	2	12	5	10	2
	構成比(%)	23.5	1.5	0.0	0.0	5.9	0.0	0.0	4.4	1.5	4.4	51.5	7.3	(5.9)	100											
平成17年度	件数	8	1	0	0	0	0	0	5	0	5	24	4	(4)	47	10	1	0	4	1	12	0	6	2	10	1
	構成比(%)	17.1	2.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10.6	0.0	10.6	51.1	8.5	(8.5)	100											

(出典：保護申請処理簿)

表32 生活保護廃止の主たる要因(平成15～17年度)

区分		世帯主の傷病治癒	世帯員の傷病治癒	死亡	失踪	増加・取得 働きによる収入の	働きの転入	増加 社会保障給付金の	仕送り金等の増加	親引取り ・縁者等の	施設入所	医療費の他法負担	その他	合計	町村別廃止件数															
															件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
平成15年度	件数	0	0	17	0	5	0	1	1	0	0	1	16	41	10	0	1	2	0	12	1	8	4	3	0					
	構成比(%)	0.0	0.0	41.5	0.0	12.2	0.0	2.4	2.4	0.0	0.0	2.4	39.1	100																
平成16年度	件数	0	0	8	0	4	0	2	1	0	0	0	14	29	2	0	1	4	1	9	2	0	3	6	1					
	構成比(%)	0.0	0.0	27.6	0.0	13.8	0.0	6.9	3.4	0.0	0.0	0.0	48.3	100																
平成17年度	件数	0	0	13	2	6	0	0	1	0	0	0	56	78	4	23	9	4	0	9	10	10	2	7	0					
	構成比(%)	0.0	0.0	16.7	2.5	7.7	0.0	0.0	1.3	0.0	0.0	0.0	71.8	100																

には市町村合併に伴う白河市への引継(40世帯)を含む(出典：保護廃止処理簿)

表33 医療扶助人員の状況(平成15～17年度)

単位：人、ただし延人員

区分	総医療扶助人員	入院								計	入院外								計
		医療扶助単給				計	他の扶助との併給				医療扶助単給				計	他の扶助との併給			
		医療扶助のみ		その他の単給 (入院患者日用品費・ 一時的扶助等を含む)			精神病	その他	医療扶助のみ		その他の単給 (一時的扶助を含む)		精神病	その他					
		精神病	その他	精神病	その他				精神病		その他	精神病				その他			
平成15年度 合計	4,610	123	20	193	56	392	53	329	774	156	196	5	1	358	775	2,703	3,836		
平成16年度 合計	5,100	123	55	162	74	414	42	294	750	130	137	0	5	272	817	3,261	4,350		
平成17年度 合計	5,317	127	54	134	94	409	143	501	1,053	84	115	0	14	213	786	3,265	4,264		
西郷村	751	2	1	12	24	39	29	55	123	10	46	0	11	67	130	431	628		
表郷村	189	0	1	0	3	4	8	42	54	0	0	0	0	0	21	114	135		
東村	77	0	7	14	0	21	0	14	35	5	0	0	0	5	9	28	42		
泉崎村	250	12	0	6	0	18	10	25	53	3	5	0	0	8	53	136	197		
中島村	78	0	0	6	0	6	0	11	17	0	0	0	0	0	24	37	61		
矢吹町	1,483	22	19	61	22	124	25	104	253	43	33	0	0	76	252	902	1,230		
大信村	83	6	0	0	0	6	1	0	7	5	0	0	0	5	9	62	76		
棚倉町	1,201	17	18	0	44	79	24	111	214	4	27	0	2	33	167	787	987		
矢祭町	343	24	0	12	1	37	0	21	58	12	0	0	0	12	24	249	285		
埴町	753	44	8	23	0	75	46	102	223	2	4	0	1	7	85	438	530		
鮫川村	109	0	0	0	0	0	0	16	16	0	0	0	0	0	12	81	93		

(出典：福祉行政報告例)

表34 生活保護施設の利用状況(平成15～17年度)

単位：人

区 分	救 護 施 設										矢 吹 授 産 場							
	年度当初	期中移動		年度末	入所者の施設別内訳						年度当初	期中移動		年度末	利用者の法別内訳			
		入 所	退 所		からまつ荘	矢吹緑風園	郡山せいわ園	喜しのめ荘	浪ひ江まわり荘	やしおみ荘		開 始	解 除		生活保護法	みなし保護	身福社障害者	知福社障害者
平成15年度合計	49	1	1	49	25	17	4	1	1	1	(9) 18	(0) 1	(1) 3	(8) 16	(0) 7	(0) 9	(3) 0	(5) 0
平成16年度合計	49	0	0	49	25	17	4	1	1	1	(8) 16	(0) 5	(0) 1	(8) 20	(0) 11	(0) 9	(3) 0	(5) 0
平成17年度合計	49	0	7	42	22	15	3	0	1	1	(8) 20	(0) 4	(1) 4	(7) 20	(0) 12	(0) 8	(2) 0	(5) 0
西郷村	10	0	0	10	7	3	0	0	0	0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0
表郷村	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0
東 村	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0
泉崎村	3	0	1	2	2	0	0	0	0	0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0
中島村	2	0	0	2	1	1	0	0	0	0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0
矢吹町	14	0	0	14	4	7	2	0	1	0	(8) 20	(0) 4	(1) 4	(7) 20	(0) 12	(0) 8	(2) 0	(5) 0
大信村	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0
棚倉町	6	0	0	6	3	2	1	0	0	0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0
矢祭町	7	0	1	6	4	1	0	0	0	1	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0
埴 町	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0
鮫川村	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0

(出典：施設事務費支給台帳)

は、市町村合併に伴う白河市への引継

()は、身体障害者福祉法・知的障害者福祉法による利用者

表35 町村別世帯類型別被保護世帯数(平成15~17年度)

区 分	平成16年3月分						平成17年3月分						平成18年3月分					
	被保護世帯数	内 訳					被保護世帯数	内 訳					被保護世帯数	内 訳				
		高齢者世帯	母子世帯	障がい者世帯	傷病者世帯	その他の世帯		高齢者世帯	母子世帯	障がい者世帯	傷病者世帯	その他の世帯		高齢者世帯	母子世帯	障がい者世帯	傷病者世帯	その他の世帯
西郷村	39	17	1	11	6	4	49	24	2	11	6	6	57	27	2	11	11	6
表郷村	17	11	0	0	3	3	21	12	0	1	5	2	0	0	0	0	0	0
東 村	10	2	0	3	3	2	9	1	0	3	3	2	0	0	0	0	0	0
泉崎村	17	10	1	0	4	2	15	8	2	0	3	2	15	5	1	0	4	5
中島村	6	2	0	3	1	0	7	1	0	3	1	2	7	2	0	3	1	1
矢吹町	99	43	4	18	16	18	107	47	5	19	17	19	109	48	3	18	20	20
大信村	12	5	1	2	0	4	12	5	1	2	0	4	0	0	0	0	0	0
棚倉町	73	38	2	9	10	14	86	41	2	11	17	15	83	38	4	9	17	15
矢祭町	26	10	2	5	2	7	30	11	2	5	3	9	30	10	2	5	3	10
埴 町	47	18	2	4	9	13	48	22	1	3	10	12	51	21	3	4	9	14
鮫川村	6	5	0	1	0	0	7	5	0	1	1	0	8	6	0	2	0	0
合 計	352	161	13	56	54	67	391	177	15	59	66	73	360	157	15	52	65	71
構成比 (%)	100	45.9	3.7	15.9	15.4	19.1	100	45.4	3.9	15.1	16.9	18.7	100	43.6	4.2	14.4	18.1	19.7

埴町の被保護世帯数には停止1を含む(内訳では除外)

表郷村の被保護世帯数には停止1を含む(内訳では除外)

(出典：福祉行政報告例)

表36 就労形態別被保護世帯数(平成15～17年度)

区 分			単身世帯					再掲	2人以上の世帯					再掲	合計	構成比 (%)	
			高齢者世帯	障がい者世帯	傷病者世帯	その他の世帯	小計	医療単給	高齢者世帯	母子世帯	障がい者世帯	傷病者世帯	その他の世帯	小計			医療単給
平成16年3月分	世帯世帯主が 世帯主が働いている	常用労働者	0	0	0	3	3	0	0	2	0	0	1	3	0	6	1.7
		日雇労働者	1	0	2	0	3	1	0	1	0	0	0	1	0	4	1.1
		内職者	1	0	1	5	7	1	0	2	0	0	1	3	0	10	2.8
		その他の就業者	14	0	0	2	16	0	3	0	0	0	5	8	0	24	6.9
	世帯主が働いていないが世帯員が働いている世帯		0	0	0	0	0	0	2	0	2	1	4	9	0	9	2.6
	働いている者がいない世帯		127	52	40	28	247	60	13	8	2	10	18	51	0	298	84.9
	計		143	52	43	38	276	62	18	13	4	11	29	75	0	351	100
	構成比 (%)		40.7	14.8	12.3	10.8	78.6	17.7	5.2	3.7	1.1	3.1	8.3	21.4	0.0	100	
平成17年3月分	世帯世帯主が 世帯主が働いている	常用労働者	0	0	0	4	4	0	0	4	0	0	1	5	0	9	2.3
		日雇労働者	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.3
		内職者	3	2	0	6	11	0	0	3	0	0	2	5	0	16	4.1
		その他の就業者	19	0	0	1	20	0	3	0	0	0	6	9	0	29	7.4
	世帯主が働いていないが世帯員が働いている世帯		0	0	0	0	0	0	3	0	2	4	4	13	0	13	3.3
	働いている者がいない世帯		136	53	46	32	267	58	13	8	2	15	17	55	1	322	82.6
	計		158	55	47	43	303	58	19	15	4	19	30	87	1	390	100
	構成比 (%)		40.5	14.1	12.1	11.0	77.7	14.9	4.9	3.8	1.0	4.9	7.7	22.3	0.3	100	
平成18年3月分	世帯世帯主が 世帯主が働いている	常用労働者	1	0	1	3	5	0	0	5	0	0	1	6	0	11	3.1
		日雇労働者	0	0	1	1	2	0	0	0	0	0	1	1	0	3	0.8
		内職者	2	2	1	7	12	0	0	1	0	1	2	4	0	16	4.4
		その他の就業者	15	0	1	3	19	0	2	0	0	0	5	7	0	26	7.2
	世帯主が働いていないが世帯員が働いている世帯		0	0	0	0	0	0	1	0	2	3	3	9	0	9	2.5
	働いている者がいない世帯		124	45	49	28	246	48	12	9	3	8	17	49	0	295	82.0
	計		142	47	53	42	284	48	15	15	5	12	29	76	0	360	100
	構成比 (%)		39.4	13.1	14.7	11.7	78.9	13.3	4.2	4.2	1.4	3.3	8.0	21.1	0.0	100	

(出典：福祉行政報告例)

表37 扶助別保護費の推移(平成8～17年度)

上段は構成比、単位：％ 下段は支出額、単位：円

区 分	生活扶助費	住宅扶助費	教育扶助費	介護扶助費	医療扶助費	出産扶助費	生業扶助費	葬祭扶助費	施設事務費	保護費総額
平成8年度	23.3 135,021,823	2.8 16,278,408	0.6 3,158,785		56.1 325,176,390	0.0 0	0.0 30,000	0.0 0	17.2 99,630,480	100 579,295,886
平成9年度	26.9 138,555,872	3.6 18,743,762	0.7 3,344,457		50.4 259,278,344	0.0 0	0.0 62,000	0.0 0	18.4 94,681,613	100 514,666,048
平成10年度	24.9 150,090,288	3.2 19,202,449	0.4 2,448,952		54.4 328,146,957	0.0 0	0.0 93,000	0.0 0	17.1 103,229,004	100 603,210,650
平成11年度	23.0 149,978,306	3.2 20,831,635	0.5 3,003,842		57.4 374,281,515	0.0 0	0.0 0	0.0 0	15.9 103,777,152	100 651,872,450
平成12年度	24.2 162,829,782	3.7 24,797,856	0.5 2,801,663	0.4 2,804,827	55.1 371,552,956	0.0 259,300	0.0 0	0.0 119,751	16.2 108,891,036	100 674,057,171
平成13年度	25.9 172,783,756	4.1 27,226,991	0.5 3,368,141	1.2 7,847,933	51.6 344,162,946	0.0 0	0.0 42,068	0.0 0	16.7 111,581,091	100 667,012,926
平成14年度	27.7 195,107,649	4.4 31,198,178	0.4 2,954,056	1.7 11,962,702	50.3 353,699,672	0.0 154,300	0.1 449,502	0.0 199,580	15.4 108,289,234	100 704,014,873
平成15年度	27.5 200,789,769	4.5 32,944,669	0.4 2,586,360	0.9 6,418,474	51.7 376,645,677	0.1 510,280	0.0 117,389	0.1 668,320	14.8 108,284,778	100 728,965,716
平成16年度	28.0 217,759,022	5.1 39,839,097	0.4 2,902,602	0.9 6,772,112	51.4 399,472,829	0.0 0	0.1 829,495	0.1 364,760	14.0 109,118,754	100 777,058,671
平成17年度	26.9 215,797,551	5.5 43,751,980	0.4 3,136,307	1.4 11,015,697	51.5 412,265,010	0.0 282,573	0.2 1,789,809	0.2 1,317,576	13.9 111,532,793	100 800,889,296

(出典：生活保護費経理状況調)

表38 市町村別民生・児童委員(主任児童委員)数

(H18.5.1現在)

市町村	白河市	西白河郡					東白川郡					合計
		西郷村	泉崎村	中島村	矢吹町	計	棚倉町	矢祭町	塙町	鮫川村	計	
男	91	24	10	10	11	55	24	5	17	9	55	201
	11	0	1	0	1	2	2	0	2	1	5	18
女	47	10	8	5	21	44	21	20	18	9	68	159
	9	2	1	2	1	6	2	2	0	1	5	20
計	138	34	18	15	32	99	45	25	35	18	123	360
	20	2	2	2	2	8	4	2	2	2	10	38

(注) 下段は、主任児童委員の再掲

表39 民生・児童委員の町村別活動状況 (平成17年度)

区分	町村別	西白河郡				東白川郡				合計	平成16年度 実績(合計)	平成15年度 実績(合計)	平成14年度 実績(合計)	平成13年度 実績(合計)
		西郷	泉崎	中島	矢吹	棚倉	矢祭	塙	鮫川					
問題別相談・支援件数	在宅福祉	13	366	45	41	17	35	23	5	545	2,110	1,821	2,169	3,171
	介護保険	6	6	16	16	6	55	21	2	128	494	288	373	441
	健康・保健医療	14	1	13	3	2	148	12	2	195	371	301	368	69
	子育て・母子保健	4	1	5	14	2	22	9	2	59	100	176	216	599
	子どもの地域生活	6	22	31	2	3	64	12	7	147	241	250	316	308
	子どもの教育・学校生活	10	18	5	7	6	47	3	10	106	304	371	332	480
	生活費	35	0	25	18	30	36	44	2	190	274	324	391	282
	年金・保険	30	0	2	4	4	3	5	1	49	66	112	178	566
	仕事	19	3	6	8	4	15	8	2	65	139	192	192	346
	家族関係	19	1	42	12	6	10	18	11	119	157	176	253	1,642
	住居	1	0	6	0	4	11	5	4	31	59	68	114	7,904
	生活環境	7	2	5	0	24	22	25	3	88	114	148	131	508
	日常的な支援	44	2	79	4	59	141	125	24	478	731	576	565	3,059
	その他	135	163	9	1	68	255	158	108	897	1,867	1,661	1,396	528
	計	343	585	289	130	235	864	468	183	3,097	7,027	6,464	6,994	167
分野別相談・支援件数	高齢者に関すること	95	425	150	72	151	426	289	70	1,678	4,185	3,293	3,690	649
	障害者に関すること	42	3	20	34	12	22	51	14	198	435	518	652	304
	子どもに関すること	27	51	44	23	20	125	41	36	367	672	847	950	210
	その他	179	106	75	1	52	291	87	63	854	1,735	1,806	1,702	97
	計	343	585	289	130	235	864	468	183	3,097	7,027	6,464	6,994	60
その他の活動件数	調査・実態把握	191	86	5	12	256	246	252	60	1,108	4,503	2,656	2,678	712
	行事・事業・会議への参加協力	630	129	194	8	1,764	625	875	424	4,649	6,071	6,559	7,155	473
	地域福祉活動・自主活動	646	317	354	12	174	390	260	204	2,357	3,886	3,656	3,300	1,137
	民児協運営・研修	390	243	177	15	1,201	339	335	165	2,865	3,844	3,676	3,120	7,904
	証明事務	53	2	19	12	91	37	72	39	325	532	533	482	5,156
	要保護児童の発見の通告・仲介	9	0	1	12	0	8	4	4	38	118	192	202	451
	計	1,910	777	749	59	3,486	1,637	1,794	892	11,304	18,954	17,272	16,735	3,241
	訪問回数	1,808	547	277	12	1,720	1,262	1,983	480	8,089	12,506	11,017	11,917	8,672
その他	1,212	391	77	0	1,683	606	573	95	4,637	9,291	6,319	7,963	11,394	
整連絡回数	委員相互	112	32	11	15	411	292	225	71	1,169	1,868	2,011	1,452	28,914
	その他の関係機関	315	103	15	5	420	396	220	100	1,574	2,291	2,292	2,378	18,239
活動日数		2,356	822	1,092	103	3,801	2,223	2,641	1,273	14,311	19,815	17,839	19,239	26,337

(出典:福祉行政報告例)

表40 管内の児童数の推移

[単位;人]

区分 国勢調査年	県 南 管 内			県 内		
	人口総数 (A)	児童数 (B)	児童比率 (B/A)	人口総数 (A)	児童数 (B)	児童比率 (B/A)
昭和45年	140,772	49,006	34.8%	1,946,077	632,680	32.5%
昭和50年	140,375	42,613	30.4%	1,970,616	581,302	29.5%
昭和55年	142,376	40,632	28.5%	2,035,272	562,989	27.7%
昭和60年	147,999	40,358	27.3%	2,080,304	551,795	26.5%
平成2年	159,180	41,632	26.2%	2,104,058	520,850	24.8%
平成7年	154,858	36,781	23.8%	2,133,592	472,970	22.2%
平成12年	155,015	33,109	21.4%	2,126,935	426,363	20.0%
平成17年	153,352			2,091,223		

(出典：国勢調査報告による年齢(各年齢)別人口表)

(平成17年の年齢別人口調査結果未発表であるため児童数欄未記載。)

・児童数；児童福祉法第4条に基づく満18歳に満たない者の数

表41 児童手当支給状況

(平成18年2月末現在)

(単位:人)

区分 市町村名	世帯数 (H18.2.1 現在)	手当受給者数計 ()実数	該当児童数計	児童手当				特例給付		小学校第3学年修了前特例給付(法附則第7条給付)				小学校第3学年修了前特例給付(法附則第8条給付)		
				被用者		非被用者		被用者		非被用者		受給者数		児童数		
				受給者数	児童数	受給者数	児童数	受給者数	児童数	受給者数	児童数	受給者数	児童数	受給者数	児童数	
白河市	22,490	4,216 (3,539)	5,525	989	1,108	339	383	163	174	1,715	2,444	644	899	366	517	
西白河郡	西郷村	6,156	1,403 (1,187)	1,832	317	350	93	103	63	67	572	805	205	283	153	224
	泉崎村	1,897	433 (367)	571	94	109	30	36	13	15	199	281	71	96	26	34
	中島村	1,320	376 (315)	502	79	91	27	29	5	6	165	238	81	113	19	25
	矢吹町	5,772	1,107 (934)	1,458	244	276	99	107	18	20	467	659	227	328	52	68
東白川郡	棚倉町	4,772	1,031 (865)	1,386	233	266	87	104	40	43	405	594	176	259	90	120
	矢祭町	1,957	369 (318)	504	69	80	40	44	4	5	153	229	88	128	15	18
	塙町	3,157	597 (502)	788	136	161	67	80	12	12	237	337	117	158	28	40
	鮫川村	1,109	234 (192)	299	60	70	27	32	3	3	95	129	46	61	3	4
合計	48,630	9,766 (8,219)	12,865	2,221	2,511	809	918	321	345	4,008	5,716	1,655	2,325	752	1,050	
平成17年2月末	48,957	9,888 (8,288)	13,039	2,266	2,536	831	936	322	349	4,021	5,738	1,685	2,427	763	1,053	
平成16年2月末	48,445	7,926 (6,508)	9,150	2,367	2,621	859	948	330	362	2,801	3,340	1,101	1,334	463	545	
平成15年2月末	48,083	7,802 (6,385)	9,074	2,356	2,609	854	954	315	354	2,722	3,279	1,108	1,354	447	524	
平成14年2月末	47,434	7,822 (6,351)	9,193	2,464	2,809	767	881	389	432	2,696	3,244	1,020	1,272	486	555	

(出典：平成17年度被用者及び非被用者に係る児童手当の支給状況報告)

表42 家庭児童相談室における相談・指導状況

(平成17年度)

項目 地域	性 格 生 活 習 慣 等	知 能 言 語	学 校 生 活 等			非 行	家 族 関 係		環 境 福 祉	障 がい	そ の 他	計
			人 間 関 係	登 校 拒 否	そ の 他		虐 待	そ の 他				
西白河郡	79	45	3	21	66	1	31	99	27	138	106	616
東白川郡	240	236	3	4	45	0	2	26	45	258	25	884
小 計	319	281	6	25	111	1	33	125	72	396	131	1,500
白河市	0	3	4	105	20	0	0	127	0	186	41	486
合 計	319	284	10	130	131	1	33	252	72	582	172	1,986

(白河市分は、白河市家庭児童相談室の受付件数の集計による。)

{西白河郡 + 東白川郡}の推移

16年度	407	269	57	38	100	1	8	49	223	468	91	1,711
15年度	409	231	69	49	90	12	7	74	258	453	103	1,755
14年度	450	270	74	46	149	7	12	120	178	586	89	1,981
13年度	405	270	11	34	164	17	42	89	151	473	24	1,680

(出典：福祉行政報告例)

表43 母子世帯及び父子世帯数

(単位:世帯数)

	年度	白河市			西白河郡				東白川郡				合計	備考
		(表郷村)	(東村)	(大信村)	西郷村	泉崎村	中島村	矢吹町	棚倉町	矢祭町	埴町	鮫川村		
母子世帯	18年度	617			183		46	170	150	51	67			(平成18年6月1日現在)
	17年度	495	65	43	43	157	58	44	145	132	48	61	23	1,314 (平成17年4月1日現在)
	16年度	512	63	40	31	157	41	40	145	129	42	44	22	1,266 (平成16年4月1日現在)
	15年度	453	56	37	31	176	56	27	138	136	47	16	20	1,193 (平成15年6月1日現在)
	14年度	467	53	44	29	153	51	38	132	118	45	43	19	1,192 (平成14年6月1日現在)
父子世帯	18年度	30			31		11	1	17	20	15			(平成18年6月1日現在)
	17年度	67	13	14	9	10	16	11	3	16	16	12	17	204 (平成17年4月1日現在)
	16年度	84	10	9	7	10	16	7	3	15	16	1	17	195 (平成16年4月1日現在)
	15年度	75	10	9	6	25	14	11	2	17	17	19	15	220 (平成15年6月1日現在)
	14年度	212	8	18	4	24	19	11	0	14	18	20	12	360 (平成14年6月1日現在)

(出典:ひとり親世帯数等調査外)

表44 母子相談受付状況

(単位:件)

	生活一般			児 童			生活援護			そ の 他			合 計		
	西白	東白	計	西白	東白	計	西白	東白	計	西白	東白	計	西白	東白	計
4年度	138	8	146	15	2	17	160	185	345			0	313	195	508
5年度	222	20	242	21	0	21	228	214	442			0	471	234	705
6年度	206	12	218	16	3	19	181	191	372			0	403	206	609
7年度	371	11	382	22	2	24	270	159	429			0	663	172	835
8年度	275	11	286	15	2	17	201	210	411	1		1	492	223	715
9年度	259	94	353	23	6	29	183	94	277		1	1	465	195	660
10年度	365	102	467	40	2	42	197	105	302		1	1	602	210	812
11年度	183	109	292	19	1	20	145	67	212			0	347	177	524
12年度	194	156	350	18	4	22	164	62	226			0	376	222	598
13年度	179	109	288	17	9	26	142	62	204			0	338	180	518
14年度	175	124	299	16	3	19	128	44	172			0	319	171	490
15年度	135	196	331	11	10	21	103	26	129			0	249	232	481
16年度	236	162	398	32	11	43	195	40	235	0	1	1	463	214	677
17年度	138	225	363	26	21	47	261	90	351	0	0	0	425	336	761

(出典:福祉行政報告例)

表45 母子寡婦福祉資金貸付状況(平成17年度)

(単位:円)

	新規貸付														継続貸付						合計																	
	修学資金		就学支度資金		事業開始資金		事業継続資金		生活資金		転宅資金		技能習得資金		医療介護資金		就職支度資金		特別児童扶養資金				修業資金		小計		修学資金 修業資金		特別児童 扶養資金		小計							
	件	金額	件	金額	件	金額	件	金額	件	金額	件	金額	件	金額	件	金額	件	金額	件	金額	件	金額	件	金額	件	金額	件	金額	件	金額	件	金額						
白河市	2	1,524,000							1	600,000			1	600,000							1	72,880	1	600,000	6	3,396,880	7	4,341,000	1	32,080	8	4,373,080	14	7,769,960				
(白河市)	2	1,524,000							1	600,000			1	600,000							1	72,880			5	2,796,880	4	2,409,000	1	32,080	5	2,441,080	10	5,237,960				
(表郷村)																									0	2,132,000			2	1,332,000	2	1,332,000						
(東村)																							1	600,000	1	600,000			0	0	1	600,000						
(大信村)																											1	600,000	1	600,000	1	600,000						
西郷村																									0	4,225,000			4	2,250,000	4	2,250,000						
泉崎村																													0	0	0	0						
中島村																									0	1,216,000			1	216,000	1	216,000						
矢吹町																							1	360,000	1	150,000			1	150,000	2	510,000						
棚倉町	1	708,000	1	75,000					1	100,000															3	883,000	3	1,908,000	3	1,908,000	6	2,791,000						
矢祭町																													0	0	0	0						
塙町																											1	180,000	1	180,000	1	180,000						
鮫川村																													0	0	0	0						
合計	3	2,232,000	1	75,000	0	0	0	0	2	700,000	0	0	1	600,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	72,880	2	960,000	10	4,639,880	17	9,045,000	1	32,080	18	9,077,080	28	13,716,960

平成16年度	7	4,612,000	6	1,310,000	0	0	1	280,000	0	0	0	260,000	0	0	0	0	0	0	1	100,000	1	64,160	1	280,000	18	6,906,160	23	14,951,880	1	31,320	24	14,983,200	42	21,889,360		
平成15年度	11	7,016,000	4	1,055,000	1	1,000,000	0	0	1	300,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	62,640	1	600,000	19	10,033,640	15	9,083,880	1	35,080	16	9,118,960	35	19,152,600
平成14年度	8	3,977,700	2	2,805,000	1	1,200,000	0	0	1	450,000	0	0	0	0	2	416,500	0	0	1	70,100	0	0	0	0	22	8,919,300	19	9,842,400	0	0	19	9,842,400	41	18,761,700		
平成13年度	10	6,716,400	2	465,000	0	0	0	0	1	103,000	0	0	1	299,000	0	0	0	0	0	0	0	0	2	900,000	16	8,483,400	13	5,905,000	0	0	13	5,905,000	29	14,388,400		

表47 認可外保育施設の状況

(平成18年3月31日現在)

市町村名	施設区分		施設数	入 所 児 童 数						備考
				0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児以上	学童児	
白河市	事業所内	院内	2	10	11	14	10	16	7	68
		その他	1	0	4	7	3	1	0	15
	その他		5	7	7	8	7	14	0	43
	計		8	17	22	29	20	31	7	126
矢吹町	事業所内	院内	1	1	7	1	3	3	2	17
		その他	1	0	1	2	2	3	2	10
	その他		1	2	4	5	5	7	3	26
	計		3	3	12	8	10	13	7	53
埴町	事業所内	院内	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他		1	2	15	10	12	7	1	47
	計		1	2	15	10	12	7	1	47
合計	事業所内	院内	3	11	18	15	13	19	9	85
		その他	2	0	5	9	5	4	2	25
	その他		7	11	26	23	24	28	4	116
	計		12	22	49	47	42	51	15	226
平成16年度	事業所内	院内	3	10	13	17	10	16	7	73
		その他	2	1	6	5	4	10	6	32
	その他		9	18	30	23	38	36	4	149
	計		14	29	49	45	52	62	17	254
平成15年度	事業所内	院内	3	10	21	13	10	17	3	74
		その他	2	2	1	5	4	1	0	13
	その他		10	12	37	36	34	40	5	164
	計		15	24	59	54	48	58	8	251
平成14年度	事業所内	院内	3	6	20	13	14	24	6	83
		その他	2	0	6	4	4	12	15	41
	その他		8	16	27	34	42	31	4	154
	計		13	22	53	51	60	67	25	278
平成13年度	事業所内	院内	4	8	13	8	12	13	12	66
		その他	2	1	2	5	7	10	10	35
	その他		7	13	25	33	31	23	0	125
	計		13	22	40	46	50	46	22	226

(出典：認可外保育施設の現況調査外)

表48 放課後児童クラブの状況

(平成17年度)

		開 設 状 況				補 助 事 業 の 種 別					
市町村名	放課後児童クラブ名	開設場所	年間開設日数	開設時間	土曜日開設	児童数	放課後児童健全育成事業	地域組織活動育成事業 (母親クラブ数)	児童ふれあい交流促進事業 (事業数)	わくわく放課後支援事業	放課後児童クラブ障がい児受入支援事業 (児童数)
白河市	第一児童館チャイルド児童クラブ	第一児童館	292	8:30 ~ 18:00		61		5			
	第二児童館なかよし児童クラブ	第二児童館	292	8:30 ~ 18:00		58		2			
	表郷放課後児童クラブ	表郷小学校	290	13:00 ~ 18:00		53					
	ひがし児童クラブ	ひがしこども館	288	12:00 ~ 18:00		64					
	みさか小学校児童クラブ	みさか小学校	242	8:30 ~ 18:00		54					
	白河市第三小学校児童クラブ	白河第三小学校	242	8:30 ~ 18:00		77					1
	しらさか児童クラブ	白坂多目的研修センター	242	8:30 ~ 18:00		33					
	おおぬま児童クラブ	サンフレッシュ白河	242	8:30 ~ 18:00		30					
	関辺小学校児童クラブ	関辺小学校	242	8:00 ~ 18:00		17					
	五箇小学校児童クラブ	五箇小学校	242	8:00 ~ 18:00		8					
	こたがわ児童クラブ	小田川小学校	242	8:00 ~ 18:00		7					
	信夫一小児童クラブ	信夫第一小学校	240	13:00 ~ 18:00		17					1
	信夫二小児童クラブ	信夫第二小学校	240	13:00 ~ 18:00		13					
西郷村	小田倉児童クラブ	小田倉児童館	245	13:00 ~ 18:00		78					
	熊倉児童クラブ	西郷村文化センター	245	13:00 ~ 18:00		62					
	米児童クラブ	米小学校	240	13:00 ~ 18:00		22					
	川谷児童クラブ	川谷小中学校の旧校長住宅	250	13:00 ~ 18:30		12					
泉崎村	泉崎児童クラブ	泉崎村児童館	263	9:00 ~ 18:30		75					
中島村	なかじま放課後児童クラブ	中島村農村環境改善センター	282	9:45 ~ 18:30		42					
矢吹町	矢吹小児童クラブ	矢吹小学校	240	13:00 ~ 18:00		44					
	善郷小児童クラブ	善郷小学校	240	13:00 ~ 18:00		44					
	中畑・三神小児童クラブ	中畑小学校	240	13:00 ~ 18:00		23					
棚倉町	棚倉児童クラブ	棚倉小学校	206	13:00 ~ 17:00		53		1			
矢祭町	東館小児童クラブ	東館小学校	211	13:00 ~ 17:30		27					1
塙町	塙児童クラブ	塙町公民館台宿分館	202	14:30 ~ 17:30		16					
鮫川村	鮫川村放課後児童クラブ	鮫川公民館	240	14:30 ~ 16:30		24			1		

(出典：平成17年度福島県わくわく放課後事業実績外)

表49 児童福祉施設への施設入所人員

(平成17年度)

施設種別 区分	児 養 童 護	乳 児 院	児 童 自 立 支 援	里 親	知 障 が い 児	肢 体 不 自 由 児	重 症 心 身 障 が い 児	ろ う あ 児	肢 体 不 自 由 児 (通 園)	計
前 年 度 措 置 数	37	0	0	2	32	5	21	1	0	98
年 度 中 措 置 数	4 (1)	0	1	0	3 (1)	1 (1)	0	0	1	10 (3)
年 度 中 措 置 解 除 数	4	0	0	1	8 (1)	0 (2)	0	0	0	13 (3)
年 度 末 現 在 措 置 数	38	0	1	1	27	5	21	1	1	95

平成16年度	39	0	0	2	32	5	21	1	0	100
平成15年度	38	1	0	2	34	6	21	1	0	103
平成14年度	33	3	1	5	38	6	21	1	0	108
平成13年度	35	0	3	3	35	5	21	1	0	103

()内の数値は、施設間の移動又は保健福祉事務所間のケース移管による措置変更のもので、外数表示。

表50 児童福祉施設別入所状況

(平成18年4月1日現在)

施設区分	市町村名	西 白 河 郡							東 白 川 郡				合 計	
		白河市	西郷村	(表郷)	(東)	泉崎村	中島村	矢吹町	(大信)	棚倉町	矢祭町	塙町		鮫川村
児 童 養 護														
	青葉学園	2											2	
	福島愛育園	3											3	
	会津児童園	6											6	
	白河学園	5	2			2	6		1		3		19	
	堀川愛生園	4	1					1					6	
	相馬愛育園	1											1	
	アイリス学園							1					1	
	小 計	21	3	/	/	0	2	8	1	0	3	0	38	
児 童 自 立 支 援														
	国立武蔵野学院			/	/			/			1		1	
里 親 委 託														
	一般里親			/	/			1	/				1	
知 的 障 が い 児														
	白河めぐみ学園	3	1			2				1	1	2	10	
	白河こひつじ学園	5							1		1	2	9	
	桜が丘学園	1				2			1	1	3		8	
	原町学園										1		1	
	安積愛育園	1											1	
	小 計	10	1	/	/	2	2	0	2	2	6	4	29	
肢 体 不 自 由 児														
	福島県総合療育センター	1	2			1		1					5	
	福島県総合療育センター (通所施設)		1										1	
	福島整肢療護園										1		1	
	宮城県拓桃医療 療育センター	1											1	
	小 計	2	3	/	/	1	0	1	0	0	1	0	8	
重 症 心 身 障 が い 児														
	国立病院機構福島病院	7					2	1		2		4	1	17
	国立病院機構いわき病院	1								1			2	
	福島整肢療護園	2											2	
	小 計	10	0	/	/	0	2	1	3	0	4	1	21	
ろ う あ 児														
	郡山光風学園	1		/	/			/					1	
乳 児 院														
	若松乳児院			/	/			/					0	
合 計		44	7	/	/	3	6	11	6	2	15	5	99	
平成17年度		32	7	4	3	1	7	11	4	8	2	16	6	101
平成16年度		33	5	3	5	1	7	14	9	7	2	14	4	104
平成15年度		34	4	3	2	2	7	14	9	13	2	16	4	110
平成14年度		36	2	4	2	3	4	15	9	14	3	14	4	110

表5.1 精神障がい者の状況

(平成18年4月1日現在)

市町村		精神保健福祉手帳交付者数				通院公費負担受給者数	人口 (人)	人口比 (%)
		1級	2級	3級	合計			
西 白 河 郡	西郷村	11	31	9	51	217	19,501	0.26
	泉崎村	5	7	5	17	66	6,761	0.25
	中島村	2	2	0	4	40	5,147	0.07
	矢吹町	12	32	6	50	178	18,727	0.26
	計	30	72	20	122	501	50,136	0.24
東 白 川 郡	棚倉町	5	20	9	34	131	15,693	0.21
	矢祭町	2	5	2	9	64	6,706	0.13
	埴町	2	10	13	25	91	10,524	0.23
	鮫川村	3	5	3	11	44	4,254	0.25
	計	12	40	27	79	330	37,177	0.21
郡合計		42	112	47	201	831	87,313	0.23
白河市		24	88	36	148	535	65,669	0.22
管内合計		66	200	83	349	1,366	152,982	0.22
平成17年4月1日		70	187	74	331	1,337	154,160	0.21
平成16年4月1日		61	174	63	298	1,288	154,598	0.19
平成15年4月1日		45	129	54	228	1,182	155,033	0.14

(出典：福島県精神保健センター調べ)

表52 身体障がい児者(身障手帳所持者)の状況

(平成18年4月1日現在)

市町村		身障手帳交付者数			人 口 (人)	人 口 比 (%)
		18歳未満	18歳以上	合計		
西 白 河 郡	西郷村	14	678	692	19,501	3.54
	泉崎村	5	286	291	6,761	4.30
	中島村	3	194	197	5,147	3.82
	矢吹町	8	791	799	18,727	4.26
	計	30	1,949	1,979	50,136	3.94
東 白 川 郡	棚倉町	5	694	699	15,693	4.45
	矢祭町	4	298	302	6,706	4.50
	塙町	12	461	473	10,524	4.49
	鮫川村	2	227	229	4,254	5.38
	計	23	1,680	1,703	37,177	4.58
郡合計		53	3,629	3,682	87,313	4.21
白河市		41	2,247	2,288	65,669	3.48
管内合計		94	5,876	5,970	152,982	3.90
平成17年4月1日		73	4,922	4,995	136,114	3.66
平成16年4月1日		96	5,542	5,638	154,598	3.64
平成15年4月1日		96	5,389	5,485	155,033	3.53
平成14年4月1日		97	5,395	5,492	155,048	3.54
平成13年4月1日				5,543	154,907	3.57

(出典：福島県障がい者総合福祉センター調べ)

表53 知的障がい児者(療育手帳所持者)の状況

(平成18年4月1日現在)

市町村名		判定区分									人口 (人)	人口比 (%)
		18歳未満			18歳以上			合計		合計		
		A	B	小計	A	B	小計	A	B			
西 白 河 郡	西郷村	12	20	32	92	78	170	104	98	202	19,501	1.04%
	泉崎村	4	8	12	12	18	30	16	26	42	6,761	0.62%
	中島村	6	4	10	16	22	38	22	26	48	5,147	0.93%
	矢吹町	7	12	19	40	58	98	47	70	117	18,727	0.62%
	計	29	44	73	160	176	336	189	220	409	50,136	0.82%
東 白 川 郡	棚倉町	8	12	20	39	46	85	47	58	105	15,693	0.67%
	矢祭町	4	8	12	13	18	31	17	26	43	6,706	0.64%
	埴町	10	13	23	28	35	63	38	48	86	10,524	0.82%
	鮫川村	4	4	8	19	27	46	23	31	54	4,254	1.27%
	計	26	37	63	99	126	225	125	163	288	37,177	0.77%
郡合計		55	81	136	259	302	561	314	383	697	87,313	0.80%
白河市		38	54	92	117	164	281	155	218	373	65,669	0.57%
管内合計		93	135	228	376	466	842	469	601	1,070	152,982	0.70%
平成17年4月1日		85	119	204	379	456	835	464	575	1,039	154,160	0.67%
平成16年4月1日		77	105	182	377	448	825	454	553	1,007	154,598	0.65%
平成15年4月1日		60	106	166	270	353	623	330	459	789	155,033	0.51%
平成14年4月1日		59	120	179	288	378	666	347	498	845	155,048	0.54%

(出典：福島県障がい者総合福祉センター調べ)

表54 市町村における主な障がい者施策の実施状況

平成17年度において 補助・負担実績のある市町村	白 河 市	(白 河 市)	(表 郷 村)	(東 村)	(大 信 村)	西 郷 村	泉 崎 村	中 島 村	矢 吹 町	棚 倉 町	矢 祭 町	埴 町	鮫 川 村
障がい者小規模作業所運営事業													
市町村障がい者社会参加促進事業		/	/	/	/								
精神障がい者居宅生活支援事業													
精神障がい者居宅介護等事業		/	/	/	/								
精神障がい者短期入所事業		/	/	/	/								
精神障がい者地域生活援助事業		/	/	/	/								
重度障がい者支援事業													
重度心身障がい者医療費補助事業													
在宅重度障がい者対策事業													
人工透析患者通院交通費補助事業													
身体障がい者在宅福祉サービス													
身体障がい者居宅介護等事業													
身体障がい者デイサービス事業													
身体障がい者短期入所事業													
身体障がい者訪問入浴事業													
知的障がい者・児童在宅福祉サービス													
知的障がい者・児童居宅介護等事業													
知的障がい者													
児童													
知的障がい者・児童デイサービス事業													
知的障がい者													
児童													
知的障がい者・児童短期入所事業													
知的障がい者													
児童													
知的障がい者地域生活援助事業													
身体障がい者補装具交付・修理事業		()											
身体障がい者更生医療給付事業		()											
身体障がい者日常生活用具給付当事業													
身体障がい児補装具交付・修理事業		()											
重度障害児・者日常生活用具給付等事業													
身体障がい者施設訓練等支援費事業		()											
知的障がい者施設訓練等支援費事業		()											

平成17年度学会等研究発表状況

発表学会等名称	開催期日 (平成年月日)	開催地	調査・研究テーマ	調査研究者 (は発表者)
平成17年度東北 衛生行政研究会	17年7月21日	福島市	福島県県南保健福祉事務 所における地域保健医療 の医師臨床研修の現状	遠藤幸男
平成17年度福島 県保健衛生学会	17年9月2日	福島市	浴槽水におけるレジオネ ラ属菌対策について	伊藤 隆 鈴木 斉 大野金男 遠藤幸男
全国衛生行政研 究会セミナー	17年9月14日	札幌市	結核予防法改正後の保健 所の対応	遠藤幸男
第64回日本公衆 衛生学会	17年9月14日 ～9月16日	札幌市	介護保険施設等における 結核予防対策	小野喜代子 遠藤幸男
第46回東北プロ ック食品衛生・ 環境衛生監視員 研修会	17年9月15日 16日	盛岡市	火葬場の運営管理につい て - 関係法令からの考察 -	大野金男
平成17年度動物 愛護管理調査研 究発表会	17年10月20日 21日	新潟市	学校飼育動物の飼養実 態とその改善について	我妻盛勝
平成17年度食品 衛生・環境衛生 業務研修会	18年1月26日 27日	福島市	墓地台帳の整備について	大野金男
平成17年度食品 衛生・環境衛生 業務研修会	18年1月26日 27日	福島市	レジオネラ属菌行政検査 結果の考察	伊藤 隆 鈴木 斉 大野金男
平成17年度薬事 監視員研修会	18年2月15日	福島市	モデル校によるヤングボ ランティア啓発企画事業 の成果について	江田ふみ子 寺島聡美 橋本恵子 県立棚倉高等学校ヤング ボランティアメンバー
雑誌「公衆衛生 情報」 (日本公衆衛生 協会発行)	17年5月15日 発行 (2005.Vol.35 No.5)		全行政レター『新医師臨 床研修「地域保健・医 療」への期待』	遠藤幸男

所在地

県南保健福祉事務所

〒961-0074 福島県白河市郭内127番地

電話 市外局番(0248)

総務企画部

総務グループ 22-5441
地域支援グループ 22-5447

F A X

総務企画部・健康福祉部 22-5451
生活衛生部 23-1252

健康福祉部

保健福祉グループ 22-5467
高齢者支援チーム 22-5478
児童家庭支援チーム 22-5467
中央児童相談所白河相談室 22-5648
障がい者支援チーム 22-5649
生活保護グループ 22-5483
健康増進グループ 22-5443

生活衛生部

医療薬事グループ 22-5479
医事業事チーム 22-5479
感染症予防チーム 22-6405
衛生推進グループ 22-5486
環境衛生チーム 22-5486
食品衛生チーム 22-5487

ホームページアドレス

<http://www.pref.fukushima.jp/kennanhofuku>

Eメールアドレス

kennan.hokenfukushi@pref.fukushima.jp



県南保健福祉事務所棚倉支所

〒963-6131 福島県東白川郡棚倉町大字
棚倉字城跡34番地1

電話(0247)33-2241(代表)

F A X(0247)33-3970

Eメールアドレス

kennan.hokenfukushitanagura@pref.fukushima.jp

県南保健福祉事務所東白川福祉相談コーナー

〒963-6123 福島県東白川郡棚倉町大字

関口字上志宝50番地1
(福島県棚倉合同庁舎内)

電話(0247)33-2226

